

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第22巻 第1号(通巻603号) 2023.1

金融機関による学校への講師派遣について考える

23年インバウンド消費の展望

—中国などからの訪日客回復を前提とすれば19年水準を26%上回る試算—

イタリアの協同組織金融

—2015年以降のガバナンス改革とセクター構造の変化—

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて⑥

—脱炭素経営と中小企業—

中小企業におけるSDGsへの意識および取組状況の実態

—全国中小企業景気動向調査のアンケート結果より—

信用金庫の新しいビジネスモデル策定①

—経営戦略プランニング研修(2022年度)の概要—

地域・中小企業関連経済金融日誌(11月)

地域・中小企業研究所が「人材紹介事業セミナー」を開催

統計



信金中央金庫

SCB

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

- 委員長 地主 敏樹 関西大学 総合情報学部教授
- 副委員長 藤野 次雄 横浜市立大学名誉教授
- 委員 打田委千弘 愛知大学 経済学部教授
- 委員 永田 邦和 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授
- 委員 村上 恵子 県立広島大学 地域創生学部教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：奥津、品田)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2023年1月号 目次

| | | |
|---------|--|---------|
| | 金融機関による学校への講師派遣について考える | 2 |
| | 信金中金月報掲載論文編集委員 村上恵子 (県立広島大学 地域創生学部教授) | |
| 調 査 | 23年インバウンド消費の展望 | 鹿庭雄介 4 |
| | —中国などからの訪日客回復を前提とすれば19年水準を26%上回る試算— | |
| | イタリアの協同組織金融 | 平岡芳博 15 |
| | —2015年以降のガバナンス改革とセクター構造の変化— | |
| | ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて⑥ | 藁品和寿 28 |
| | —脱炭素経営と中小企業— | |
| | 中小企業におけるSDGsへの意識および取組状況の実態 | 品田雄志 39 |
| | —全国中小企業景気動向調査のアンケート結果より— | |
| | 信用金庫の新しいビジネスモデル策定① | 刀禰和之 54 |
| | —経営戦略プランニング研修(2022年度)の概要— | |
| 経済金融日誌 | 地域・中小企業関連経済金融日誌(11月) | 62 |
| 信金中金だより | 地域・中小企業研究所が「人材紹介事業セミナー」を開催 | 64 |
| | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(11月) | 65 |
| | 2022年信金中金月報(第21巻)総索引 | 66 |
| 統 計 | 信用金庫統計、金融機関業態別統計 | 70 |

金融機関による学校への講師派遣について考える

信金中金月報掲載論文編集委員

村上 恵子

(県立広島大学 地域創生学部教授)

新しい学習指導要領による授業が、2021年4月から中学校で、高等学校では2022年4月から始まった。私たちを取り巻く環境が急速に変化する現代社会においては、これまで学校で教えられてこなかった知識や能力が重要視され始めることがある。金融の知識やお金に関わる思考力・判断力もその一つであり、今回の学習指導要領改訂では、中学校の社会（公民的分野）と技術・家庭（家庭分野）、高等学校の公民科（公共、政治・経済）と家庭科（家庭基礎、家庭総合）で金融教育の充実が図られた。例えば、高等学校で新科目として導入された公共では各種金融機関や投資の役割、資産運用に伴うリスクとリターンの学習が、家庭基礎では株式や投資信託を含む基本的な金融商品の特征に関する学習が採り入れられた。

と同時に、中学校の社会（公民的分野）や高等学校の公民科（公共、政治・経済）の学習指導要領では、「関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図る」ことも言及された。では、実際に中学生や高校生が学校で関係諸機関の提供する授業を受ける機会は増えているのだろうか。金融経済教育を推進する研究会（日本証券業協会設置）は、一足早く学習指導要領が改訂された中学校で金融経済教育に関する実態調査を行い、2022年10月に「中学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書」を公刊した。これを見ると、学校外の金融・経済の専門家や外部の専門諸機関と連携・協働した授業等を行ったことがあると回答した中学校教員の割合は17.3%に留まり、そのうち実際に連携・協働した外部の人材・団体として銀行・証券会社などの金融機関を挙げた教員も23.0%であった。しかしながら、外部講師の派遣を求める教員は34.1%存在し、新学習指導要領で学校と関係諸機関などとの連携・協働が求められたことから、今後、学校での金融教育の実施において金融機関が果たす役割は大きくなっていくと考えられる。

このように中学生と高校生が金融教育を受ける環境が整いつつある中、大学生が金融を学ぶ環境の整備は進んでいるだろうか。もちろん経済・経営・商学系や一部の家政・生活系の学部・学科等では、これまでも専門科目の1つとして金融論やそれに関連する科目が開講されてきた。前述の学習指導要領改訂を受けて、昨今では教育系の学部・学科等で金融に関連する授業が行われ始めているとも聞く。しかし、多くの大学では未だ共通教育科目（すべての学部の学生が

履修する授業科目群)に金融関連科目は含まれておらず、前述の学部以外の学生には金融を学ぶ機会はほとんど提供されていない。今後、より多くの大学の共通教育科目に金融関連科目が入り、すべての大学生が金融について学べるようになることが望まれるが、日本の大学では各大学が自ら掲げる教育理念・目的に基づいて自主的・自律的に教育課程が編成されるため、学習指導要領によって教育課程編成の基準が定められる中学校や高等学校のように全国一律に金融教育の充実を図ることは難しいであろう。

その一方で、金融教育に携わる組織が提供する教材や事業を紹介している金融広報中央委員会のサイト「お金の知恵を学ぶリンク集～金融学習ナビゲーター～」を見ると、中学生や高校生だけでなく、大学生に対しても実に多様な機関・団体・NPO法人等が教材の提供や講師の派遣を行っていることが分かる。また、このサイトでは紹介されていないが、地方銀行や信用金庫による大学での出前講座に関する新聞記事を目にすることもある。すべての学部ではないが、大学においても金融機関からの講師派遣を活用する動きは見られるのである。こうした中、大学あるいは大学教員は金融機関にどのような講義を期待しているのかという質問をいただくことがある。もちろん授業科目によって金融機関に求める講義内容は異なるのだが、以下では筆者が担当する金融機関提供講座の一つ「地域金融特別講義」を紹介しつつ、金融機関にどのような教育を期待するかについて考えたい。

「地域金融特別講義」は、県内に本店を置く地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、証券会社その他、日本銀行や日本政策金融公庫の県内の支店など、地域の様々な金融機関から講師を派遣してもらい、経営を学ぶ学生を対象にオムニバス形式で講義を行っていただく科目である。学生には、この授業を通じて金融機関の最新の取り組みを知り、他の講義で学んだ金融の知識・理論とこの講義で学ぶ具体的事例を結びつけ、具体例を一般化し、物事の本質を捉える力を培ってほしいと考えている。このため、金融機関には、基礎的な金融論と金融機関論だけでなく、大学教員ではすべてを知ることが難しい実際の各金融機関の取り組みについて具体的に紹介していただけるよう依頼し、そして期待もしている。では、実際に学生たちはこの授業を受けることで筆者の期待する力を身に付けることができているか。2022年度にこの講義を受けた学生の感想文を見ると、多くの学生が「銀行の果たす役割は時代に合わせて変化している」、「金融機関において非金融サービスが充実してきている」、「地域課題がその地域の金融機関のサービスに大きく影響を及ぼす」と書いていた。金融機関の具体的な取り組み事例から、金融機関の業務や求められる役割が変化していることを理解しているようである。具体例を知り、自らで本質を捉える、金融機関提供講座だからできる学びではないだろうか。

23年インバウンド消費の展望

— 中国などからの訪日客回復を前提とすれば19年水準を26%上回る試算 —

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鹿庭 雄介

(キーワード) インバウンド消費、コロナ、円安、1人あたり旅行支出、国別、品目別、都道府県別

(視 点)

コロナ禍で低迷の続いていたインバウンド消費にようやく回復の兆しが見え始めてきた。22年入り後、入国制限の段階的な緩和が続いており、訪日外客数が徐々に戻ってきているためである。本稿では、日本のインバウンド消費が今後どのように回復していくのかについて、国別に見た訪日外客数の動向や、為替の変動などを踏まえて品目別、都道府県別に展望した。

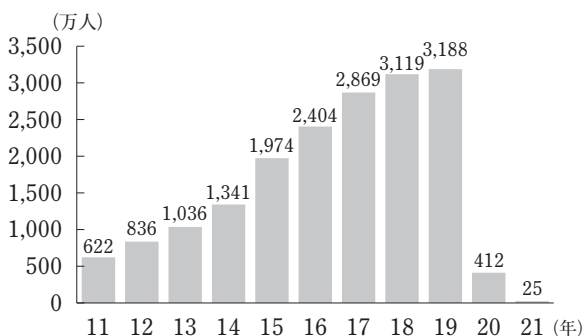
(要 旨)

- コロナ禍で低迷していた訪日外客数は、22年3月から始まった入国制限の緩和を受けて少しずつ戻ってきており、これに合わせる形でインバウンド消費も先行き回復が見込まれる。
- 直近22年10月の訪日外客数はコロナ前の2割程度の水準であり、国別では韓国やベトナム、欧米諸国の回復率が高くなっている。一方、中国や台湾などの回復率は低く、コロナ感染症に対する出国制限の差が回復率の差として現れている。
- もっとも、インバウンド消費は訪日外客数の動きに加えて為替相場の動向からも影響を受ける。コロナ禍でどの国も「円安・自国通貨高」が大きく進んでおり、結果として1人あたりの旅行支出も大幅に増加すると見込まれる。
- こうした点を考慮して、23年のインバウンド消費を試算すると訪日外客数の戻りが限られる「客数未回復ケース」では、韓国や米国からの旅行者が主導する形で1.2兆円程度まで回復すると見込まれる。一方、訪日外客数が19年水準まで戻る「客数回復ケース」では、中国人客の復活などによってインバウンド消費は6兆円近くまで回復するとみられる。
- さらに、品目別に23年のインバウンド消費を試算すると、客数未回復ケースでは宿泊費や飲食費、交通費、娯楽等サービス費の回復が目立つのに対し、客数回復ケースでは買物代が大幅に増加する結果となり、中国からの訪日外客数の影響などで対照的な動きとなっている。
- 都道府県別に試算してみると、客数未回復ケースでは中国地方や九州地方での回復が進む一方、客数回復ケースでは東北地方や四国地方の回復がより進む結果となった。先行きインバウンド消費は客数未回復ケースから客数回復ケースへ徐々に移っていくと想定され、都道府県によってそれぞれ回復パスに違いが生じることは認識しておく必要がある。
- インバウンド消費の回復遅れが見込まれる都道府県や、品目を取り扱う企業ではまず国内観光客の需要取込みに注力していくことが求められる。他方、コロナ禍で大幅に円安が進んだことから、1人あたり旅行支出の増加が予想される。訪日外客数の本格回復に備え、より付加価値の高い商品やサービスを提供する準備を整えておく必要がある。

1. 回復の兆しが見え始めたインバウンド消費

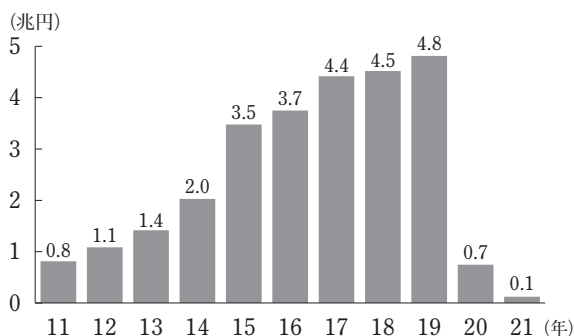
新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、インバウンド消費（訪日外国人消費）は一時消滅した。コロナ前の19年に3,188万人まで達していた訪日外客数は、20年に412万人、21年には25万人と激減している（**図表1**）。そして、訪日外客数の急減に合わせる形でインバウンド消費も19年の4.8兆円から、20年には0.7兆円、21年には0.1兆円と急減している（**図表2**）。旅行や宿泊、運送、飲食・土産物関連といった観光業は深刻な影響を2年以上の長きに渡って受け続けてきた。

図表1 訪日外客数（暦年）



（備考）日本政府観光局（JNTO）資料より作成

図表2 インバウンド消費（暦年）



（備考）観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

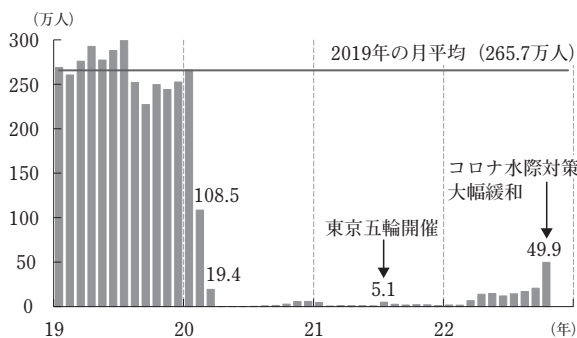
しかし、22年に入ってこうした状況に少しずつ変化が出てきている。まず、3月に日本到着時の隔離義務が緩和され、在外邦人の一時帰国が増加した（**図表3**）。その後も、1日あたりの入国者数上限の引上げや、ツアー客の受入れ再開などが段階的に進められ、10月11日からは個人旅行解禁や短期滞在者のビザ免除措置再開、入国者数の上限撤廃といった大幅緩和が実施に移されている。かかる状況下、訪日外客数も少しずつ戻ってきており、直近22年10月は49.9万人とコロナ直後の20年2月（108.5万人）の半分近くの水準まで回復している（**図表4**）。コロナ前

図表3 入国制限緩和の流れ

| | |
|--------|--|
| 22年3月 | ・日本到着時の隔離義務を緩和 |
| 22年4月 | ・1日あたりの入国者数上限を7,000人から1万人に |
| 22年6月 | ・添乗員付きのツアー客限定で受入れ再開 ・入国者数上限も2万人に |
| 22年9月 | ・添乗員を伴わないツアーの受入れを再開 ・入国者数上限を5万人に |
| 22年10月 | ・個人旅行解禁 ・短期滞在者のビザ免除再開 ・入国者数の上限撤廃 (ワクチン接種証明書か陰性証明の提示は必要) |

（備考）各種資料より作成

図表4 訪日外客数（月次）



（備考）日本政府観光局（JNTO）資料より作成

の19年月平均(265.7万人)との開きは依然大きいものの、今後も入国制限の緩和が進んでいくと予想されることから、インバウンド消費も持直しの動きを強めていくことになると考えられる。

2. インバウンド消費の23年試算

では、こうした入国制限の緩和によって、インバウンド消費は今後どのような形で回復を遂げていくのであろうか。ここでは訪日外客数の戻り具合や為替動向を国別にみることで、インバウンド消費の先行きを品目別・都道府県別に展望してみた。

(1) 訪日外客数の回復率と23年試算

まず、入国制限の大幅緩和が行われた直近22年10月の訪日外客数の動きを国別に細かく見ていく。同月は全体で49.9万人の訪日外国人が日本を訪れており、なかでも韓国(12.3万人)からの客数が最も多く、これに米国(5.3万人)、香港(3.6万人)、台湾(3.5万人)が続いている(図表5の②)。コロナ前の19年10月は中国(60.6万人)、台湾(39.9万人)、韓国(19.4

図表5 訪日外客数の回復率と23年試算(国別)

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | | ⑦ | ⑧ |
|--------|-----------------------|-----------------------|------------|--------------------|-------|-------------------------------|-------|---|---------------|
| | 訪日 外客数 (19年10月) | 訪日 外客数 (22年10月) | 回復率 | 訪日 外客数 (19年) | シェア | 23年試算 訪日 外客数 【客数未回復】 | シェア | | シェア差 |
| | (万人) | (万人) | (%) ②÷① | (万人) | (%) | (万人) ④×③ | (%) | | (ポイント) ⑦-⑤ |
| 全体 | 233.9 | 49.9 | 21.3 | 2,985.6 | 100.0 | 751.8 | 100.0 | | +0.0 |
| 韓国 | 19.4 | 12.3 | 63.4 | 556.9 | 18.7 | 352.8 | 46.9 | | +28.3 |
| 台湾 | 39.9 | 3.5 | 8.8 | 460.9 | 15.4 | 40.4 | 5.4 | | △10.1 |
| 香港 | 17.8 | 3.6 | 20.3 | 225.2 | 7.5 | 45.7 | 6.1 | | △1.5 |
| 中国 | 60.6 | 2.2 | 3.6 | 799.6 | 26.8 | 28.4 | 3.8 | | △23.0 |
| タイ | 14.5 | 3.4 | 23.5 | 131.7 | 4.4 | 30.9 | 4.1 | | △0.3 |
| シンガポール | 4.2 | 1.4 | 34.3 | 49.0 | 1.6 | 16.8 | 2.2 | | +0.6 |
| マレーシア | 4.9 | 0.9 | 18.1 | 49.8 | 1.7 | 9.0 | 1.2 | | △0.5 |
| インドネシア | 3.4 | 1.1 | 32.7 | 41.0 | 1.4 | 13.4 | 1.8 | | +0.4 |
| フィリピン | 6.5 | 1.5 | 22.9 | 61.0 | 2.0 | 14.0 | 1.9 | | △0.2 |
| ベトナム | 4.6 | 3.1 | 66.3 | 49.4 | 1.7 | 32.8 | 4.4 | | +2.7 |
| インド | 1.4 | 0.6 | 43.3 | 17.4 | 0.6 | 7.5 | 1.0 | | +0.4 |
| 英国 | 6.6 | 1.0 | 15.6 | 41.3 | 1.4 | 6.4 | 0.9 | | △0.5 |
| ドイツ | 2.6 | 0.9 | 34.4 | 22.9 | 0.8 | 7.9 | 1.1 | | +0.3 |
| フランス | 3.9 | 1.1 | 28.2 | 33.6 | 1.1 | 9.5 | 1.3 | | +0.1 |
| イタリア | 1.5 | 0.5 | 30.7 | 16.2 | 0.5 | 5.0 | 0.7 | | +0.1 |
| スペイン | 1.4 | 0.3 | 20.4 | 13.0 | 0.4 | 2.7 | 0.4 | | △0.1 |
| ロシア | 1.4 | 0.2 | 11.3 | 11.9 | 0.4 | 1.3 | 0.2 | | △0.2 |
| 米国 | 15.0 | 5.3 | 35.6 | 170.1 | 5.7 | 60.5 | 8.0 | | +2.3 |
| カナダ | 3.6 | 1.0 | 26.9 | 36.7 | 1.2 | 9.9 | 1.3 | | +0.1 |
| 豪州 | 5.0 | 1.2 | 23.4 | 61.1 | 2.0 | 14.3 | 1.9 | | △0.1 |
| その他 | 15.8 | 4.9 | 31.1 | 137.0 | 4.6 | 42.7 | 5.7 | | +1.1 |

(備考) 1. 19年10月及び19年の訪日外客数はクルーズ客を除いた人数
 2. 23年試算の訪日外客数(⑥)の全体は積上げ方式で算出
 3. 日本政府観光局(JNTO)資料、法務省「出入国管理統計」より作成

万人)、香港(17.8万人)の順に訪日外客数が多かったことから、足元ではとりわけ中国からの客数回復の遅れ(2.2万人)が目立つ(①)。同国では、感染封じ込めを狙うゼロコロナ政策が行われており、出入国が厳しく制限されていることが大きく影響しているとみられる。

次に19年10月と比べた22年10月の訪日外客数の回復率をみると、全体で21.3%となっている(③)。このうち最も訪日外客数の多い韓国の回復率は63.4%と、単月で3分の2近くの客数が戻ってきている計算となる。同国では、出国規制や帰国時のPCR検査義務が撤廃されており、これが回復の一因と考えられる^(注1)。この韓国を上回る勢いで回復しているのがベトナム(66.3%)であり、他にもインド(43.3%)やインドネシア(32.7%)も高めの回復率となっている。日本はこれらのアジアの国から技能実習生を数多く受け入れており、こうした人々が入国制限の緩和を受けて日本へ戻ってきていることが回復に寄与しているとみられる。また、米国(35.6%)やドイツ(34.4%)、イタリア(30.7%)といった欧米諸国の回復率も相対的に高い。これらの国では他国に先行してコロナとの共存が図られ、出国規制の緩和が進んでいることが回復を後押ししていると言えよう。他方、回復率が際立って低いのが中国(3.6%)と台湾(8.8%)である。中国では先述のゼロコロナ政策が強い影響を与え、台湾では政府が日本の渡航警戒レベルを「渡航の是非検討等」としていることが訪日外客数の回復を妨げているとみられ、コロナ感染症に対する出国規制の差が回復率の差として現れている。

なお、19年の訪日外客数(④)に22年10月の回復率(③)を掛け合わせたものを23年の訪日外客数(客数未回復ケース、⑥)とすると、751.8万人と試算される^(注2)。国別にみると、韓国(シェア:46.9%)が19年時(同18.7%)からシェアを28.3ポイントも高め、全体の半数近くを占めることになることから、当面は同国が訪日外客数回復のけん引役を担うと思われる(⑧)。一方、大きくシェアを落とすのが中国(シェア差:△23.0ポイント)と台湾(同△10.1ポイント)である。訪日外客数がコロナ前の水準を回復するためには、両国からの客数回復が必要不可欠であり、今後いつどのような形で出国制限が緩和されていくのか要注目である。

(2) 円安考慮後の23年インバウンド消費

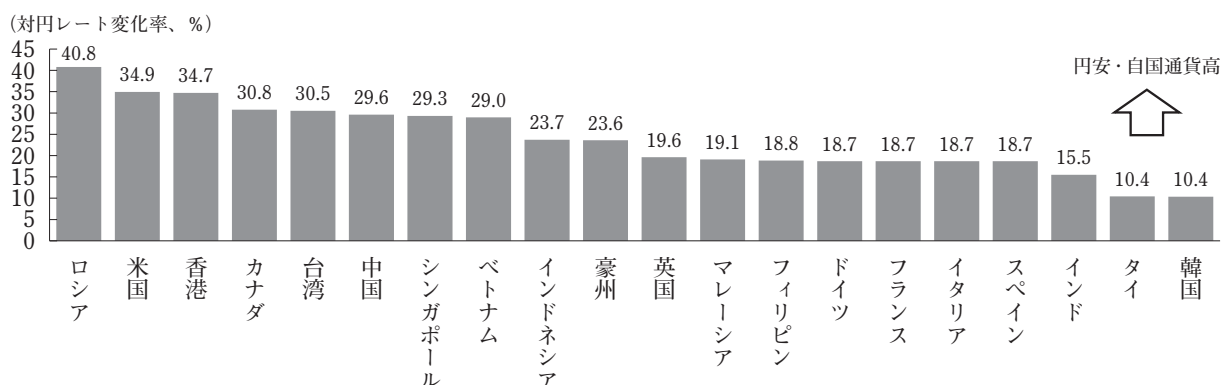
もっとも、インバウンド消費はこうした訪日外客数の動きに加えて、為替相場の動向からも影響を受ける。訪日外国人客が旅行費用を現地通貨から円貨に両替する場合、円高が進めば進むほど得られる円貨は減少し、逆に円安が進めば進むほど得られる円貨は増加する。こうした観点から、訪日外客数の多い国々の対円為替レートがコロナ禍でどのように動いたのかを確認

(注)1. 19年7月以降の日韓関係悪化により、韓国では訪日旅行を控える動きが強まり訪日外客数も減少傾向にあった。このため、同時期と比べた22年10月の回復率は高めの水準になっている可能性がある。
2. 入国制限の大幅緩和が実施されたのは10月11日であり、1か月すべてに緩和の影響が及んでいない点には留意する必要がある。したがって、1か月すべてに大幅緩和の影響が及ぶ11月以降は回復率がより高まる可能性がある。

したのが図表6である。

直近22年10月と19年平均の対円為替レートを比較すると、どの国も10%以上の「円安・自国通貨高」が進んでいることが分かる。なかでも、ロシア(40.8%)や米国(34.9%)、香港(34.7%)では、円に対する自国通貨の価値が大きく上昇している。これらの国では仮にコロナ前と同額の自国通貨を日本に持ってきたとしても、円貨に両替することでより多くの日本円を受け取ることができるため、インバウンド消費の拡大へつなげると期待される^(注3)。

図表6 コロナ前後における各国通貨の対円レート (2019年平均→22年10月)



(備考) 各種資料より作成

実際に、コロナ禍での急激な円安進行によって訪日外国人1人あたりのインバウンド消費はどれくらい増えることになるのだろうか。コロナ前の19年における1人あたり旅行支出を国別にみると、韓国(76,138円)や台湾(118,288円)など日本と地理的に近い国では、日本での滞在日数が少ないことなどが影響して少なめの金額となっている(図表7の⑨)。これに対して豪州(247,868円)や英国(241,264円)、フランス(237,420円)といった国々の場合、日本と地理的に遠く長期休暇を取得して訪日する旅行者が多いため、滞在期間が相対的に長くなり、結果1人あたり旅行支出も高額となっている。例外は中国である。同国は地理的には日本と近いものの、19年の1人あたり旅行支出は212,810円と台湾や韓国の2倍近くに達している。この差は主に買物代の違いから生じており、いわゆる中国人の爆買いが影響しているとみられる。

こうした国別の違いを考慮した上で、19年の1人あたり旅行支出(⑨)に、円安変化率(⑩)を掛け合わせたものを23年の1人あたり旅行支出(円安反映、⑪)とすると、最も支出額の大い豪州(306,372円)では58,504円の増加となった(⑫)。また、米国(255,585円)は他国に比べて円安・自国通貨高がより進んでいるため、増加額は66,174円と大きくなっている。一方、訪日外客数の戻りが速い韓国(84,020円)は、コロナ禍で10%程度しか円安・自国通貨

(注)3. ロシアでは円安・自国通貨高が大きく進んでいる。ただ、ウクライナ戦争の発生によってロシア国民の海外旅行は難しい状況にあることから、同国からの訪日外客数の回復は当分進まないとみている。実際、図表5におけるロシアからの訪日外客数の回復率も11.3%と低い水準にとどまっている。

高が進んでいないことに加えて、1人あたり旅行支出が小さいことが影響して7,882円と小幅な増加にとどまっている。

図表7 インバウンド消費の23年試算と回復率（国別）

| | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ |
|--------|------------------------|-----------|----------------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|------|---------------------------------|-------|---------|
| | 1人あたり 旅行支出 (19年) | 円安 変化率 | 23年試算 1人あたり 旅行支出 【円安反映】 | 1人あたり 旅行支出 増加額 | インバウンド 消費 (19年) | 23年試算 インバウンド 消費 【客数未回復】 | 回復率 | 23年試算 インバウンド 消費 【客数回復】 | 回復率 | 差額 |
| | (円) | (%) | (円) | (円) | (億円) | (億円) | (%) | (億円) | (%) | (億円) |
| | | | ⑨×⑩ | ⑪－⑨ | ⑨×④ | ⑪×⑥ | ⑭÷⑮ | ⑯×④ | ⑰÷⑱ | ⑱－⑭ |
| 全体 | 158,531 | — | — | — | 47,331 | 11,833 | 25.0 | 59,839 | 126.4 | +48,006 |
| 韓国 | 76,138 | 10.4 | 84,020 | +7,882 | 4,240 | 2,964 | 69.9 | 4,679 | 110.4 | +1,715 |
| 台湾 | 118,288 | 30.5 | 154,395 | +36,107 | 5,452 | 624 | 11.4 | 7,116 | 130.5 | +6,492 |
| 香港 | 155,951 | 34.7 | 210,083 | +54,132 | 3,512 | 960 | 27.3 | 4,731 | 134.7 | +3,771 |
| 中国 | 212,810 | 29.6 | 275,820 | +63,010 | 17,016 | 783 | 4.6 | 22,054 | 129.6 | +21,271 |
| タイ | 131,457 | 10.4 | 145,184 | +13,727 | 1,731 | 449 | 26.0 | 1,912 | 110.4 | +1,463 |
| シンガポール | 173,669 | 29.3 | 224,578 | +50,909 | 851 | 377 | 44.3 | 1,100 | 129.3 | +723 |
| マレーシア | 133,259 | 19.1 | 158,730 | +25,471 | 663 | 143 | 21.6 | 790 | 119.1 | +647 |
| インドネシア | 131,087 | 23.7 | 162,168 | +31,081 | 538 | 218 | 40.4 | 665 | 123.7 | +448 |
| フィリピン | 107,915 | 18.8 | 128,232 | +20,317 | 658 | 179 | 27.3 | 782 | 118.8 | +602 |
| ベトナム | 177,066 | 29.0 | 228,362 | +51,296 | 875 | 748 | 85.5 | 1,129 | 129.0 | +380 |
| インド | 157,244 | 15.5 | 181,615 | +24,371 | 273 | 137 | 50.0 | 315 | 115.5 | +179 |
| 英国 | 241,264 | 19.6 | 288,617 | +47,354 | 996 | 186 | 18.7 | 1,192 | 119.6 | +1,006 |
| ドイツ | 201,483 | 18.7 | 239,127 | +37,644 | 462 | 189 | 40.9 | 549 | 118.7 | +360 |
| フランス | 237,420 | 18.7 | 281,778 | +44,358 | 797 | 267 | 33.4 | 946 | 118.7 | +680 |
| イタリア | 199,450 | 18.7 | 236,714 | +37,264 | 323 | 118 | 36.4 | 384 | 118.7 | +266 |
| スペイン | 221,331 | 18.7 | 262,684 | +41,352 | 287 | 70 | 24.3 | 341 | 118.7 | +271 |
| ロシア | 183,015 | 40.8 | 257,661 | +74,646 | 217 | 34 | 15.9 | 306 | 140.8 | +271 |
| 米国 | 189,411 | 34.9 | 255,585 | +66,174 | 3,222 | 1,546 | 48.0 | 4,347 | 134.9 | +2,801 |
| カナダ | 181,795 | 30.8 | 237,735 | +55,940 | 667 | 234 | 35.2 | 872 | 130.8 | +638 |
| 豪州 | 247,868 | 23.6 | 306,372 | +58,504 | 1,514 | 437 | 28.9 | 1,872 | 123.6 | +1,435 |
| その他 | 221,514 | 23.8 | 274,182 | +52,668 | 3,035 | 1,170 | 38.5 | 3,757 | 123.8 | +2,587 |

- (備考) 1. 円安変化率(⑩)は19年平均と22年10月を比較。その他の円安変化率(⑩)は各国変化率の単純平均
 2. インバウンド消費(19年)の全体(⑬)は4.7兆円と、クルーズ客を除いた分だけ図表2の金額(4.8兆円)より少ない。
 3. 日本政府観光局(JNTO)、法務省「出入国管理統計」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

そして、この円安による1人あたり旅行支出の押し上げ効果も考慮し、23年のインバウンド消費を試算すると、22年10月の訪日外客数の回復率がそのまま続く「客数未回復ケース」では1.2兆円弱まで回復し、19年のインバウンド消費(4.7兆円)の4分の1程度を取り戻すことになる(⑭、⑮)。なかでも、回復率が高いのがベトナム(85.5%)であり、訪日外客数の回復率(66.3%)と円安・自国通貨高(29.0%)の双方が押し上げに寄与している。次いでインバウンド消費の回復率が高い韓国(69.9%)は、円安による押し上げ効果(10.4%)は大きくないものの、訪日外客数の回復率(63.4%)が高いことが後押しとなっている。一方、中国は円安の恩恵は大きい半面(29.6%)、訪日外客数の戻りが極端に弱いことが影響して(3.6%)、インバウンド消費の回復率は一桁台にとどまっている(4.6%)。

このように訪日外客数の戻りと為替相場の動向の双方を勘案すると、客数未回復ケースでは韓国(2,964億円)と米国(1,546億円)でインバウンド消費の総額が大きくなるため、当面はこれら2か国が回復を主導すると考えられる。

他方、訪日外客数が徐々に戻ってくるという前提に立てば、インバウンド消費もこれに合わせて増加していくことになる。そこで、円安進行を考慮した1人あたり旅行支出(⑪)に、19年の訪日外客数(④)を掛け合わせたものを23年のインバウンド消費(客数回復ケース、⑫)とすると、全体で6兆円近くに達し、コロナ前の19年水準だけでなく、岸田首相が所信表明演説で目標として掲げた5兆円を上回る規模となる。国別にみると、中国のインバウンド消費が2.2兆円と全体の3分の1超を占める規模にまで膨らむ。ゼロコロナ政策下からの急回復となるため、増加額も2兆円を超える大きさとなる(⑬)。これに続くのが台湾(7,116億円)、韓国(4,679億円)、米国(4,347億円)であり、英国(1,192億円)やベトナム(1,129億円)といった国々のインバウンド消費も、円安の影響を受けて1,000億円を超える規模にまで拡大すると試算できる。

(3) 23年インバウンド消費の品目別試算

次に、19年の実績を基に23年インバウンド消費の客数未回復ケースと客数回復ケースのそれぞれにおいて、品目別の回復度合いにどのような差が生じ得るのかを確認してみた(図表8)。まず、客数未回復ケースでは宿泊費(29.0%)や飲食費(28.3%)、交通費(28.3%)、娯楽等サービス費(27.5%)などが全体(25.0%)を上回る回復率となっている(⑭)。より細かな分類で見ると、交通費ではJapan Rail Pass(32.6%)やバス(34.3%)などで回復率が高くなっており、滞在期間の長い欧米諸国のインバウンド消費の戻りが速いことが影響したとみられる。また、娯楽等サービス費ではゴルフ場(30.9%)やスポーツ観戦(31.6%)、マッサージ・医療費(40.9%)、展示会・コンベンション参加費(32.0%)などの回復率が、買物代では酒類(30.4%)と生鮮農産物(34.1%)などの回復率がそれぞれ高くなっている。逆に、回復遅れが心配されるのが買物代のうち、化粧品・香水(10.1%)や宝石・貴金属(11.8%)、時計・フィルムカメラ(13.3%)などである。中国の訪日外国人客による爆買い急減を反映された結果と考えられる。

一方、客数回復ケースでは買物代(127.6%)の回復率が全体(126.4%)を上回るのに対し、宿泊費(125.9%)や飲食費(125.8%)、交通費(125.9%)、娯楽等サービス費(125.5%)は全体を下回るなど、客数未回復ケースとは対照的な動きとなっている(⑮)。これは客数回復ケースにおいて中国からの訪日外客数が19年水準まで戻ってくると想定されていることが大きく影響している。中国からの訪日客が回復すれば、爆買いに関連した品目のインバウンド消費が急拡大することも期待できよう。

図表8 インバウンド消費の23年試算（品目別）

| | ⑬ (13) | ⑭ (14) | ⑮ (15) | ⑯ (16) | ⑰ (17) | ⑱ (19) | ⑲ (20) |
|----------------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------|---------|--------|-------------------------|------------------------|
| | インバウンド消費 (19年) | 23年試算 インバウンド消費 【客数未回復】 | 23年試算 インバウンド消費 【客数回復】 | 差額 | | 23年試算 回復率 【客数未回復】 | 23年試算 回復率 【客数回復】 |
| | (億円) | (億円) | (億円) | (億円) | ⑰-⑱ | (%) | (%) |
| 全体 | 47,331 | 11,833 | 59,839 | +48,006 | | 25.0 | 126.4 |
| 宿泊費 | 14,132 | 4,095 | 17,792 | +13,697 | | 29.0 | 125.9 |
| 飲食費 | 10,372 | 2,936 | 13,050 | +10,114 | | 28.3 | 125.8 |
| 交通費 | 4,977 | 1,410 | 6,266 | +4,857 | | 28.3 | 125.9 |
| 航空（日本国内移動のみ） | 166 | 46 | 208 | +162 | | 27.7 | 125.5 |
| Japan Rail Pass | 1,056 | 344 | 1,324 | +980 | | 32.6 | 125.4 |
| 新幹線・鉄道・地下鉄・モノレール | 2,284 | 610 | 2,880 | +2,271 | | 26.7 | 126.1 |
| バス | 263 | 90 | 324 | +234 | | 34.3 | 123.3 |
| タクシー | 508 | 150 | 639 | +489 | | 29.6 | 125.9 |
| レンタカー | 629 | 154 | 800 | +646 | | 24.4 | 127.2 |
| 船舶（日本国内移動のみ） | 18 | 4 | 23 | +19 | | 20.3 | 127.2 |
| その他交通費 | 53 | 12 | 67 | +55 | | 22.7 | 126.0 |
| 娯楽等サービス費 | 1,906 | 525 | 2,391 | +1,867 | | 27.5 | 125.5 |
| 現地ツアー・観光ガイド | 230 | 66 | 289 | +223 | | 28.8 | 126.1 |
| ゴルフ場 | 20 | 6 | 25 | +19 | | 30.9 | 123.6 |
| テーマパーク | 564 | 139 | 707 | +568 | | 24.6 | 125.2 |
| 舞台・音楽鑑賞 | 82 | 23 | 102 | +79 | | 28.3 | 124.8 |
| スポーツ観戦 | 219 | 69 | 270 | +201 | | 31.6 | 123.5 |
| 美術館・博物館・動植物園・水族館 | 310 | 84 | 393 | +309 | | 27.0 | 126.5 |
| スキー場リフト | 105 | 23 | 134 | +111 | | 22.2 | 128.1 |
| 温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション | 87 | 23 | 110 | +87 | | 26.2 | 125.7 |
| マッサージ・医療費 | 49 | 20 | 61 | +41 | | 40.9 | 124.9 |
| 展示会・コンベンション参加費 | 18 | 6 | 23 | +17 | | 32.0 | 123.8 |
| レンタル料（レンタカーを除く） | 23 | 6 | 29 | +24 | | 23.9 | 126.3 |
| その他娯楽等サービス費 | 198 | 60 | 248 | +188 | | 30.3 | 125.2 |
| 買物代 | 15,922 | 2,860 | 20,313 | +17,453 | | 18.0 | 127.6 |
| 菓子類 | 1,705 | 431 | 2,138 | +1,708 | | 25.3 | 125.4 |
| 酒類 | 492 | 149 | 617 | +468 | | 30.4 | 125.4 |
| 生鮮農産物 | 123 | 42 | 156 | +114 | | 34.1 | 126.9 |
| その他食料品・飲料・たばこ | 947 | 246 | 1,195 | +949 | | 25.9 | 126.1 |
| 化粧品・香水 | 4,311 | 435 | 5,549 | +5,115 | | 10.1 | 128.7 |
| 医薬品 | 1,512 | 225 | 1,939 | +1,714 | | 14.9 | 128.3 |
| 健康グッズ・トイレタリー | 666 | 112 | 853 | +741 | | 16.9 | 128.1 |
| 衣類 | 2,141 | 480 | 2,726 | +2,245 | | 22.4 | 127.3 |
| 靴・かばん・革製品 | 1,767 | 294 | 2,258 | +1,964 | | 16.7 | 127.8 |
| 電気製品（デジタルカメラ／PC／家電等） | 700 | 127 | 892 | +765 | | 18.1 | 127.5 |
| 時計・フィルムカメラ | 566 | 75 | 729 | +653 | | 13.3 | 128.7 |
| 宝石・貴金属 | 190 | 22 | 246 | +223 | | 11.8 | 129.0 |
| 民芸品・伝統工芸品 | 246 | 69 | 312 | +243 | | 28.2 | 126.8 |
| 本・雑誌・ガイドブックなど | 82 | 24 | 104 | +80 | | 29.4 | 126.4 |
| 音楽・映像・ゲームなどソフトウェア | 125 | 31 | 157 | +126 | | 24.8 | 126.2 |
| その他買物代 | 350 | 96 | 441 | +345 | | 27.4 | 126.0 |
| その他 | 22 | 8 | 26 | +18 | | 37.4 | 120.3 |

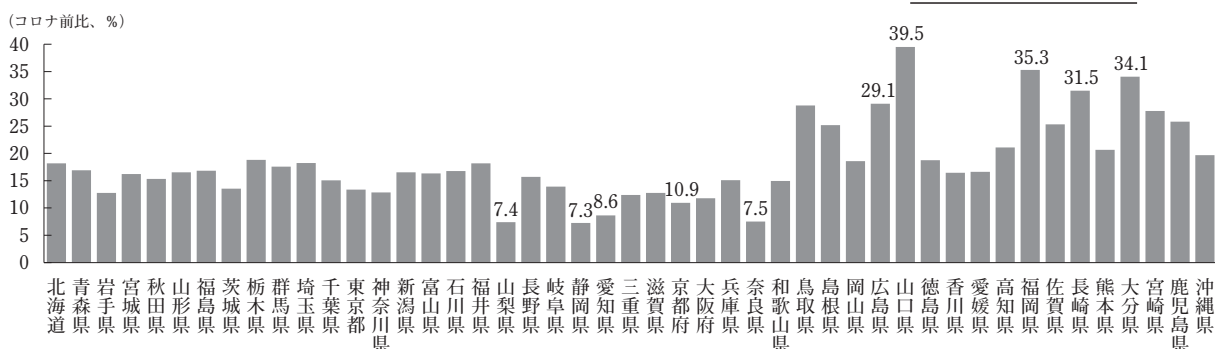
(備考) 1. オレンジ部分は上位10品目、青色部分は下位10品目を示す。
 2. 日本政府観光局（JNTO）、法務省「出入国管理統計」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

(4) 23年インバウンド消費の都道府県別試算

次に、23年インバウンド消費を都道府県別に試算した場合、客数未回復ケースと客数回復ケースで回復度合いにどのような違いが生じるのかを確認した。まず、**図表9**では客数未回復ケースにおける各都道府県のインバウンド消費が、コロナ前の19年と比べてどれくらい回復するのかをみた。最も回復率が高いのが山口(39.5%)であり、これに福岡県(35.3%)、大分県(34.1%)、長崎県(31.5%)、広島県(29.1%)が続いており、中国地方や九州地方で相対的に高くなっていることが分かる。これらの県ではインバウンド消費の戻りが速い韓国や米国からの訪日外国人を多く受け入れていることから試算される回復率も高いものとなっている。

逆に、インバウンド消費の回復率が最も低いのが静岡県(7.3%)であり、これに山梨県(7.4%)、奈良県(7.5%)、愛知県(8.6%)、京都府(10.9%)が続いており、東海地方や近畿地方に集中している。これら府県に共通しているのは、訪日外客数の回復が伸び悩む中国や台湾からの訪日外客数が多いことであり、インバウンド消費の回復初期は他の都道府県に比べて戻りが弱くなる可能性が指摘できる。

図表9 23年インバウンド消費の回復率試算（都道府県別、19年比） 【客数未回復ケース】



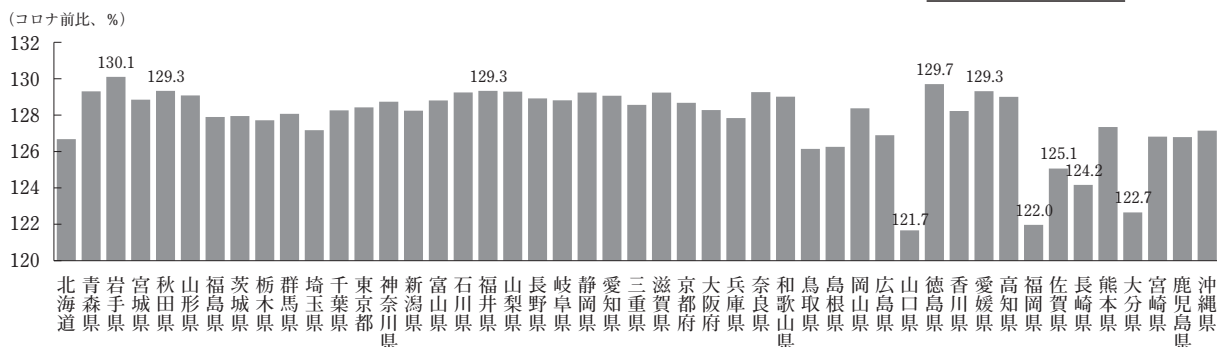
(備考) 日本政府観光局 (JNTO)、法務省「出入国管理統計」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

同様に、円安の恩恵も受けつつ、コロナ前の19年水準まで訪日外客数が戻ってくる客数回復ケースにおける各都道府県の回復率を見たのが**図表10**である。このうち、最も回復率が高いのは岩手県(130.1%)であり、これに徳島県(129.7%)や秋田県(129.3%)、福井県(129.3%)、愛媛県(129.3%)が続いている。東北地方や四国地方などが相対的に高く、コロナ前よりもインバウンド消費が3割近く増加する計算となる。これらの県では、自国通貨に対する円安が特に進んでいる台湾や香港、米国からの訪日外国人客を多く受け入れていることが回復率の高さへとつながっている。

一方、山口県(121.7%)や福岡県(122.0%)、大分県(122.7%)、長崎県(124.2%)、佐賀県(125.1%)といった九州地方では回復率の低い県が多くみられる。これらの県の多くは相対的に円安・自国通貨高が進んでいない韓国からの訪日外客数が多いことが、かさ上げ効果を限

定的なものにしている。

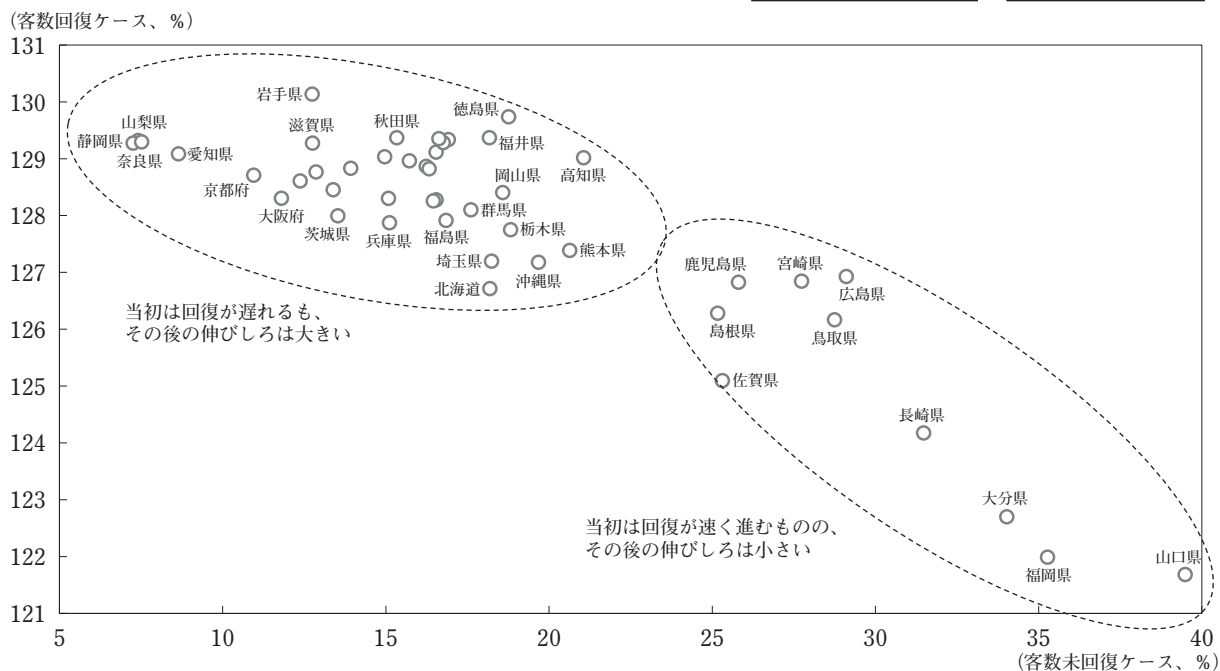
図表10 23年インバウンド消費の回復率試算（都道府県別、19年比）【客数回復ケース】



(備考) 日本政府観光局 (JNTO)、法務省「出入国管理統計」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

客数未回復ケースと客数回復ケースにおける都道府県ごとの回復率を散布図にしたのが図表11である。これをみると「当初は回復が速く進むものの、その後の伸びしろは小さい」という特徴を持つ県と「当初は回復が遅れるも、その後の伸びしろは大きい」という特徴を持つ都道府県に分けることができる。中国のインバウンド消費回復の影響などから、先行きインバウンド消費は客数未回復ケースから客数回復ケースへ徐々に移っていくと想定され、都道府県によってそれぞれ回復パスに違いが生じることは認識しておく必要がある。

図表11 23年インバウンド消費の回復率（都道府県別）【客数未回復ケースと客数回復ケース】



(備考) 日本政府観光局 (JNTO)、法務省「出入国管理統計」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

3. 本格回復に備えて付加価値の高い商品・サービスの準備が必要

本稿における23年のインバウンド消費は、各国通貨の対円レートが直近の水準から変化しない、訪日外客数が19年の水準を回復するなど、やや大胆な前提を置いて試算したものであるが、①日銀が超緩和的な金融政策を当面続ける公算が大きいことや、②国内外において出入国緩和の流れが続くと見込まれることなどを考慮すれば一定の蓋然性を有するものと考えられる。

これまでの論述の繰り返しとなる部分はあるが、今回の23年インバウンド消費の試算結果は大きく以下の3点に集約できよう。

- 訪日外客数が戻ってこない「客数未回復ケース」では、韓国や米国のインバウンド消費が主導する形で1.2兆円程度(25%)まで回復すると見込まれる。
- 訪日外客数が19年水準まで戻る「客数回復ケース」では、中国人客の復活などによってインバウンド消費は6兆円近く(126%)まで回復するとみられる。
- 品目別・都道府県別にみたインバウンド消費は、中国からの訪日外客数の影響などを受けて、回復パスに違いが生じる可能性が高い。

こうした試算結果を勘案すると、インバウンド消費の回復遅れが見込まれる都道府県や、品目を取り扱う企業では当分の間、国内観光客の需要取り組みに注力していくことが現実的と言えよう。他方、コロナ禍で大幅に円安が進んだため、訪日外国人客1人あたり旅行支出が増えると想定されることから、訪日外客数の本格回復に備えてコロナ前よりもさらに付加価値の高い商品やサービスを提供する準備を整えておく必要もある。

イタリアの協同組織金融

－2015年以降のガバナンス改革とセクター構造の変化－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主席研究員

平岡 芳博

(キーワード) イタリア、協同組織金融、協同組合銀行、ポポラーレ銀行、BCC、
協同信用銀行、相互扶助、1会員1票、非営利、欧州債務危機、不良債権

(視 点)

19世紀半ばのドイツが発祥の地とされる欧州の協同組織金融は、大陸欧州の各国に伝播し、国により程度に差はあるものの各地でプレゼンスを有している。

イタリアにおける協同組織金融の存在感は大きいものではないが、都市信用組合から発した“ポポラーレ銀行”と農業信用組合から始まった“BCC（協同信用銀行）”の2業態が協同組織金融を担い、「相互扶助」や「会員間の平等」等をともに経営ガバナンスの基本に据えながらも、異なるアプローチで事業展開を遂げてきた。

協同組織金融機関のガバナンスについては、2015年から2016年にかけて改革の立法化がなされ、2018年にかけての構造改革につながった。

本稿では、イタリアの協同組織金融のセクター構造や近年の動きを概観するとともに、基本的なガバナンスの枠組みとガバナンス改革の内容を紹介し、併せてその背景等にも言及する。

(要 旨)

- 協同組合銀行のガバナンスにわたる内容は、統一銀行法（イタリアの銀行法典）に業態ごとに規定されている。「ポポラーレ銀行」「BCC」とも、協同組合組織として「相互扶助」や議決権の「1会員1票」等に適う内容を備えているが、両者間で温度差の見られる項目もあった。
- ガバナンス体制の見直しについては、長年にわたって議論の高まりが見られたが、2015年から数次にわたる立法措置によりガバナンス改革が実現した。
- 「ポポラーレ銀行」のガバナンス改革の眼目は、総資産が80億ユーロの「しきい値」を超える銀行の株式会社への転換義務であり、「BCC」については規模の小さい各BCCが中央機関を擁する大規模グループの一部となることを義務づける内容であった。

はじめに

19世紀半ばのドイツが発祥の地とされる欧州の協同組織金融は、大陸欧州の各国に伝播し、国により程度に差はあるものの各地でプレゼンスを有している。

イタリアにおける協同組織金融の存在感はドイツ、フランス、オランダ等ほどは大きくないが、都市信用組合から発した“ポポラーレ銀行”と農業信用組合から始まった“BCC（協同信用銀行）”の2業態が協同組織金融を担い、「相互扶助」や「会員間の平等」等をともに経営ガバナンスの基本に据えながらも、異なるアプローチで事業展開を遂げてきた。

本稿では、イタリアの協同組織金融機関の概要や近年の動きを概説するとともに、同セクターのガバナンス構造と、ガバナンス改革の内容を紹介し、その背景となった要因等にも言及する。

なお、本稿の主なポイントは以下のとおりである。

- ▶ 協同組織金融機関のガバナンスモデルは、特にポポラーレ銀行の事業拡大傾向とも相俟って2008年頃には改革論議の俎上に上っていた。
- ▶ 欧州債務危機はイタリア経済に深刻な景気後退をもたらし、銀行の不良債権比率は2015年にピークに達した。
- ▶ 金融システムの安定化に向けては、様々な制約要因もあり、民間ベースの安定化スキームの構築や、業界再編・破綻処理の態勢整備が中心となった。
- ▶ 協同組織金融の2業態についても対応策の検討が重ねられたが、固有のガバナンス体制の一環としての「1会員1議決権」や出資上限の存在が迅速な資本調達や業界再編に向け制約となり得ることがクローズアップされ、当該要素の除去・緩和を含めた改革議論の進展につながった。
- ▶ 協同組織金融機関のガバナンス改革は2015年から2016年にかけて法制化され、2018年までに実行された。
- ▶ この改革の過程で、ポポラーレ銀行（2013年末の行数37）のうち、2015～2016年には8行が株式会社へ転換し、BCC（2013年末の行数385）は2018年にかけて殆どが中央機関（株式会社）を擁するグループへ集約された。

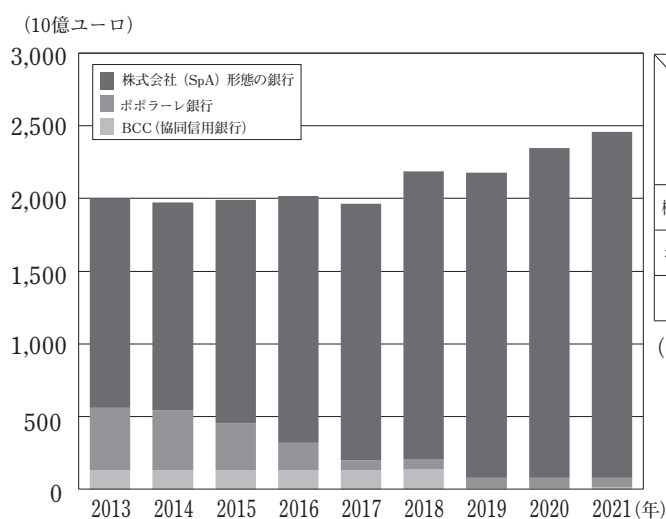
1. イタリア協同組織金融の概要と特徴

イタリア銀行（イタリアの中央銀行）の制度分類によると、イタリアの銀行は次のように分類されている。

- ① “banche S.p.A.”（株式会社 (SpA) 形態の銀行）^(注1)
- ② “banche popolari”
- ③ “banche di credito cooperativo”
- ④ 外国銀行の支店

このうち②の banche popolari（単数形は banca popolare。以下「ポポラーレ銀行」という。）と③の banche di credito cooperativo（協同信用銀行。以下「BCC」という。）の2つが “banche cooperative”（協同組合銀行）を構成している。

図表1 イタリア：銀行セクター別 貸出残高



(備考) イタリア銀行のアンニュアルレポート（資料編）より作成

図表2 店舗当たり貸出残高（2015年）

| | 貸出残高 (百万ユーロ) | | 店舗数 (店) | 店舗当たり貸出残高 (百万ユーロ) | |
|---------------|-----------------|-------|------------|----------------------|-----------------------|
| | | (シェア) | | | (合計を100としたときのパーセンテージ) |
| 株式会社 (SpA) 銀行 | 1,537,151 | (77%) | 19,430 | 79 | (49%) |
| ポポラーレ銀行 | 319,794 | (16%) | 6,144 | 52 | (32%) |
| BCC | 133,015 | (7%) | 4,430 | 30 | (19%) |

(図表1に関する補足)

- ・ポポラーレ銀行のガバナンス改革(立法措置2015年3月: 進捗時期2015~2016年)、およびBCCのガバナンス改革(立法措置2016年~: 進捗時期2016~2018年)により形態変更(株式会社化/グループ統括会社の株式会社化)があったことから、当該期間において「ポポラーレ銀行」と「BCC」の一部はカウント上「株式会社 (SpA) 形態の銀行」に移行している。

図表1は、上述のセクターのうち①~③の貸出残高を示したものである。

2015年時点の貸出シェア^(注2)は、①の「株式会社 (SpA) 形態の銀行」(大規模商業銀行の「インテザ・サンパオロ (Intesa Sanpaolo)」グループや「ユニクレディト (UniCredito)」グループなども含まれる)が77%、②の「ポポラーレ銀行」が16%、③の「BCC」が7%となっている。

これに対し、1店舗当たりの貸出残高を比べると、②「ポポラーレ銀行」と③「BCC」の業態比率は両セクターの貸出残高シェアを上回っており、特に②「ポポラーレ銀行」の貸出力が相対的に大きいことが見て取れる。(図表2)

(注)1. S.p.A. = Società per Azioni (株式会社)

2. 協同組合銀行のガバナンス改革(業態変更を伴う)が主に2015~2018年に進捗した(「5. ガバナンス改革」参照)ことから、期間当初に当たる2015年の数値で比較したもの。

以下では、まず「ポポラーレ銀行」と「BCC」の沿革や特徴を概観する。

(1) ポポラーレ銀行

ポポラーレ銀行は、1864年、新興都市の起業家や商人を顧客としてミラノ近郊の小市であるローディ（Lodi）に設立された小銀行を端緒とする。その後イタリア北部を中心に版図を拡大し、第一次世界大戦の直前には数の上でピークを迎えた^(注3)。

第二次大戦前には衰退期を迎えるが、1920年代に始まったポポラーレ銀行間の統合プロセスが支店網の拡大と競争力の回復につながったとされる^(注4)。近年に至っても、ポポラーレ銀行は、2009年までの10年間で56行から38行へと数を減らしたものの、セクターとしての貸出シェアは15.9%から21.6%へと拡大している^(注5)。

なお、銀行間の統合によりポポラーレ銀行の個別規模は二極化した^(注6)、その中で大手のポポラーレ銀行については、「顧客数に対する会員数の比率」が2006年3月から2011年3月にかけて5.8%から4.8%へと低下した^(注7)（すなわち、ポポラーレ銀行の活動拡大と並行して相互性の希薄化が進行した）。

(2) BCC（協同信用銀行）

最初のBCCは、1883年、北イタリアのロレッジャ（Loreggia: ヴェネト州パドヴァ県）に、“Cassa Rurale”（カッサ・ルラーレ：農業金庫）として誕生した。

BCCの活動は、カトリックからの支持も得て北イタリアを中心に広がり、伝統的な銀行サービスから取り残されていた農村社会の金融ニーズを包摂していった。

支店網や規模の拡大を指向したポポラーレ銀行とは対照的に、BCCは連合体や中央組織を設立し、ネットワーク化を通じて信用補完や事業支援を得る形を指向した。

なお、2013年12月時点のBCCは385行である。

2. 協同組合銀行のガバナンス構造

協同組合銀行を巡る原理原則は、イタリアの銀行法典である“Testo Unico Bancario”（以下「統一銀行法」という）^(注8)の第5章に規定されており、章の冒頭、「協同信用としての銀行業務はポポラーレ銀行ならびにBCCの管掌とする」ことが述べられた上で、両業態についての

(注)3. Poli, F. [2022]

4. Tarantola, A. M. [2009]

5. Tarantola, A. M. [2009]

6. 2014年6月時点の全37行の総資産額につき、**図表8**参照

7. イタリア銀行副総裁（当時）のAnna Maria Tarantola氏が2011年に出席した公聴会で指摘した内容。（Tarantola, A.M. [2011]）

8. 1993年立法。銀行業の各類型に係る規則はもとより、監督態勢や破綻法制等までを広くカバーする約160の条文で構成されている。

条項が続く。

図表3は、両業態のガバナンスにわたる主な内容を統一銀行法の規定内容から切り出し、項目ごとにまとめたものである。「ポポラーレ銀行」「BCC」とも協同組合組織として「相互扶助」や議決権の「1会員1票」等に適う内容を備えているが、両者間で温度差が見られる項目もある。

以下、「ポポラーレ銀行」と「BCC」のガバナンス面の建付けや異同等につき、項目に沿って整理していきたい。なお、図表3に示した内容は2014年3月時点の統一銀行法（協同組合銀行のガバナンス改革前）に基づくものである。（2015年以降のガバナンス改革を経た枠組みについては「5. ガバナンス改革」で後述する。）

図表3 「ポポラーレ銀行」および「BCC（協同信用銀行）」のガバナンス枠組み（2014年3月時点）

| | | ポポラーレ銀行 | BCC（協同信用銀行） |
|-------------------------|------------|---|--|
| ① 形態 | | 有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata) | 有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata) |
| ② 職分・事業内容等 | | — | ・主として会員のために信用供与を行う ・イタリア銀行が定める規準に基づき決定された項目（事業内容、預貸業務の内容、営業地域）を定款に組み入れる |
| ③ 1出資持分の価額 | | 2ユーロ以上 | 25ユーロ以上 500ユーロ以下 |
| ④ 会員数 | | 200名を下回ってはならない | 200名を下回ってはならない |
| 会員 | ⑤ 保有持分の上限 | ・資本金の1%を超えて（直接または間接）保有することはできない ・定款で上限を引き下げることが可能。ただし、その場合でも0.5%を下回ってはならない | 50,000ユーロ（価額合計）を超えて保有することはできない |
| | ⑥ 資格要件 | — | 当該BCCの営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること |
| | ⑦ 入会時の手続要件 | 理事会による裁決 | 理事会による裁決 |
| ⑧ 利益配分 | | ・年間純利益の少なくとも10%を法定準備金に充当しなければならない ・純利益のうち法定準備金その他の準備金、定款に定める用途に充当されなかった部分、会員に配分されなかった部分については、慈善・援助活動に振り向ける | ・年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当しなければならない ・年間純利益の一部は、法の定める方法・方式により協同事業の振興・発展のための基金に納入しなければならない ・純利益のうち、上記に振り向けられなかった部分、株式の再評価に使われなかった部分、もしくはその他準備金や会員への配分に充当されなかった部分については、慈善または相互扶助目的に振り向けなければならない |
| ⑨ 議決権の行使方式 | | 出資数に関わらず1会員1票 | 出資数に関わらず1会員1票 |
| ⑩ 議決の表決数（合併、株式会社への転換時等） | | 定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する） | 定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する） |

（備考）2014年3月時点のイタリア“銀行法典”（"Testo Unico Bancario"）より、主な関連項目を記載

(1) 法的形態

「ポポラーレ銀行」と「BCC」の法的形態については、それぞれの「総則」条項の冒頭(29条、33条)で、有限責任の「株式型協同組合」(società cooperative per azioni)と規定されている^(注9)。

イタリア民法は、株式会社(società per azioni)にかかる規定が協同組合に準用され得ることを規定しているが^(注10)、その趣旨もあって、協同組合銀行には証券取引所への株式上場(ただし議決権なし)が認められている。

(2) 会員間の平等・相互扶助性・非営利等

その本源的機能からの帰結として、協同組織金融機関は典型的に「会員間の平等」「相互扶助性」「非営利性」等の形質を備えているとされる。これらの観点から表中の具体項目に沿って見ていくと、以下のような点が指摘できる。

イ. 会員間の平等

「ポポラーレ銀行」「BCC」とも、「1出資持分の価額」(③)ならびに「保有持分の上限」(⑤)を低めに抑えるとともに、「会員数」(④)に下限を設け、「議決権の行使方式」(⑨)を1会員1票とすることで、少数への権能集中を防ぐ建付けとなっている。

ロ. 相互扶助性

「職分・事業内容等」(②)に関し、「BCC」については「主として会員のために信用供与を行う」「イタリア銀行が定める規準に基づき決定された事項(事業内容、預貸業務の内容、営業地域)^(注11)を定款に組み入れる」といった相互扶助的な内容が定められているが、「ポポラーレ銀行」については同趣旨の縛りはない。

会員の「資格要件」(⑥)に関し、「BCC」については「当該BCCの営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること」と定められているが、「ポポラーレ銀行」については特に同様の定めはない。

このように、「BCC」について明確に定められている「相互扶助性」原則のいくつかを、「ポポラーレ銀行」は実質的に欠いてきた。

ハ. 非営利性

「利益配分」(⑧)の規定において、まず「BCC」に関しては優れて非営利的な配分方式が示されている。すなわち、年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当する義務、ならびに協同事業の振興・発展のための基金への納入である。

(注)9. Tombari et al. [2009]によれば、(法の制定時点における)「それまでの法的実態を受容し成文化した」内容とされる。

10. イタリア民法2519条

11. 「イタリア銀行が定める規準」とはイタリア銀行による監督規制のインストラクション("Istruzioni di Vigilanza per le banche")であり、BCCに関し(会員本位の業務運営の観点から)「リスク資産の50%以上を会員またはゼロウェイト資産へ振り向ける」ことなどが示されている。

他方、「ボポラーレ銀行」に関しては、利益の一部を基金へ納入する必要はないとされる^(注12)。

3. 協同組合銀行のガバナンスに対する意識の高まり（ガバナンス改革以前）

上述の状況を踏まえ、「協同組合銀行のガバナンス体制をどのようにしていくべきか」について、2008年頃には議論の高まりが見られており、IMFやイタリア銀行といった金融監督当局やアカデミアからも様々な見解・提案等が示された。

例えば、イタリア銀行副総裁（当時）のタラントーラ（A.M.Tarantola）氏は、2009年に行った講演^(注13)でボポラーレ銀行における規模の二極化に言及し、「事業の急激な拡大局面にあっては、それまで地域共同体が有していた抑制力が希薄化し、経営陣の“適正化インセンティブ”も減退する結果を招きかねない」とした上で、（所有主体の利害が）「細分化・多様化した大組織にとって、既存のガバナンスモデルが適さなくなっている可能性」を指摘した。

IMFのグティエレス（E.Gutiérrez）氏は2008年に発表した論文^(注14)で、イタリアの協同組合銀行の改革案の骨子として「法定の出資持分ならびに代理議決権行使の上限額の引上げ（定款で個社ごとに設定）」や「理事会構成の見直し」、「議決権のない出資持分やハイブリッド証券の発行促進」等を提案している。

また、同じくIMFのジャソー（N.Jassaud）氏の2014年の論文^(注15)は、保有持分や議決権行使に制約のある協同組合銀行にあっては、「ガバナンス構造の修正、成績不振の経営者の交代、理事からの後継者指名に対する異議申立」等が難しく、資本調達についても「内部での資本創出やリテールの投資家に頼らざるを得ない」などの限界に触れた上で、「最上位規模の協同組合銀行には株式会社への転換を促すべき」と結論づけた。

4. 欧州債務危機とイタリアの銀行危機対応策

協同組合銀行の“ガバナンスのあり方”論議については、後述のとおり2015年から2016年にかけて議論がまとまり法制化を迎えることになるが、同じ時期にイタリア経済を覆っていた銀行危機対応策の策定と展開が、協同組合銀行の“ガバナンスのあり方”を形づくるに当たり、ある種の影響を与えた可能性があると考えられる。以下、欧州債務危機とイタリアの銀行危機対応につき、簡単に見ていくこととしたい。

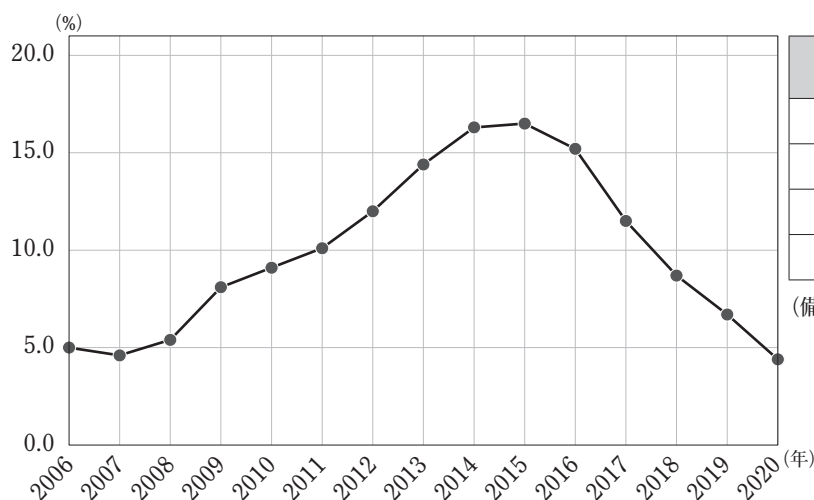
(注)12. Catturati et al. [2016]

13. Talantola, A. M. [2009]

14. Gutiérrez, E. [2008]

15. Jassaud, N. [2014]

図表4 イタリア：不良債権比率の推移



(備考) イタリア銀行のウェブサイト内データを基に作成

2008年の世界金融危機に続いて発生した欧州債務危機は、イタリア経済に深刻な景気後退をもたらし、イタリアの銀行部門には多額の不良債権が積み上がった^(注16)。

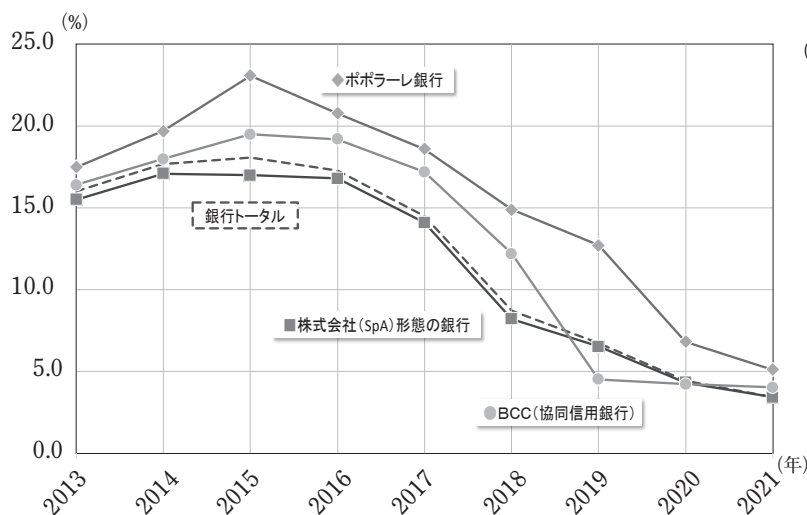
不良債権比率は2008年ごろから上昇を続け、ピークの2015年には16.5%^(注17)と、先進国としては異例の高水準となった。(図表4、図表5)

図表5 国別比較

| | 不良債権比率 (2015年第4四半期) |
|-------|------------------------|
| ギリシア | 46.8% |
| ポルトガル | 19.3% |
| イタリア | 16.8% |
| スペイン | 6.2% |

(備考) ECB (欧州中央銀行) "Supervisory Statistics"より作成
(ECBが直接監督する銀行のみの数値)

図表6 イタリア：銀行セクター別 不良債権比率



(備考) イタリア銀行のウェブサイト内データを基に作成

(備考) 不良債権の定義等

- ◆イタリア銀行基準 (旧基準)
 - ・90日以上支払遅延
 - ・貸出条件緩和
 - ・一時支払不能
 - ・破綻先
- ◆EBA (欧州銀行監督局) 基準
 - ・90日以上支払遅延
 - ・全元利金の返済不能可能性
 - ・破綻先

図表4→EBA基準による
図表6→2017年までイタリア銀行基準 (旧基準)
2018年以降はEBA基準

(注)16. 土田[2019]は、イタリアの銀行が多額の不良債権を抱えた理由として、①「景気の悪化」、②「破産・倒産法制の不備」、③「不良債権そのものの質的な性格」(不良化した債権の多くが借入依存度の高い中小企業向け)、④「銀行の経営ガバナンスの弱さ」(縁故性の高い融資を生む土壌)を挙げている。

17. EBA (欧州銀行監督局) 基準による数値。

また、協同組織金融の2業態（ポポラーレ銀行、BCC）の不良債権比率は、イタリアの銀行トータルの水準を上回って推移した。（図表6）

金融システムの安定化が急がれたこの時期、欧州においてEUレベルの一元的な銀行監督・規制、破綻処理制度の構築が図られていたが、2014年5月には「銀行再建・破綻処理指令」(Bank Recovery and Resolution Directive: BRRD) が採択され、EU共通の金融機関処理の枠組みが導入された。同指令により、銀行の救済に際しては従来型の公的資金による「ベイルアウト」(bail-out：公的資金の投入による救済・破綻処理)ではなく、民間資金による「ベイルイン」(bail-in：金融機関の株主・債権者の損失負担による救済・破綻処理)を原則とする方針が導入された^(注18)ことから、同指令の国内適用(2016年1月)以降、イタリアの金融安定策において公的資金の投入を盛り込むことは許されなくなった^(注19)。

このような状況下、中小銀行に対するイタリアの金融安定化策は、BRRDの制約の及ばない民間ベースの救済スキームの構築（銀行再建基金の設定など）や、他金融機関との合併や資本受入れに向けた環境整備等を中心に据えること^(注20)を余儀なくされた。

一方、ガバナンスの本質も、予見を超えるリスク発現や環境変化があったとしても安定性が損なわれないような体制を確保することであり、その意味で協同組合銀行の2業態にかかる金融安定化策とガバナンス体制の整備は通底している。金融安定化策の策定は、そのままガバナンス議論の促進へとつながったと思われる。

5. ガバナンス改革

(1) ポポラーレ銀行のガバナンス改革

ポポラーレ銀行のガバナンスを巡る長年の議論は、2015年3月の立法措置によって一段落することとなった。

ガバナンス改革の眼目は、総資産が80億ユーロの「しきい値」を超えるポポラーレ銀行の株式会社への転換義務である^(注21)。なお、図表7は、ポポラーレ銀行にかかる主なガバナンス項目につき、統一銀行法の規定内容を2015年3月の立法措置の前後で比較したものである。80億ユーロの「しきい値」の設定以外に、議決時の定足数・表決数の変更（緩和）も盛り込まれた。

2015年当時、イタリアの銀行セクターを取り巻く状況は、EUによるBRRD（銀行救済・破

(注)18. この方針転換の背景には、2008年の世界金融危機において多額の公的資金投入が世論による指弾を受けたことがあるとされる。(伊豆 [2021])

19. ただし、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行の再建に関しては、例外的に公的支援(予防的資本増強)が容認された(2017年7月)。

20. 金融安定化策の本質は、その時点で予見される損失等のリスクや、予見を超えるリスクが発現した場合でも金融システムが揺るがない体制・対策を整えることにある。公的資金という“真水”が期待できない中、そのシナリオはより精緻なものとなる。

21. 総資産が「しきい値」を超える銀行であっても、超過状態の開始から1年以内に「しきい値」以下に縮減された場合には、協同組合形態にとどまるという選択肢も残された。

図表7 「ポポラーレ銀行」のガバナンス枠組み

| | | 2014年3月時点 | ガバナンス改革以後(現行) |
|-------------------------|------------|---|---|
| ① 形態 | | 有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata) | 有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata) |
| | (新設→) | | ポポラーレ銀行の資産(当該ポポラーレ銀行がグループ統括会社の場合は連結ベースの資産)は80億ユーロを上回ることができない |
| ② 職分・事業内容等 | | — | — |
| ③ 1出資持分の価額 | | 2ユーロ以上 | 2ユーロ以上 |
| ④ 会員数 | | 200名を下回ってはならない | 200名を下回ってはならない |
| 会員 | ⑤ 保有持分の上限 | ・ 資本金の1%を超えて(直接または間接)保有することはできない ・ 定款で上限を引き下げることが可能。ただし、その場合でも0.5%を下回ってはならない | ・ 資本金の1%を超えて(直接または間接)保有することはできない ・ 定款で上限を引き下げることが可能。ただし、その場合でも0.5%を下回ってはならない |
| | ⑥ 資格要件 | — | — |
| | ⑦ 入会時の手続要件 | 理事会による裁決 | 理事会による裁決 |
| ⑧ 利益配分 | | ・ 年間純利益の少なくとも10%を法定準備金に充当しなければならない ・ 純利益のうち法定準備金その他の準備金、定款に定める用途に充当されなかった部分、会員に配分されなかった部分については、慈善・援助活動に振り向ける | ・ 年間純利益の少なくとも10%を法定準備金に充当しなければならない ・ 純利益のうち法定準備金その他の準備金、定款に定める用途に充当されなかった部分、会員に配分されなかった部分については、慈善・援助活動に振り向ける |
| ⑨ 議決権の行使方式 | | 出資数に関わらず1会員1票 | 出資数に関わらず1会員1票 |
| ⑩ 議決の表決数(合併、株式会社への転換時等) | | 定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による(変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する) | ・ 初回決議にあつては、(定足数)会員の10分の1かつ(表決数)投票数の3分の2 ・ 第2回決議にあつては、(出席者の頭数に関わらず)投票数の3分の2 |

(備考) イタリア“銀行法典”(2014年3月時点、および現行規程)より、主な関連項目を記載

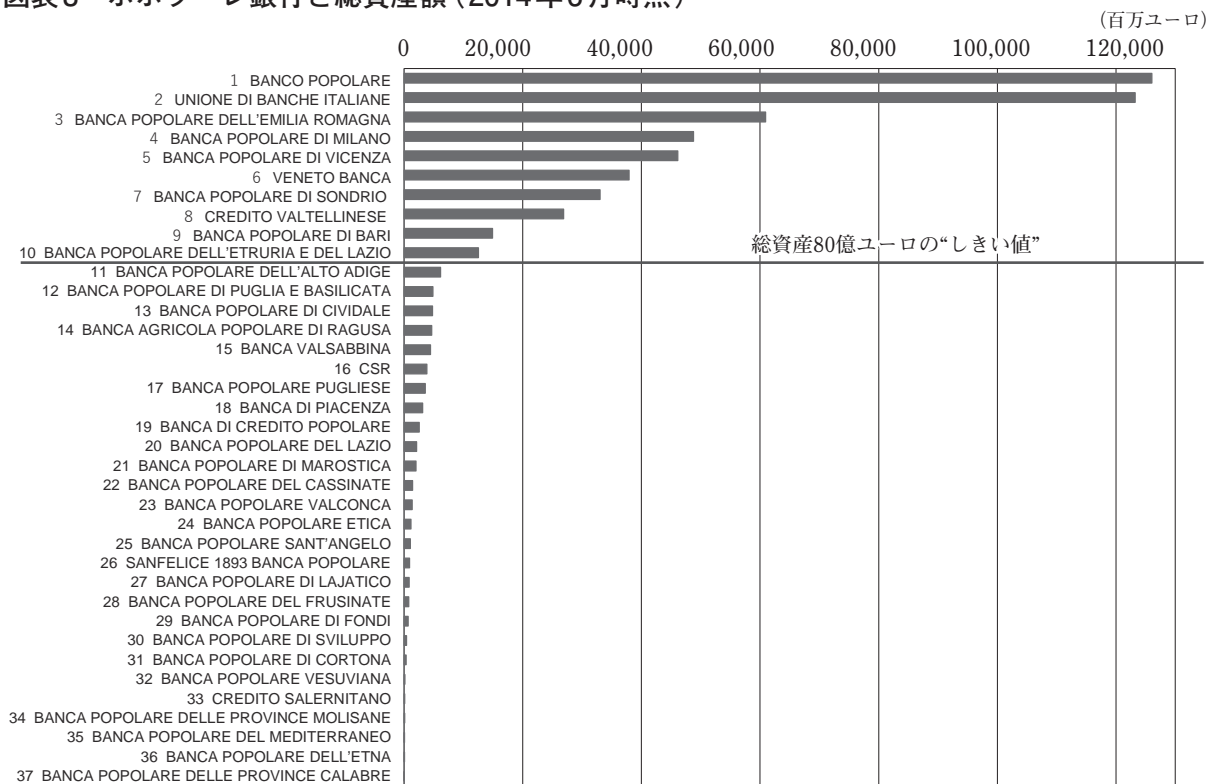
綻処理指令)の採択(2014年5月)により公的資金投入の可能性が極めて限定的になっており、より現実性の高いケースとして民間レベルでの対処(内外銀行による資本増強や他行との合併等)が意識されていたと思われる。

そのような環境にあって、協同組合の形態は外部からの資本増強が事実上困難であることから、ポポラーレ銀行のうち大規模な銀行については株式会社への転換によって資本市場へのアクセスを可能にし、協同組合形態にとどまる銀行については表決数等の要件緩和によって合併等を少しでも容易にするというのが、2015年の立法措置の提要^(注22)と整理される。

図表8は、イタリアのポポラーレ銀行(2014年6月時点)を、総資産順に並べたものである。2015年3月の立法措置を受けて、総資産が「しきい値」を超える10行(総資産ベースで全ポポラーレ銀行の91%に相当)のうち8行が、2016年末までに株式会社に転換した。

(注)22. イタリア銀行・金融監督局長(当時)のCarmelo Barbagallo氏は、2015年に行った講演の中で、協同組合銀行のガバナンス改革につき「イタリアで採用されているモデルでは協同組合という形態が資本増強を困難にして」おり、システムの安定性強化に向け「ポポラーレ銀行の規制において、リスクに見合った資本金水準の達成を妨げているいくつかの核心的課題が除去された」旨を述べている。(Barbagallo C. [2015])

図表8 ポポラーレ銀行と総資産額（2014年6月時点）



(備考) イタリア銀行ならびに各行ウェブサイト内データ等を基に作成

(2) BCC（協同信用銀行）のガバナンス改革

BCCのガバナンス改革は、2016年から数次にわたる立法により実行された。

図表9は、BCCにかかる主なガバナンス項目を統一銀行法の規定内容に沿ってガバナンス改革の前後で比較したものである。修正があった項目は「会員数の上限(④)」と「保有持分の上限(⑤)」で、それぞれを引き上げることにより資本調達余力が高まった。

一方、新たな項目として加わったのは「協同組合銀行グループ」のスキームで、規模の小さい各BCCが中央機関を擁する大規模グループの一部となることを義務づける内容である。イタリアのBCCは、それまでも“分散型”のネットワークを形成していたが、今回のガバナンス改革でフランスやオランダと同様のハイブリッド構造が正式に導入された。

グループの統括会社は銀行業務の権能を持つ株式会社（純資産10億ユーロ以上）とされ、グループ内のBCCが資本の60%以上を保有する。統括会社の法的形態が株式会社で、10億ユーロ以上の純資産が義務付けられているのは、資本市場へのアクセスや格付取得の可能性を考慮してのことと考えられる。

統括会社は各BCCと“結束契約”（contratto di coesione）を締結し、グループ内の戦略策定や調整・是正措置の実施等を担う。

図表9 「BBC（協同信用銀行）」のガバナンス枠組み

| | | 2014年3月時点 | ガバナンス改革以後（現行） |
|-------------------------|------------|--|--|
| ① 形態 | | 有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata) | 有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata) |
| ② 職分・事業内容等 | | ・主として会員のために信用供与を行う ・イタリア銀行が定める規準に基づき決定された項目（事業内容、預貸業務の内容、営業地域）を定款に組み入れる | ・主として会員のために信用供与を行う ・イタリア銀行が定める規準に基づき決定された項目（事業内容、預貸業務の内容、営業地域）を定款に組み入れる |
| ③ 1出資持分の価額 | | 25 ユーロ以上 500 ユーロ以下 | 25 ユーロ以上 500 ユーロ以下 |
| ④ 会員数 | | 200名を下回ってはならない | 500名を下回ってはならない |
| 会員 | ⑤ 保有持分の上限 | 50,000 ユーロ（価額合計）を超えて保有することはできない | 100,000 ユーロ（価額の合計）を超えて保有することはできない |
| | ⑥ 資格要件 | 当該 BCC の営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること | 当該 BCC の営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること |
| | ⑦ 入会時の手続要件 | 理事会による裁決 | 理事会による裁決 |
| ⑧ 利益配分 | | ・年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当しなければならない ・年間純利益の一部は、法の定める方法・方式により協同事業の振興・発展のための基金に納入しなければならない ・純利益のうち、上記に振り向けられなかった部分、株式の再評価に使われなかった部分、もしくはその他準備金や会員への配分に充当されなかった部分については、慈善または相互扶助目的に振り向けなければならない | ・年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当しなければならない ・年間純利益の一部は、法の定める方法・方式により協同事業の振興・発展のための基金に納入しなければならない ・純利益のうち、上記に振り向けられなかった部分、株式の再評価に使われなかった部分、もしくはその他準備金や会員への配分に充当されなかった部分については、慈善または相互扶助目的に振り向けなければならない |
| ⑨ 議決権の行使方式 | | 出資数に関わらず1会員1票 | 出資数に関わらず1会員1票 |
| ⑩ 議決の表決数（合併、株式会社への転換時等） | | 定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する） | 定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する） |
| | | | （協同組合銀行グループ） ・協同組合銀行グループの統括会社（株式会社形態、銀行業務の権能あり、グループ内のBCCが資本の60%以上を保有、純資産10億ユーロ以上）を形成 ・統括会社は、結束契約（il contratto di coesione）に基づきグループの経営・調整等を行う （新設→） |

（備考）イタリア“銀行法典”（2014年3月時点、および現行規程）より、主な関連項目を記載

この改革によりBCCは、Iccrea 協同組合銀行グループの128行（2021年12月現在）、Cassa Centrale Banca 協同組合銀行グループの71行（同上）に再構成され、南チロル「トレンティーノ・アルトアーディジェ自治州」所在のライフアイゼン貯蓄銀行39行（同上）は、イタリア銀行からの認可を受けてIPS（制度的保証スキーム）の下で自律性を維持することとなった。

おわりに

イタリアの協同組織金融機関の“ガバナンス改革”は、イタリア経済が欧州債務危機の洗礼を受けたことも一つの契機となって現実化することとなった。

2015年からの“ガバナンス改革”は、欧州債務危機以前から交わされていた議論の蓄積がなければ実現し得なかったものと思われる。

<参考資料> (*は講演録等)

- ・ Banca d'Italia [2014, 2021]. “Testo Unico Bancario.”
- ・ Barbagallo, C. [2015]. “Le banche locali e di credito cooperativo in prospettiva: vigilanza europea ed evoluzione normativa.” *
- ・ Barbagallo, C. [2016]. “Misure urgenti concernenti la riforma delle banche di credito cooperativo e altre misure in materia bancaria.” *
- ・ Barbagallo, C. [2019]. “Crises and financial regulation: current and future developments.” *
- ・ Catturali, I. & Stefani, M. L. [2016]. “Italian Credit Cooperative Banks,” *Credit Cooperative Institutions in European Countries*, Springer.
- ・ Groeneveld, H., Di Salvo, R., Lopez, J. S. & Di Leo, F. [2018]. “National Initiatives to Drive the Evolution of the Cooperative Banking Sector,” *New Cooperative Banking in Europe*, palgrave macmillan.
- ・ Gutiérrez, E. [2008]. “The Reform of Italian Cooperative Banks: Discussion of Proposals,” *IMF Working Paper WP/08/74*.
- ・ Jassaud, N. [2014]. “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks,” *IMF Working Paper WP/14/181*.
- ・ Poli, F. [2022]. “Co-operative Banking in Italy,” *Co-operative Banking Networks in Europe*, Palgrave.
- ・ Romano, G. [2016]. “La riforma delle Banche popolari tra “argomenti” di diritto interno e “ragioni” di diritto europeo”.
- ・ Tarantola, A. M. [2009]. “Le banche popolari nel confronto competitivo: vocazione territoriale e profili di governance.” *
- ・ Tarantola, A. M. [2011]. “La riforma delle banche popolari.” *
- ・ Tombari, U. & E. Mugnai [2009] “Comment destinato al Commentario a Testo Unico Bancario diretto da Belli, Porzio e Santoro, Giuffrè Editore.”
- ・ 伊豆 久 [2021] 「EUの銀行破綻処理におけるベイルインとベイルアウト」『現代金融資本市場の総括的分析』日本証券経済研究所
- ・ 神山哲也 [2016] 「イタリア銀行部門の不良債権問題と対応策」『野村資本市場クォーターリー』2016 Summer.
- ・ 土田陽介 [2019] 「イタリア銀行危機対応策の展開とその問題点」『日本EU学会年報』第39号, 6月.

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて⑥

－脱炭素経営と中小企業－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) 脱炭素経営 中小企業 中小企業版 SBT 再エネ100宣言 REAction RE100
日本カーボンニュートラル協会 カーボンニュートラルアドバイザー

(視 点)

フォーバルグループ編集(2021)は、環境経営に取り組む意識がある企業であっても、3割弱が、具体的な案がないと回答したアンケート結果を明らかにしている。また、中小企業からは、脱炭素経営に対して、「何をすればよいのか」、「どこまでやればよいのか」等の声が聞こえてくる。

そこで本稿では、中小企業における脱炭素経営の取組み意欲を醸成するため、わが国独自の枠組みとして、認定取得の要件を緩和した「中小企業版 SBT」と、RE100を中小企業等向けバージョンにした「再エネ100宣言 RE Action (中小企業版 RE100)」を紹介する。併せて、中小企業による中小企業の脱炭素支援に取り組む(一社)日本カーボンニュートラル協会の取組み事例についても紹介する。

(要 旨)

- 脱炭素経営では、温室効果ガスの排出削減について、サプライチェーン全体での目標設定等が求められる。そのため、今後、中小企業は、取引先の大企業から、排出削減の目標設定等をはじめ脱炭素経営への転換を求められるようになるだろう。
- 中小企業における脱炭素経営の取組み意欲を醸成するため、わが国独自の枠組みとして、認定取得の要件を緩和した「中小企業版 SBT」や、RE100を中小企業等向けバージョンにした「再エネ100宣言 RE Action (中小企業版 RE100)」が存在する。「何から取り組んで良いのかわからない」等の課題を抱える中小企業にとって、費用負担はあるものの、「中小企業版 SBT」や「中小企業版 RE100」への参加を検討してみることは一案だろう。
- 中小企業における脱炭素経営の促進に向けて、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業に対して、(一社)日本カーボンニュートラル協会(JCNA)が「中小企業による、中小企業のための」支援に向けて動き出している。
- 中小企業がいち早く二酸化炭素排出量削減に取り組むことは、取引先からの脱炭素化への要請に応えられるとともに、競争力の観点から他社との差別化にもつながることが期待できる。また、中小企業の脱炭素経営は、時代の要請への対応に加えて、地域経済の成長を担う役割としても期待されているといえよう。

はじめに ーサプライチェーン全体で求められる脱炭素経営ー

環境省が提供する「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブックー温室効果ガス削減目標を達成するためにー」の序文では、「…中小企業にとっても、温室効果ガス削減の取組が光熱費・燃料費削減という経営上の「守り」の要素だけでなく、売上の拡大や金融機関からの融資獲得といった本業上のメリットを得られるという「攻め」の要素を持ちつつあると言えます。」と明記されている。また、中小企業が脱炭素経営に取り組む5つのメリット^(注1)を挙げた上で、「…「脱炭素経営」を、事業基盤の強化や新たな事業機会の創出、企業の持続可能性強化のためのツールとして認識・活用していくことが重要となります。」とも明記されている。このように、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業における脱炭素経営の浸透への期待は大きい。

産業企業情報 No.2022-8^(注2) (2022年7月13日発行) で述べたとおり、脱炭素経営では、温室効果ガスの排出削減について、企業自らだけではなく、サプライチェーン全体での目標設定等が求められる。なかでも、Scope3^(注3)の削減については、取引先の協力が無い限り実現できないため、取引先を巻き込んだ包括的な対策が必要となる。

こうしたことから、今後、中小企業は、取引先の大企業から、排出削減の目標設定等をはじめ脱炭素経営への転換を求められるようになるだろう。

1. 中小企業の脱炭素経営で活用が期待される枠組み

産業企業情報 No.2022-8では、グローバルに活動するわが国大手企業による脱炭素に向けた目標設定 (SBT^(注4)、RE100^(注5)) の取組みは世界トップクラスであると述べた。しかし、SBTでは、削減目標の対象範囲がScope3の排出削減まで広く含まれ、RE100では、「影響力のある企業」であることが参加要件になっている等、中小企業にとってハードルが高い。

中小企業における脱炭素経営の取組み意欲を醸成するため、わが国独自の枠組みとして、認定取得の要件を緩和した「中小企業版 SBT」や、RE100を中小企業等向けバージョンにした「再エネ100宣言 RE Action (中小企業版 RE100)」が存在する。なお、環境省は、中小企業版

(注)1. 5つのメリットとして、優位性の構築 (自社の競争力を強化し、売上・受注を拡大)、光熱費・燃料費の低減、知名度や認知度の向上、社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化、新たな機会の創出に向けた資金調達において有利に働くことが挙げられている。

2. 本誌2022年11月号掲載の拙稿

3. Scope1、Scope2以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出) のこと。なお、Scope1は、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス)、Scope2は、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出である。

4. Science Based Targetsの略。企業が環境問題に取り組んでいることを示す目標設定の一つのこと。運営主体は、CDP (Carbon Disclosure Program)、WRI (世界資源研究所)、WWF (世界自然保護基金)、UNGC (国連グローバル・コンパクト) である。

5. Renewable Energy 100%の略。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブのこと。運営主体は、CDP (Carbon Disclosure Program)、TCG (The Climate Group) である。

SBT・RE100の設定支援をしており、2020年度は、17社の応募企業のうち15社を支援し、そのうち10社が認定を取得している^(注6)。

そこで、以下では、この2つの枠組みに着目して概説する。

(1) 中小企業版 SBT

異(2021)によると、SBTは、「パリ協定における「世界の気温上昇を産業革命前より摂氏2度を十分に下回る水準に抑え、また1.5度に抑えることを目指すもの」という目標が求める水準と整合した、企業単位で設定する温室効果ガス排出削減目標のこと」である。SBTでは、サプライチェーン全体の排出量(Scope1～3の排出量の合計)の削減が求められる。なお、SBTは、日本語に直訳すると「科学的根拠に基づく目標」であることから、科学的根拠に基づいて二酸化炭素排出量の削減目標を立てること、とも言い換えられよう。

図表1 中小企業版SBTの概要

| | 中小企業向け SBT | < 参考 > 通常 SBT |
|-----------|--|---|
| 対象 | 以下を満たす企業 ・従業員500人未満・非子会社・独立系企業 | 特になし |
| 目標年 | 2030年 | 公式申請日から、 5年以上先、10年以内の任意年 |
| 基準年 | 2018年、2019年、2020年から選択 | 最新のデータが得られる年での設定を推奨 |
| 削減対象範囲 | Scope1、2排出量 | Scope1、2、3排出量。ただし、Scope3がScope1～3の合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の必要はなし |
| 目標レベル | ・ Scope1、2 1.5℃: 少なくとも年4.2%削減 ・ Scope3 算定・削減(特定の基準値はなし) | 下記の水準を超える削減目標を任意に設定 ・ Scope1、2 1.5℃: 少なくとも年4.2%削減 ・ Scope3 2℃をはるかに下回る: 少なくとも年2.5%削減 |
| 費用 | 申請1回あたり1,000米ドル(外税) | 目標妥当性確認サービスは9,500米ドル(外税)(最大2回の目標評価を受けられる) 以降の目標再提出は、申請1回あたり4,750米ドル(外税) |
| 承認までのプロセス | 目標提出後、自動的に承認され、SBTi Webサイトに掲載 | 目標提出後、事務局による審査(最大30営業日)が行われる。事務局からの質問が送られる場合もある。 |

(備考) 環境省「SBT (Science Based Targets) について」p.152を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

中小企業版 SBTと通常のSBTとの違いは、図表1のとおりである。中小企業版 SBTにおいて、削減対象範囲や申請費用、承認までのプロセス等の負担が軽減されていることは、特筆すべき点であろう。

なお、環境省(2022)は、SBTに取り組むメリットを、ステークホルダー(関係者等)別に整理している(図表2)。「投資家」を除くメリットは、中小企業版 SBTについても共通するだろう。

図表2 SBTに取り組むメリット

| | |
|--------|---|
| 投資家 | 年金基金等の機関投資家は、中長期的なリターンを得るために企業の持続可能性を評価する > SBT設定は持続可能性をアピールでき、CDPの採点等において評価されるため、投資家からのESG投資の呼び込みに役立つ |
| 顧客 | 調達元へのリスク意識が高い顧客は、サプライヤーに対して野心度の高い目標、取組みを要求する > SBT設定をすることはリスク意識の高い顧客の声に答えることになり、自社のビジネス展開におけるリスク低減・機会の獲得に繋がる |
| サプライヤー | サプライヤーが環境対策に取組まないことは、自社の評判の低下や、排出規制によるコスト増といったサプライチェーンのリスクになりうる > SBTで設定した削減目標を、サプライヤーに対して示すことで、サプライチェーンの調達リスク低減やイノベーションの促進へつなげることができる |
| 社員 | 社員に野心的な削減目標や積極的な削減取組みを訴求する > 画期的なイノベーションを起こそうとする気運が高まる |

(備考) 環境省「SBT (Science Based Targets) について (概要)」 p.3

(2) 再エネ 100 宣言 RE Action (中小企業版 RE 100)

RE 100 は、2014 年に開始した、事業に使用する電力の 100% を再生可能エネルギー発電由来の電力で調達することを目標に掲げる企業連合のことである。対象企業となる要件として、年間電力消費量が 50 GWh (ギガワット時) 未満の企業については、「グローバルまたは国内で認知度・信頼度が高い」、「主要な多国籍企業 (フォーチュン 1000 またはそれに相当)」、「その他、RE 100 の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つこと」等が挙げられており^(注7)、中小企業にとっては、参加へのハードルがかなり高い。

そこで、中小企業版 RE 100 では、通常の RE 100 対象企業等を除く国内の企業、自治体、機関等を対象に、認定要件を緩和^(注8)して運営している (図表 3)。また、参加費 (年額) は、団体区分および従業員数に応じて設定されている (図表 4)。

なお、環境省 (2022) は、RE 100 に取り組むメリットとして、ステークホルダーへのアピールをはじめさまざまなメリットを挙げている^(注9)。

中小企業が抱える「何から取り組めば良いのかわからない」等の課題に対応するにあたって、費用負担はあるものの、中小企業版の SBT や RE 100 の枠組みへの参加を検討してみることは一案だろう。こうした枠組みへの参加は、最近多発している自然災害への備えという観点からも、有用ではないだろうか。

(注)7. 詳細は、環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ (2022年8月1日)「RE100について」 p.40-46を参照

8. 通常の RE 100 では、目標年を宣言し、事業全体を通じた 100% 再エネ化にコミットする、もしくは既に 100% 再エネ化を達成していること等が認定要件とされている。

9. 詳細は、環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ (2022年8月1日)「RE100について (概要)」 p.3を参照

図表3 再エネ 100宣言 RE Actionの参加要件

| | |
|-------------|---|
| 対象企業 | <ul style="list-style-type: none"> • 日本国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体（関連団体含むグループ全体での参加） • 以下の団体は参加対象外 <ul style="list-style-type: none"> ➢ The Climate Groupが運営するRE100対象企業 ➢ 再エネ設備事業の売上高が全体の50%以上の団体 ➢ 主な収入源が、発電および発電関連事業である団体 |
| 認定要件 | <ul style="list-style-type: none"> • 遅くとも2050年迄に使用電力を100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表（参加団体自身のWebサイトに掲載） • 再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施 • 消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告 |

（出所）環境省「RE100について」 p.61

図表4 再エネ 100宣言 RE Actionに要する費用

| ● 企業 | | ● 行政・公共機関 | |
|-------------|----------|--------------------------------------|----------|
| 従業員数 | 年額 | 区分 | 年額 |
| ～10人 | 25,000円 | 中央省庁・都道府県・政令指定都市 | 100,000円 |
| 11人～300人 | 50,000円 | 上記以外の行政機関・公共機関 | 50,000円 |
| 301人～500人 | 75,000円 | | |
| 501人～1,000人 | 100,000円 | | |
| 1,001人～ | 200,000円 | | |
| | | ● 非営利団体（学校法人、社会福祉法人、医療法人、消費生活協同組合など） | |
| 従業員数 | 年額 | | |
| ～10人 | 25,000円 | | |
| 11人～300人 | 50,000円 | | |
| 301人～500人 | 75,000円 | | |
| 501人～ | 100,000円 | | |

（出所）環境省「RE100について」 p.62

2. （一社）日本カーボンニュートラル協会による中小企業の脱炭素経営支援

フォーバルグループ編集（2021）は、環境経営に取り組む意識がある企業であっても、その3割弱が、具体的な案がないと回答したアンケート結果を明らかにしている。このように、「何から取り組めば良いのかわからない」等の課題を抱える企業は少なくない。

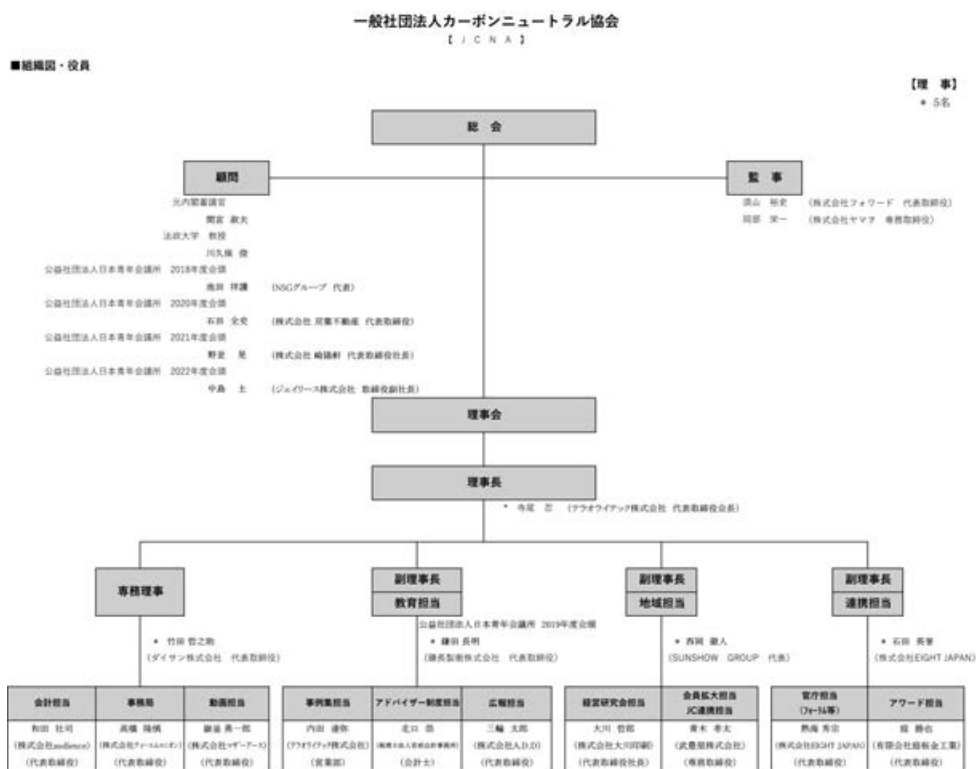
こうした中、中小企業における脱炭素経営の促進に向けて、「中小企業による、中小企業のための」支援に向けて動き出した（一社）日本カーボンニュートラル協会（以下、「JCNA」という。）の取組みを紹介する。

なお、事例紹介の取材にあたっては、JCNAの寺尾忍理事長【テラオライテック（株）（福井県越前市）代表取締役会長】、西岡徹人理事【三承工業（株）（岐阜県岐阜市）代表取締役】、石田英誉理事【（株）フローハイド（宮城県仙台市）代表取締役】、鎌田長明監事【鎌長製衡（株）（香川県高松市）代表取締役社長】に、貴重なお時間をいただいた。この場をお借りして、お礼申し上げたい。

(1) JCNAの概要

同協会は、2021年7月に、福井県越前市に設立された。組織図は、**図表5**のとおりである。設立目的は、「日本のカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、「地域から」「中小企業による」「連携イノベーション」を起こすボトムアップ型の基盤づくり」である。同協会の活動は、2021年6月に、国・地方脱炭素実現会議が公表した「地域脱炭素ロードマップ^(注10)」で起こしたいとされている「脱炭素ドミノ」に貢献するものといえよう。

図表5 同協会の組織図



(出所) 同協会提供

同協会の設立メンバーは5名（うち4名は現役員）である。設立メンバーは全員、地元の青年会議所で活躍する会員で、かつ公益社団法人日本青年会議所^(注11)の役員経験者であり、社会課題解決への情報感度が高い。菅首相（当時）による2050年カーボンニュートラル宣言をきっかけとした、「やらざるを得ない状況になってからやるのではなく、国の動きを素早く察知して先んじて動こう」という高い意欲が、同協会設立の動機となっている。2022年中には、(公社)日本青年会議所の会員企業を中心に100名規模の会員組織になることを目指している。

なお、同協会は、(公社)日本青年会議所のネットワーク（全国691拠点、29,717名（2021年12月31日現在））を活かしながら、中小企業における脱炭素経営の浸透、促進に尽力している。

(注)10. 本誌2022年10月号掲載の拙稿の1(3)を参照

11. 日本青年会議所ホームページ (<https://www.jaycee.or.jp/2022/>) を参照

(2)「中小企業による中小企業のため」の脱炭素経営支援

中小企業に脱炭素経営を浸透するためには、全社員が一丸となって、脱炭素化という“同じベクトル”を向いて取り組んでいくことが強く求められる。そのためには、全社員に対する脱炭素への意識醸成が大きな鍵を握る。同協会では、二酸化炭素排出量を算定する前段階として、まずは中小企業に脱炭素経営の必要性を認識してもらうことが重要であると考えている。そこで、(公社)日本青年会議所と連携したセミナーを過去3回、実施しており(図表6)、今後も、全国各地で継続的な実施を予定している。

図表6 中小企業向けセミナー



(出所) 同協会提供

このセミナーを通じて脱炭素経営の必要性を認識した中小企業には、「カーボンニュートラル宣言」(図表7)を公表して、カーボンニュートラル宣言企業になることを推奨している。宣言を社内外に公表することにより、脱炭素経営の実践に向けて全社員一丸となることを狙いとしている。なお、宣言企業は、2022年6月末時点で、当初に目標していた800社を超えている。

図表7 カーボンニュートラル宣言(例:三承工業(株))

2021年12月24日
SUNSHOW GROUP 三承工業株式会社

**岐阜の中小企業がカーボンニュートラル宣言
三承工業と協力業者が連携協定し脱炭素ドミノへ**

2021年12月24日(金)、岐阜市の建設会社 SUNSHOW GROUP 三承工業株式会社(岐阜県岐阜市、代表取締役:西岡敏人、以下「三承工業」)は、気候変動への対策を地方の中小企業から実現し、持続可能な成長力ある地域社会を実現するために、この度2030年までに実質排出量ゼロを目標に掲げカーボンニュートラル宣言を行いました。

SUNSHOW GROUPとしてカーボンニュートラル実現に向けた次の通り目標を掲げ、2022年1月から活動を開始していきます。

①スコープ1・2を国1の通り算出し、カーボンニュートラル
に向けた削減を実施していくと同時に、スコープ3も算出し削減
していきます。

■スコープ1・2・3の削減目標

2020年12月31日 排出量実測 0t CO₂
2030年12月31日 排出量実測 150t CO₂

■2022年度の活動目標

①2022年12月31日 排出量実測 140t CO₂

②スコープ3の状況把握

③スコープ3の削減目標を掲げ実施に移行

④グループ全体でカーボンニュートラルに関する
理解のボトムアップ

これら目標を実現していくためには、三承工業協力業者会と
一体となり、地域に必要なとされる組織であり続け、今まで以
上に連携のある活動を行っていく必要があると位置づけ、互いが公平な立場で事業を推進する組織を確立し
ていくこと、また社会的・経済的価値を創出する企業として、切磋琢磨しそれぞれの成長発展につなげていく
ことを強く誓い、連携協定調印式を行いました。

会合として、地域の県議会議員広津康典氏に立ち会っていただき、「地方の中小企業がカーボンニュートラ
ル宣言をすることはまだ珍しい大変素晴らしい、ぜひ岐阜の中小企業を牽引して欲しい」と激励の言葉を
いただきました。

(写真左)
三承工業(株) 代表取締役
西岡敏人
(写真中央)
岐阜県建設会議委員
広瀬 修次
(写真右)
三承工業協力業者会
会長 岸野大輔氏

本リリースに関するお問い合わせ
SUNSHOW GROUP 三承工業株式会社 <担当 神田純代>
Tel:058-275-5556 Mail:kanda@sunshow.jp

(出所) 三承工業(株) ニュースリリース

同協会は、カーボンニュートラル宣言企業となった次のステップとして、中小企業が自社で二酸化炭素排出量の算定をし、具体的な削減計画の策定をできるよう、支援に取り組もうとしている。しかし、多くの中小企業は、脱炭素の専任者を配置するほど人的な余裕がない。そこで、中小企業が目線で、自社だけでなく他社の二酸化炭素排出量を算定して二酸化炭素削減計画を策定できる人材を育成する制度として、同協会独自の資格認定制度である「カーボンニュートラルアドバイザー制度^(注12)」を創設した。2022年中は5回の研修を予定しており、第1回は、2022年7月9日に、東京都内で実施した(図表8)。2022年中に、10,000名以上の認定者を創出したいとしている。

本研修の対象者としては、当面、中小企業の経理担当者を想定している。しかし今後、カーボンニュートラルアドバイザーには、自社だけでなく他社にも脱炭素経営コンサルティングをする役割を求めて

いるため、中小企業支援実績のある士業(中小企業診断士、税理士、行政書士、社会保険労務士等)にも、本研修を受講してほしいと考えている。また、中小企業に脱炭素経営の実践を促す上では、中小企業コンサルティングの役割を担っている信用金庫職員にも、本研修を受講を勧めたいとしている。

カーボンニュートラルアドバイザー制度は、中小企業に対する脱炭素経営コンサルティングという、「新たな仕事」の創出にもつながることが期待できる。そのため、同協会は、現在、カーボンニュートラルアドバイザーの活躍の場づくりのため、外部との連携を模索している。

(3) 今後の展望

カーボンニュートラルアドバイザーを創出して、中小企業への脱炭素支援の実績が上がれば、同協会は、参考となるアイデアや先進的な取組事例を共有する目的で、褒賞事業(カーボンニュートラルアワードジャパン(仮称))を実施したいとしている。褒賞事業を通じて、中小企業全体に、脱炭素経営に舵を切っていくことを促していきたいと考えている。そのほか、経営研

図表8 カーボンニュートラルアドバイザー研修



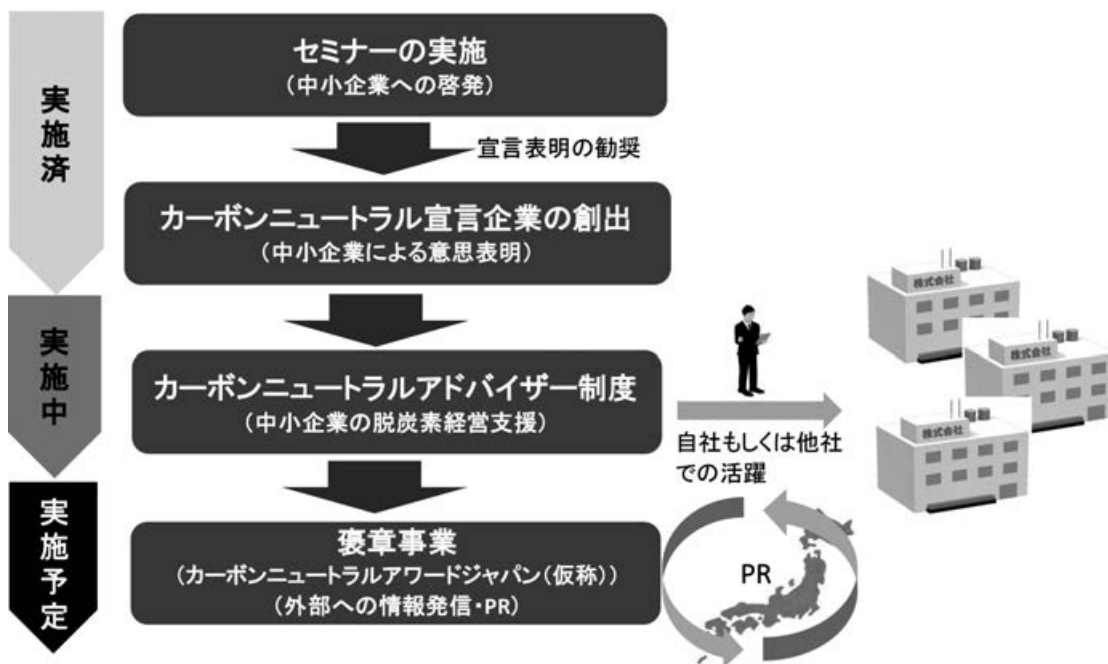
(出所) 同協会提供

(注)12. JCNA ホームページ (<https://www.jcna.or.jp/%E3%82%A2%E3%83%89%E3%83%90%E3%82%A4%E3%82%B6%E3%83%BC%E5%88%B6%E5%BA%A6>) を参照

研究会の開催、脱炭素ソリューション事例集の整備・公表、ソリューション提供企業と会員企業とのマッチング等も模索している。なお、同協会による中小企業の脱炭素経営に向けた一連の支援活動の大枠を総括すると、**図表9**のとおりである。

同協会は、これら一連の支援活動により、中小企業に寄り添って脱炭素経営支援をする、「中小企業による中小企業のための」団体になりたいとしている。また、支援活動を通じて、将来的にSBTの認定を受ける中小企業が増えることを期待している。

図表9 同協会による中小企業への脱炭素経営の促進アプローチ



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

おわりに ー中小企業における脱炭素経営の促進に向けてー

中小企業がいち早く二酸化炭素排出量削減に取り組むことは、取引先からの脱炭素化への要請に応えられるとともに、競争力の観点からは他社との差別化につながることを期待できる。こうした期待の中、(一社)日本カーボンニュートラル協会の活動のように、同協会の役員企業での経験を踏まえた、中小企業の日線かつ中小企業の立場からの支援活動は、中小企業にとって臨場感をもって捉えることができ、中小企業における脱炭素経営の普及・促進において、最善の取組みといえるのではないだろうか。

また、二酸化炭素排出量の「見える化」によって削減方法を特定して対策を打つにあたっては、環境省が脱炭素経営の情報プラットフォームとして提供する、グリーン・バリューチェー

ンプラットフォーム（**図表10**）は大いに参考になる。また、環境省が公表する「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック－温室効果ガス削減目標を達成するために－ Ver.1.1^(注13)」も参考になろう。本ハンドブックでは、排出削減計画の策定に向けた検討手順が解説されるとともに、具体的な中小企業の実例を紹介して脱炭素経営に取り組むことのメリットを示している。

図表10 グリーン・バリューチェーンプラットフォームの概要

【GVCPFの構成】

- ・ **算定をはじめの方へ**
サプライチェーン排出量の概要や算定の大まかな流れを紹介。
- ・ **算定時の参考資料**
サプライチェーン排出量算定の基本ガイドラインや、算定に活用できる排出原単位を掲載。排出量算定に関する問い合わせ先も掲載。
- ・ **企業の取組事例**
サプライチェーン排出量の算定事例や、中小企業を含めたSBT等の取組事例を紹介。
- ・ **国内の取組**
企業間の情報共有・意見交換等を促進するネットワーク「脱炭素経営促進ネットワーク」を運営・紹介するとともに、過年度の環境省の各種セミナーやフォーラムについても掲載。また、「再エネ100宣言 RE Action」を紹介。
- ・ **国際的な取組**
「中長期排出削減目標等設定マニュアル」においてSBT/RE100といった目標設定の手法を紹介するとともに、SBT/RE100の詳細資料を掲載。



(出所) 環境省 (2022年7月27日)「2050年カーボンニュートラルに向けて ～企業の脱炭素経営と環境省の取組～」p.26

関東経済産業局 (2022) は、地域企業がカーボンニュートラルに取り組むポイントとして、以下の3つを挙げている。

- ① **外部環境の変化を的確に捉える**
⇒ 将来の脅威に対して計画的に行動 ex. 将来的な自動車の電動化を踏まえた業態転換等
- ② **生産性向上・コスト削減につなげる**
⇒ 高効率機器の導入や徹底的な省エネの推進・現場改善 等
- ③ **新技術やアイデアを企業の成長につなげる**
⇒ 新たな技術革新ニーズへの対応などカーボンニュートラル産業への参入 等

このように、中小企業の脱炭素経営は、時代の要請への対応に加えて、地域経済の成長を担う役割を果たすためにも期待されているといえよう。

(注)13. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/content/900440895.pdf>) を参照

〈参考文献〉

- ・環境省（2022年3月）「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブッケー温室効果ガス削減目標を達成するために」
- ・環境省・みずほりサーチ&テクノロジーズ（2022年8月1日）「SBT（Science Based Targets）について」
- ・環境省・みずほりサーチ&テクノロジーズ（2022年8月1日）「RE100について」
- ・環境省（2022年7月27日）「2050年カーボンニュートラルに向けて ～企業の脱炭素経営と環境省の取組～」
- ・経済産業省 関東経済産業局（2022年5月）「カーボンニュートラルと地域企業の対応＜事業環境の変化と取組の方向性＞」
- ・世良多加紘（2021年12月）「中小企業におけるカーボン・ニュートラルへの取組み～活用可能な支援策と仕組みの紹介～」第一生命経済研究所
- ・フォーバルグループ編集（2021年12月24日）「中小企業とグリーン グリーントランスフォーメーション（GX）に向けて」FOR SOCIAL VALUE -BLUE REPORT-2022年1月号

中小企業におけるSDGsへの意識および取組状況の実態

－全国中小企業景気動向調査のアンケート結果より－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

品田 雄志

(キーワード) SDGs 業況 資金繰り 人手不足 仕入価格高騰 全国中小企業景気動向調査

(視 点)

本稿では、全国の信用金庫の協力のもと実施している「全国中小企業景気動向調査」の結果を踏まえ、中小企業におけるSDGsへの意識および取組状況の実態について考察した。考察に当たっては、中小企業のSDGsへの意識や取組みについて全体観を整理するとともに、業況との関連性をまとめ、さらに仕入価格上昇や資金繰り悪化、人手不足がSDGsへの意識や取組みにどのような影響を与えるかについて考察した。

結果、SDGsやカーボンニュートラルに積極的に取り組んでいる企業においては業況が良い傾向にあること、また、仕入価格上昇や人手不足がSDGsへの取組みを促進する可能性がある一方で、資金繰り悪化はSDGsへの取組みを阻害する可能性があることが判明した。

(要 旨)

- 約8割の企業がSDGsについてある程度以上理解しており、認知度は全体的に進んでいる。また、取組みも一定程度行われている。しかしながら、規模の小さい企業では相対的に認知度は低く、取組みを行っていない比率も高くなっている。
- SDGsやカーボンニュートラルの取組みを実行していたり、SDGsに対して前向きな印象を持っている企業では、業況が相対的に良い傾向にある。一方で、SDGsに対して後ろ向きな印象を持っていたり、SDGsに関連して資金調達を期待している企業においては、業況が相対的に悪い傾向にある。
- 仕入価格が上昇している企業では全般的に、人手が不足している企業では人材に関する項目を中心に、それぞれSDGsに関連する取組みに積極的である傾向がみられた。一方で、資金繰りが苦しいという企業では、SDGsへの意識や取組みに消極的な傾向がみられた。
- 信用金庫が中小企業にSDGsへの取組みを促すにあたっては、公的機関と連携しながら中小企業の資金繰りを可能な範囲内で下支えしつつ、仕入価格上昇や人手不足などの経営課題に対応したSDGsへの取組みをサポートすることが、実効性を高める方策となり得よう。

はじめに

SDGs(持続可能な開発目標)という言葉については、最近、新聞や雑誌等でほぼ毎日目にするところである。地球温暖化の進展やエネルギー問題などを克服し、持続可能な形で発展を遂げられるかどうかは、大げさではなく今後の人類の存亡にまでかかわるといっても過言ではない。

こうした問題意識を受けて、政府機関や大企業の間では、SDGsの取組みが盛り上がりを見せている。特に一部の大企業においては、経営戦略の一環として、社会の問題を解決しつつ、自社の企業価値を高めるといえば一石二鳥の取組みを推進している。

しかしながら一方で、中小企業においては、いまだにSDGsへの取組みが遅れているどころか、認知度自体も高くないとの指摘がなされているのも事実である。

そこで本稿では、信金中央金庫が全国の信用金庫の協力のもとで取りまとめている「全国中小企業景気動向調査」を活用し、中小企業におけるSDGsの認知状況や取組状況についてまとめるとともに、中小企業におけるSDGsの阻害要因や促進要因は何かについて、一定の考察を与える。本調査は、回答企業数が13,000社超を数える全国でも有数な規模の調査となっており、包括的な分析が可能である(図表1)。なお、実際に調査で尋ねた質問については、(図表2)で示したとおりである。

図表1 2022年7-9月期における全国中小企業景気動向調査の調査概要

| 業種別 | | 規模別 | | 地域別 | |
|-------|--------|----------|--------|------|--------|
| 製造業 | 4,348 | 1-4人 | 4,745 | 北海道 | 1,145 |
| 卸売業 | 1,848 | 5-9人 | 2,663 | 東北 | 897 |
| 小売業 | 2,301 | 10-19人 | 2,381 | 関東 | 921 |
| サービス業 | 1,790 | 20-29人 | 1,153 | 首都圏 | 3,584 |
| 建設業 | 2,174 | 30-39人 | 646 | 北陸 | 675 |
| 不動産業 | 1,114 | 40-49人 | 859 | 東海 | 1,566 |
| 合計 | 13,575 | 50-99人 | 763 | 近畿 | 2,380 |
| | | 100-199人 | 254 | 中国 | 665 |
| | | 200-300人 | 111 | 四国 | 390 |
| | | 合計 | 13,575 | 九州北部 | 616 |
| | | | | 南九州 | 736 |
| | | | | 合計 | 13,575 |

調査期間：2022年9月1日～7日
標本数：15,236企業 回答率：89.1%

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 SDGsについての質問項目

| 特別調査 「中小企業におけるSDGs(持続可能な開発目標)の取組状況について」 | | 回答欄 | |
|---|---|--|--|
| <p>問1. 貴社では、SDGsについてどのような認知度にありますか。下記の1～4の中から1つ選んでお答えください。また、SDGsについて、どういった機関から情報を得ていますか。下記の5～0の中から1つ選んでお答えください。</p> | | | |
| <p>認知度</p> <p>1. 内容までよく知っている 2. 意味はある程度わかる 3. 名前しか知らない 4. 聞いたことがない</p> | <p>情報源</p> <p>5. 報道機関(テレビ、新聞等) 6. 国・地方自治体 7. 商工会、商工会議所 8. 同業者団体(元請け含む) 9. 金融機関 0. 聞いたことがない</p> | <p>認知度 1.～4. [] ⑥ ↓ 情報源 5.～0. [] ⑦</p> | |
| <p>問2. 下記の1～9の取組みは、いずれもSDGsの理念と一致しています。貴社では、これらの取組みを行っていますか。もっとも取組んでいるものを最大3つまで選んでお答えください。取組んでいない方は0とお答えください。</p> | | | |
| <p>1. (省エネ) 省エネ、節電、再生可能エネルギーの使用 2. (省資源) 再生資源や未利用資源の利用、廃棄物削減、製品の長寿化や修理 3. (水資源) 水使用量削減、排水管理 4. (森林資源) ペーパーレス化、緑化・植林 5. (環境負荷) グリーン調達、カーボンオフセット、有害物質の削減 6. (雇用) 女性や高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の雇用 7. (労働環境) 研修の充実、働き方改革の実施 8. (貧困対策・健康福祉) フェアトレード、途上国支援 9. (地域貢献) 防犯、防災、寄付、まちづくり 0. 上記の取組みはしていない</p> | | <p>回答欄 1.～0. [] ⑦ ↓ [] ⑧</p> | |
| <p>問3. 貴社では、企業がSDGsに取組むことについてどのような印象を持っていますか。1～0の中から最大3つまで選んでお答えください。</p> | | | |
| <p>1. コスト削減につながる 2. 新規顧客が獲得できる 3. 取組まないと取引が切られる 4. 従業員の士気向上、採用容易化につながる 5. 自社が取組むには経営資源が不足</p> | <p>6. コスト増になる 7. 自社には関係がない 8. 本業がおろそかになる 9. その他() 0. よくわからない</p> | <p>回答欄 1.～0. [] ⑦ ↓ [] ⑧</p> | |
| <p>問4. SDGsの取組みの一つとして、カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全及び強化)に関する取組みがありますが、貴社で取組まれている施策は何ですか。1～0の中から最大3つまで選んでお答えください。</p> | | | |
| <p>1. こまめな電源オフなど電気使用量の削減 2. カーボンニュートラルにつながる商品の開発 3. ごみの削減やリサイクルの推進 4. 電気自動車等、ガソリン車以外の導入 5. 太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入</p> | <p>6. 環境負荷の少ない原材料等の利用 7. 温室効果ガスに関する行動目標の設定 8. 脱炭素に関する研究や勉強会の実施 9. その他() 0. 取組んでいない</p> | <p>回答欄 1.～0. [] ⑧ ↓ [] ⑨</p> | |
| <p>問5. SDGsについて、外部機関(公的、民間問わず。)からどのようなサポートを期待しますか。1～0の中から最大3つまで選んでお答えください。</p> | | | |
| <p>1. 経営者向け研修 2. 従業員向け研修 3. 自社取組みの認知度向上 4. 省エネ対応 5. 各種認証制度取得</p> | <p>6. 働き方改革などの人事制度改定 7. 多様な人材の雇用 8. 資金調達 9. その他() 0. 利用したい支援はない</p> | <p>回答欄 1.～0. [] ⑨ ↓ [] ⑩</p> | |

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

1. SDGsへの意識と取組状況の現状

同調査においては、図表2のとおりSDGsについての質問を5問設定した。問1は「認知度と関連情報の収集源」、問2は「理念と一致する取組の実行状況」、問3は「企業が取組むことについての印象」、問4は「カーボンニュートラルについて取り組んでいる施策」、問5は「外部機関からのサポートの期待」である。まずは、各質問の結果について概略をまとめる。

(1) SDGsについての認知度と情報源

問1のSDGsへの認知度については、「内容までよく知っている(19.0%)」と「意味はある程度わかる(60.1%)」を合わせると、合計で約8割の企業にまで認知が広がっていた(図表3)。特に、従業員30人以上の階層では、軒並み約9割の企業で認知されており、なかでも「内容ま

でよく知っている」のウエイトが高い。一方で、「名前しか知らない(17.4%)」、「聞いたことがない(3.4%)」は、規模の小さい企業を中心に回答が多かった。

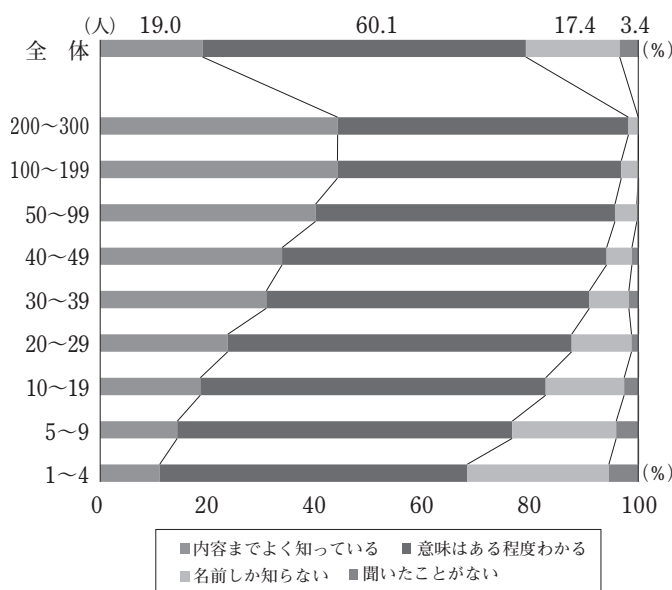
全体としては、規模の小さい企業にも認知されているものの、規模間格差があることは否めない。中小企業から聴取した信用金庫調査員のコメントからも、「SDGsについて、代表者も従業員も理解してなかった。なかなか現場で行うのは難しい。(土木工事 静岡県、従業員18人)」、「SDGsという言葉初めて耳にした。今後、言葉の意味を理解して取り組みたい。(貸家、貸間 愛知県、従業員12人)」などの声が聞かれている。これに対し、信用金庫では「SDGsについて認知度が低いためか、取組みや計画に至っていない。今後、当庫支援のセミナー等あれば紹介していく。(蚊取り線香製造 和歌山県、従業員25人)」のように、情報提供等で対応する動きがみられる。

SDGsの情報源については、「報道機関(テレビ、新聞等)」が76.1%と圧倒的に高く、以下、「金融機関(6.1%)」、「同業者団体(元請け含む)(4.9%)」、「商工会、商工会議所(4.7%)」、「国・地方自治体(4.5%)」がほぼ同じ割合となった(図表4)。

企業規模別にみると、規模の小さい企業では報道機関との回答が多く、規模の大きい企業では、その他の回答が相対的に多くなっている。

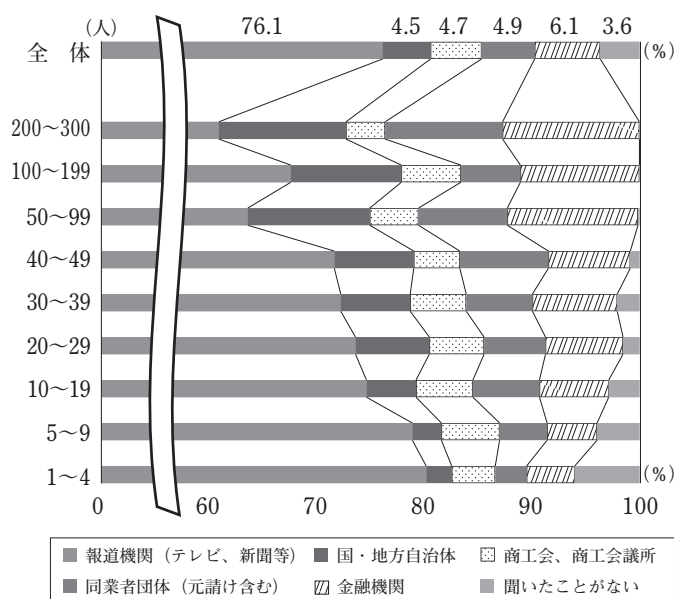
全体としては、規模の小さい企業では情報の取得コストが低い報道機関が中心となる一方、

図表3 SDGsの認知度(企業規模別)



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表4 SDGsの情報源(企業規模別)



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

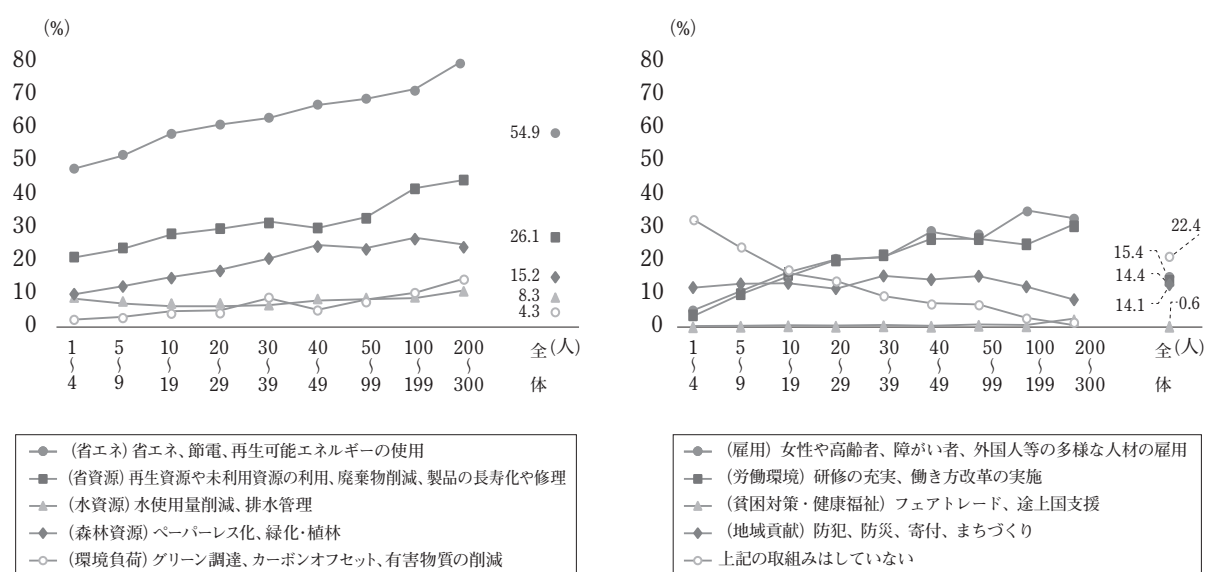
規模の大きい企業では金融機関や同業者団体、国・地方自治体などから、いわば積極的に情報を取得する傾向がみられた。

(2) SDGsの理念と一致する取組みの実行状況

問2のSDGsの理念と一致する取組みの実行状況については、「省エネ、節電、再生可能エネルギーの使用」が54.9%と最も多くなった。次に「再生資源や未利用資源の利用、廃棄物削減、製品の長寿化や修理(26.1%)」が多くなっており、全般的に省エネ・省資源への取組みが多くなっている。コメントでも「SDGsについては、省エネやコスト削減への取組みが主という印象がある。(ガソリンスタンド 秋田県、従業員1人)」というものがあり、SDGs＝省エネという意識を持つ中小企業経営者は一定数いると考えられる。以下、「女性や高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の雇用(15.4%)」、「ペーパーレス化、緑化・植林(15.2%)」などが続いた。対して、「上記の取組みはしていない」は22.4%となった。(図表5)。

企業規模別にみると、規模の小さい企業で取組みをしていないとの回答の割合が高い傾向がみられた。

図表5 SDGsの理念と一致する取組みの実行状況(企業規模別)

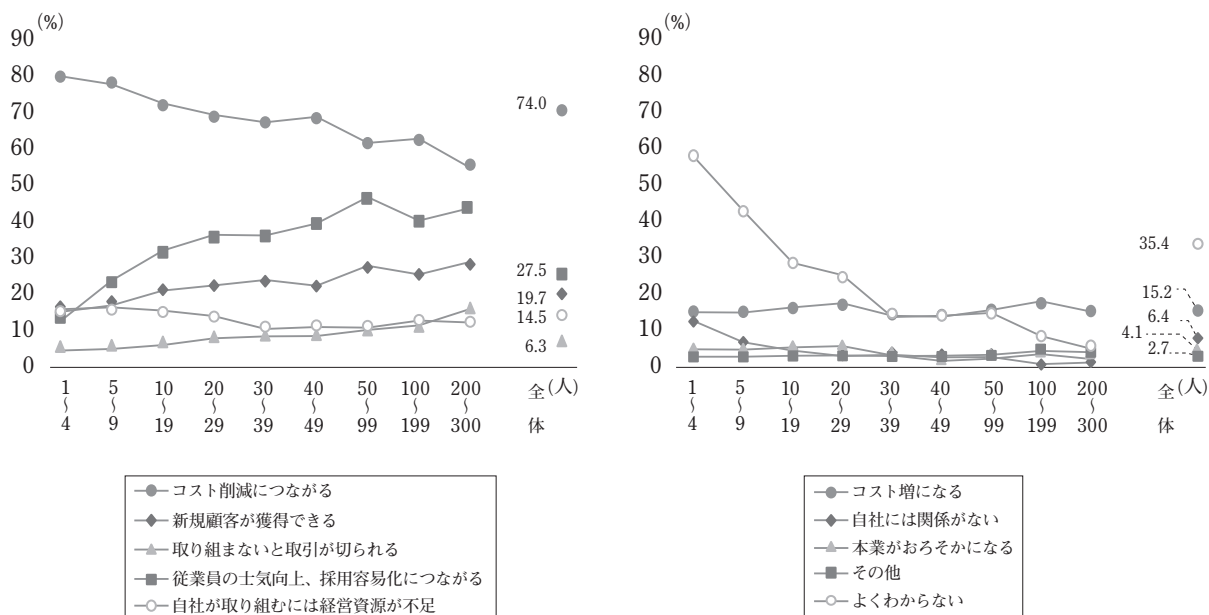


(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成、最大3つまで複数回答

(3) 企業がSDGsに取り組むことについての印象

問3の企業がSDGsに取り組むことについての印象は、「コスト削減につながる」が74.0%と他を大きく上回った。問2と合わせると、省エネや省資源を通じたコスト削減に取り組んでいる企業が多いことがうかがえる(図表6)。コメントでも、「SDGsについての関心は高くな

図表6 企業がSDGsに取り組むことについての印象（企業規模別）



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成、最大3つまで複数回答

いが、省エネや無駄の削減への意識は強い。（金属部品加工 群馬県、従業員19人）」というものがみられた。以下、「従業員の士気向上、採用容易化につながる」が27.5%、「新規顧客が獲得できる」が19.7%で続いた。

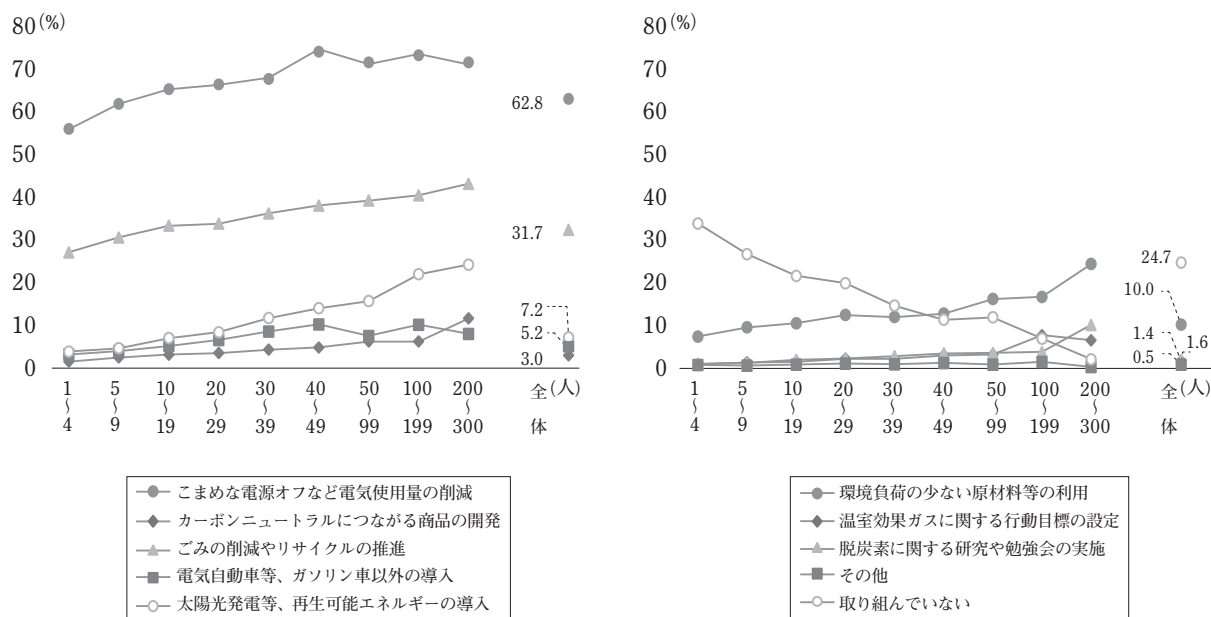
対して「よくわからない」は35.4%となり、特に規模の小さい企業で回答割合が高かった。コメントでは、「SDGsについては目にする事が多くなっているが、具体的に何をすればいいかわからない。（飲食料品小売 埼玉県、従業員7人）」、「SDGsについて、何をすればいいかわからない。当庫主催の勉強会などを案内する。（看板製作 愛媛県、従業員4人）」、「SDGsについての理解は薄い。何かしなければと感じているが、何をすればいいかわからない。（電気工事用材卸 鹿児島県、従業員6人）」などがみられた。

（4）カーボンニュートラルについて取り組んでいる施策

問4のカーボンニュートラルについて取り組んでいる施策は、「こまめな電源オフなど電気使用量の削減」が62.8%と最も多かった。以下、「ごみの削減やリサイクルの推進（31.7%）」、「環境負荷の少ない原材料等の利用（10.0%）」、「太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入（7.2%）」、「電気自動車等、ガソリン車以外の導入（5.2%）」と続いた（図表7）。

対して、「取り組んでいない」は24.7%となった。特に、規模の小さい企業で回答割合が高かった。コメントからは、「SDGsについて、カーボンニュートラルへの関心が高く、企業価値向上に寄与している。（製缶 神奈川県、従業員17人）」、「カーボンニュートラルについては

図表7 カーボンニュートラルについて取り組んでいる施策（企業規模別）



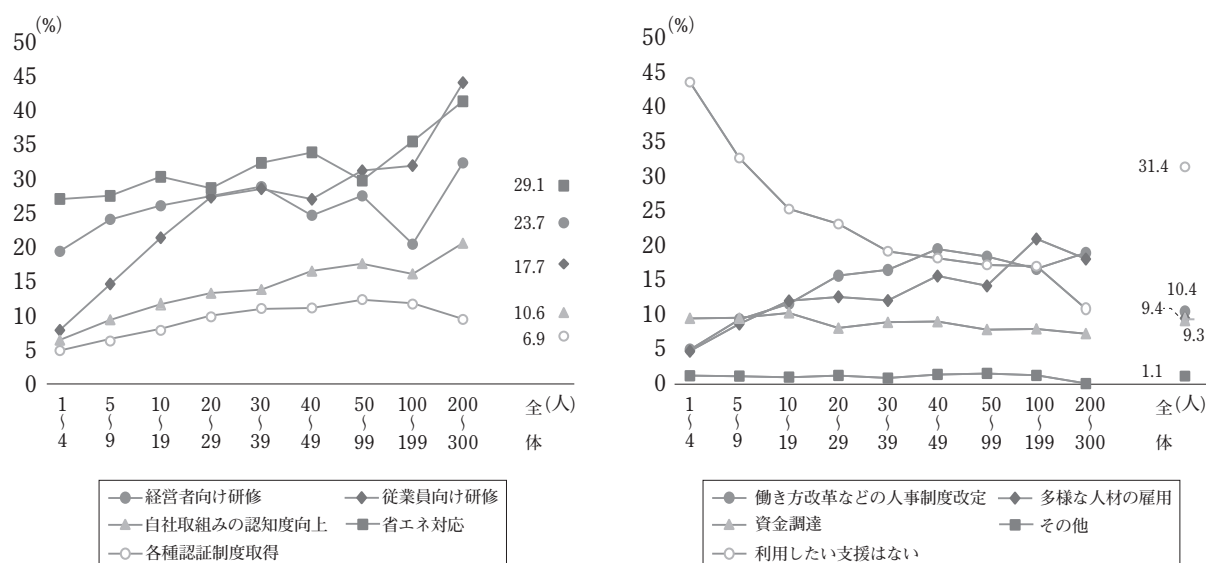
(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成、最大3つまで複数回答

業界的にも関心が高く、省エネ設備導入も積極的。(金属製品製造業 三重県、従業員40人)、「大手メーカーとも取引があり、脱炭素についても定期的な報告を求められている。今後はより厳しくなるかもしれない。(金属加工 大阪府、従業員40人)」という声がある一方、「プラスチック容器やビニール袋が不可欠なため、SDGsにおけるカーボンニュートラルの取組みはやや敷居が高い。SDGsへの期待は、原材料費の高騰抑制などにとどまる。(豆腐等製造 神奈川県、従業員3人)」、「SDGsやカーボンニュートラルについては、興味はあるが時間を割く余裕がない。(石油製品販売 愛知県、従業員38人)」、「取引先からは、SDGsやカーボンニュートラルについては特に何も言われない。(自動車部品卸 大阪府、従業員11人)」といった声も聞かれる。

(5) SDGsについての外部機関からのサポートの期待

問5のSDGsについての外部機関(公的、民間問わず。)からのサポートの期待については、「省エネ対応(29.1%)」が最も多く、以下「経営者向け研修(23.7%)」、「従業員向け研修(17.7%)」、「自社取組みの認知度向上(10.6%)」、「働き方改革などの人事制度改定(10.4%)」と続いた(図表8)。どの項目にも大きく集中しておらず、サポートを期待している分野は、企業の実態によって幅広いといえよう。コメントからは、「廃棄される食材等を飼料や肥料に活用するための研究をしているが、製品化にはつながっていない。金庫としても、SDGsにつながる支援を行っていく予定。(飼料、肥料、釣り餌製造 千葉県、従業員20人)」、「SDGsは、当庫支援

図表8 SDGsについての外部機関からのサポートの期待（企業規模別）



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成、最大3つまで複数回答

の下宣言を行った。引き続きサポートしていく。(食品加工機械 静岡県、従業員46人)」という声が聞かれた。

対して、「利用したい支援はない(31.4%)」は、規模の小さい企業で回答割合が高かった。

2. 各調査項目における業況との相関

各調査項目について、業況との相関をみることで、どのような取組みや意識を持っている企業で業況が相対的に良好かを分析する。

まず問2にある、SDGsの取組実施状況別に業況判断DIをみたところ、「(水資源)水使用量削減、排水管理」を除く(注1)すべての取組みにおいて、実行している企業群の方が実行していない企業群より業況が良くなっている(図表9)。コメントからは、「持続可能な林業の発展のため、地元県産材を利用した建築を行っている。山形県のSDGs対応制度融資を利用した。(木造建築 山形県、従業員11人)」、「SDGsについて、環境にやさしい工法を開発するなど積極的に取り組んでいる。今後も企業としての価値を向上させるため積極化する。(土木一式工事 三重県、従業員13人)」、「代表者はSDGsに精通しており、障がい者支援用物件の建設を受注している。(アパート建築、修繕 岡山県、従業員2人)」のように、SDGsを本業につなげている企業、もしくはつなげようという意識のある企業の存在を確認できる。

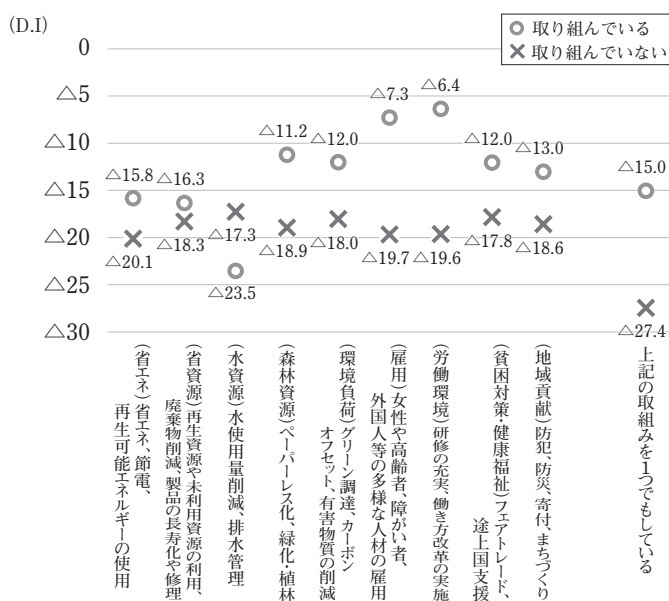
次に問3にある、企業がSDGsに取り組むことについての印象の回答状況別に業況判断DI

(注)1. 水使用量削減や排水管理を行っている企業は、今回の調査では食料品製造業、クリーニング店、飲食店などに多くみられた。これらの企業は今回のコロナ禍によって悪影響を受けた度合いが大きかったため、取り組んでいる企業において業況が悪く出たと考えられる。

をみたところ、「コスト削減につながる」「新規顧客が獲得できる」「従業員の士気向上、採用容易化につながる」など、前向きな印象を持っている企業群の業況が比較的良い一方で、「自社が取り組むには経営資源が不足」「コスト増になる」「自社には関係がない」「本業がおろそかになる」など、後ろ向きな印象を持っている企業群の業況は、比較的悪い結果となった(図表10)。また、「よくわからない」と回答した企業群も業況が悪い傾向にあった。肯定的なコメントとしては、「SDGsについては、省エネやコスト削減への取り組みが主という印象がある。(ガソリンスタンド 秋田県、従業員1人)」、「SDGsに関心がある。主な目的は人材確保の面である。(エクステリア商品卸 静岡県、従業員55人)」、「ヨーロッパを中心にESG経営が広く認識されるようになっており、投資家に限らずすべてのステークホルダーからの支援を受けるには、SDGsへの取り組みが必然だと考えている。(カーセキュリティ製品卸 愛知県、従業員15人)」という声が聞かれている。

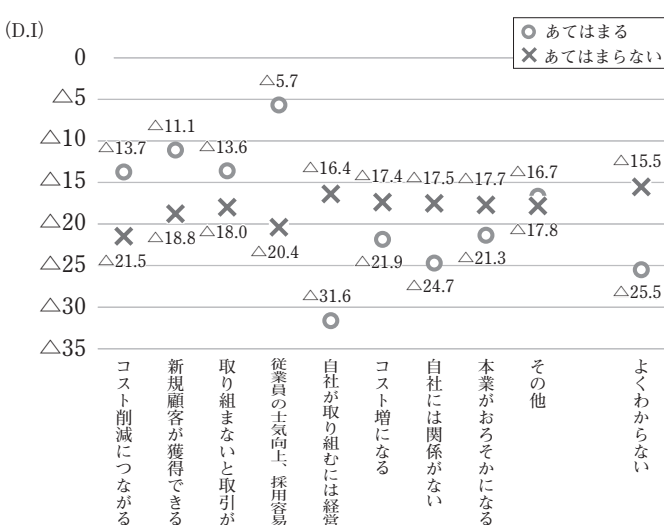
一方で、否定的なコメントとしては、「SDGsは大企業が取り組むべきことで、自社には関係ないと感じている。世論の高まりを受け将来的には何かすべきだが、具体的には思いつかない。(料理仕出し 北海道、従業員5人)」、「SDGsについては理解しているものの、経営資源も乏しく、取り組んでいない。(木材加工品製造 神奈川県、従業員3人)」、「SDGsのことは認識しているものの、そこまでの金銭的、人員の余裕がないのが本音。(最中の皮製造 広島県、

図表9 SDGsの取組状況別にみた業況判断 DI



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表10 SDGsへの印象別にみた業況判断 DI



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

従業員10人)」などの声が聞かれている。

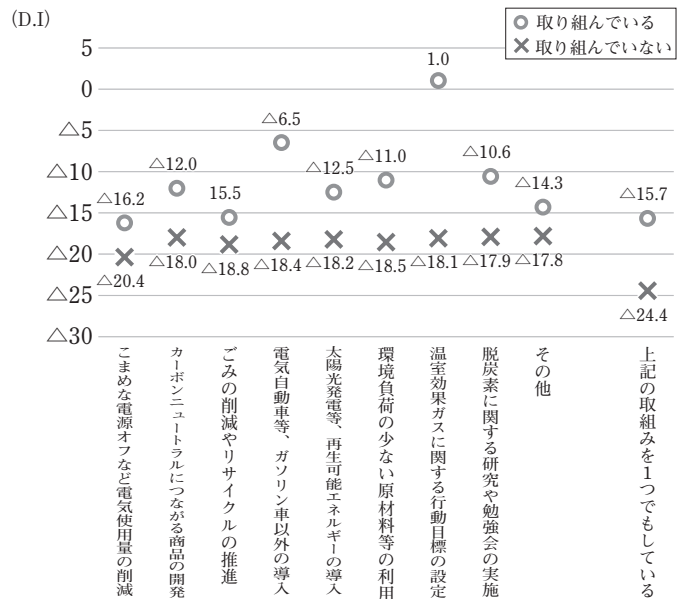
次に問4にある、カーボンニュートラルの取組実施状況別に業況判断DIをみたところ、すべての取組みにおいて、実行している企業群の方が実行していない企業群より業況が良くなった(図表11)。コメントからは、「日頃からSDGsについて関心があり、太陽光発電や電気自動車の利用によるカーボンニュートラルの取組みを実施。(電気設備工事 静岡県、従業員22人)」、「いち早く太陽光発電に取り組んでおり、SDGsの推

進に前向きである。(食品卸 大阪府、従業員2人)」などの声が聞かれている。一方で、「環境対策の製品について、日本人は認知度が低く、価値を認めてくれない。(家具の木製部品製造 愛知県、従業員16人)」との声も聞かれており、消費者の側の意識の向上も必要となる可能性がある。

最後に問5にある、外部機関からのサポートの期待状況別に業況判断DIをみたところ、「資金調達」や「利用したい支援はない」と回答した企業群においては、業況が低い傾向にあった。一方で、「経営者向け研修」、「従業員向け研修」、「自社取組みの認知度向上」、「各種認証制度取得」、「働き方改革などの人事制度改定」、「多様な人材の雇用」などを期待している企業群は、期待していない企業群より業況が良い傾向にあった(図表12)。

コメントからは、「SDGsに前向きであるため、当庫からも積極的に研修等を案内する。(ベアリング、半導体部品製造 群馬県、従業員83人)」、「8月にSDGs宣誓書を作成した。当庫からの案内もあり、SDGsへの関心は高い。(電化製品販売 静岡県、従業員1人)」のように、すでに信用金庫が支援を行っている先も存在する。また、「SDGsの取組みはまだ進んでいないし、認知度も低い。今後、社員に意識させていければいいと考えている。(防水工事 北海道、従業員25人)」、「医療・介護用品等、地域密着の仕事をするうえで、SDGs認定を取るの必要と感じている。(リース業 埼玉県、従業員4人)」、「SDGsについてはある程度は理解できており、可能な限り取り組んでいる。外部機関からの経営者向け研修があれば、さらに理解が進むと思う。(食品製造 兵庫県、従業員7人)」、「代表が様々なことに興味を持っており、

図表11 カーボンニュートラルの取組状況別にみた業況判断DI



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

SDGsについても取り組んでいる。当庫に対してもさまざまな面で期待が大きい。(自動車整備、販売 岡山県、従業員4人)」のように、潜在的に支援を必要としている可能性のある先も存在する。信用金庫としては、さらに支援を進めていくことが望まれよう。

3. SDGs の取組みに対する促進要因と阻害要因

次に、SDGsへの取組みについて、ほかの調査項目への回答状況との関係性をみることで、何が取組みの促進要因、もしくは阻害要因となっているかについて考察する。具体的には、仕入価格判断、資金繰り判断、人手過不足判断と、SDGsにかかる設問群への回答状況との間に関連性があるか、定量的な観点から探った。分析方法については、【参考】を参照されたい。

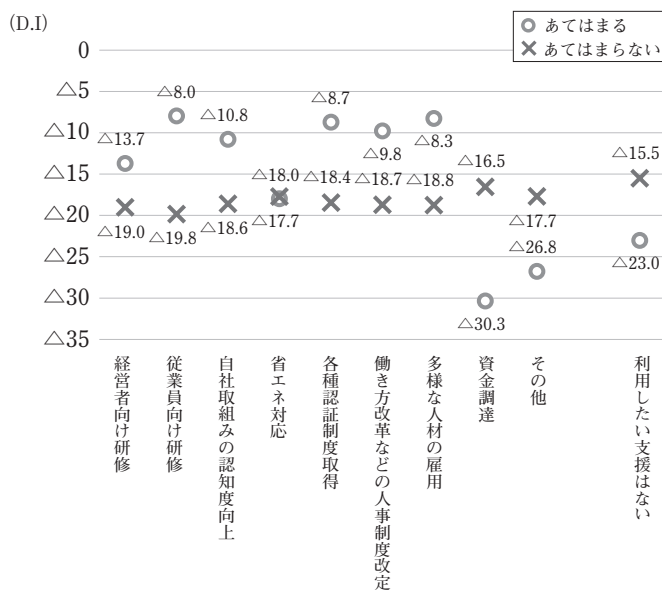
全体の分析結果を先にまとめると、仕入価格が「上昇」と答えた企業では全般的に、人手が「不足」と答えた企業では人材に関する項目を中心に、それぞれSDGsに関連する意識や取組みに積極的である傾向がみられた。一方で、資金繰りが「苦しい」と答えた企業では、資金調達に関する項目を除くほとんどの項目で消極的な傾向がみられた。

この一連の分析結果は、以下のことを示唆していると考えられる。まず、昨今の原油などの資源価格高騰や人手不足の深刻化は、省エネや省資源への取組みや多様な人材の雇用、労働環境の改善などの取組みの活性化をもたらし、SDGsに追い風となっている可能性がある。一方で、資金繰りの悪化は、経営者のSDGsへの関心を低めるほか、SDGsそのものに対して否定的な認識を持たせ、取組みも消極化させる恐れがある。信用金庫においては、公的機関と連携しながら中小企業の資金繰りを可能な範囲内で下支えしつつ、仕入価格上昇や人手不足などの経営課題に対応したSDGsへの取組みをサポートすることが、実効性を高める方策となり得よう。

設問ごとの、詳細な分析結果を順に示す。まず、問1^(注2)のSDGsの認知度との関係を見ると、仕入価格が「上昇」したと答えた企業では認知度が高い一方、資金繰りが「苦しい」と答えた企業では低い傾向にあった(図表13)。結果については、仕入価格の上昇に見舞われている企

(注)2. SDGsの情報源については、分析結果を省略する。

図表12 サポートの期待別にみた業況判断 DI



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

【参考】促進要因と阻害要因の分析方法について

SDGsの促進要因と阻害要因を分析するにあたって、仕入価格判断、資金繰り判断、人手過不足判断の3つの質問項目を用いたのは、これらに制約（例えば、仕入価格が上昇している、資金繰りが厳しい、人手が不足している）がある企業においては、経営課題を克服するためにSDGsへの取組みを加速させている可能性、もしくは逆にSDGsへの取組みが二の次になっている可能性があると考えたためである。

分析に当たっては、プロビット回帰分析を用いた。被説明変数を各取組みや印象（あてはまる場合を1、あてはまらない場合を0）とし、説明変数に仕入価格判断（5段階）、資金繰り判断（5段階）、人手過不足判断（5段階）への2022年7-9月期調査への回答状況のほか、コントロール変数として、規模を調整するために従業員の対数値、業種を調整するために業種ダミーを用いた。各項目の相関係数は以下のとおりであり、多重共線性の心配はないものと考えられる。

| | 仕入判断 | 資金繰り判断 | 人手判断 | ln(従業員) | 卸ダミー | 小売ダミー | サービスダミー | 建設ダミー | 不動産ダミー |
|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 仕入判断 | 1.000 | | | | | | | | |
| 資金繰り判断 | 0.020 | 1.000 | | | | | | | |
| 人手判断 | 0.133 | -0.022 | 1.000 | | | | | | |
| ln(従業員) | 0.121 | -0.153 | 0.141 | 1.000 | | | | | |
| 卸ダミー | -0.001 | -0.010 | -0.059 | 0.004 | 1.000 | | | | |
| 小売ダミー | -0.071 | 0.089 | -0.052 | -0.221 | -0.179 | 1.000 | | | |
| サービスダミー | -0.073 | 0.030 | 0.060 | -0.032 | -0.155 | -0.176 | 1.000 | | |
| 建設ダミー | 0.110 | -0.065 | 0.131 | 0.092 | -0.173 | -0.197 | -0.170 | 1.000 | |
| 不動産ダミー | -0.147 | -0.063 | -0.055 | -0.161 | -0.119 | -0.135 | -0.117 | -0.131 | 1.000 |

（備考） 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成、仕入価格判断については上昇を5、下落を1（アンケート用紙と逆）に、資金繰り判断については厳しいを5、楽を1に、人手過不足判断については不足を5、過剰を1にしている。

業では省資源などへの意識が高まる一方で、資金繰りが苦しい企業では経営者が本業を維持することに意識を集中せざるを得ないため、SDGsのような比較的新しい概念について知る機会が乏しくなっていると解釈ができよう。

次に、問2～問5の各項目について概観する（図表14）。

問2では、仕入価格が「上昇」と答えた企業では多くの取組みでプラス（正で有意、以下省略）となり、前向きな姿勢がみられた。また、人手が「不足」と答えた企業では、雇用や労働環境に関連する取組みで同様にプラスとなった。一方で、資金繰りが苦しい企業では、多くの取組みがマイナス（負で有意、以下省略）となり、「0. 上記の取組みはしていない」がプラスとなるなど、SDGsの取組みに対して後ろ向きの姿勢が目立った。コメントでも、仕入価格上昇や人手不足に悩んでいる企業においては「省エネや労働環境改善を通じSDGsに取り組んでいる。今後も本業の利益につながるのであれば、積極的に取り組んでいく。（コンプレッサー部品製

図表13 SDGsの認知度への促進要因と阻害要因

| | 説明変数 | | |
|-----------------------|-------------|--------------|-----------|
| | 仕入価格 が上昇 | 資金繰り が苦しい | 人手 が不足 |
| 被説明変数： SDGsの認知度が高い | +++ | --- | |

（備考） 1. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
2. 順序プロビットモデルを用いた。（被説明変数：1～4）
3. "+++"は1%水準、"++"は5%水準、"+"は10%水準でそれぞれ正で有意、"---"は1%水準、"--"は5%水準、"-"は10%水準でそれぞれ負で有意

図表 14 SDGsに関する各調査項目への促進要因と阻害要因

| | | 説明変数 | | |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------|--------------|-----------|
| 問2.SDGsの理念と一致する取組みの実行状況 | | 仕入価格 が上昇 | 資金繰り が苦しい | 人手 が不足 |
| 被説明変数 | 1. (省エネ)省エネ、節電、再生可能エネルギーの使用 | | — | — |
| | 2. (省資源)再生資源や未利用資源の利用、廃棄物削減、製品の長寿化や修理 | +++ | | |
| | 3. (水資源)水使用量削減、排水管理 | | | |
| | 4. (森林資源)ペーパーレス化、緑化・植林 | ++ | | +++ |
| | 5. (環境負荷)グリーン調達、カーボンオフセット、有害物質の削減 | +++ | --- | |
| | 6. (雇用)女性や高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の雇用 | +++ | | +++ |
| | 7. (労働環境)研修の充実、働き方改革の実施 | +++ | --- | +++ |
| | 8. (貧困対策・健康福祉)フェアトレード、途上国支援 | ++ | | |
| | 9. (地域貢献)防犯、防災、寄付、まちづくり | ++ | -- | |
| | 0. 上記の取組みはしていない | --- | +++ | - |
| 問3.企業がSDGsに取り組むことについての印象 | | 仕入価格 が上昇 | 資金繰り が苦しい | 人手 が不足 |
| 被説明変数 | 1. コスト削減につながる | --- | --- | --- |
| | 2. 新規顧客が獲得できる | ++ | | ++ |
| | 3. 取組まないと取引が切られる | +++ | --- | |
| | 4. 従業員の士気向上、採用容易化につながる | +++ | --- | +++ |
| | 5. 自社が取組むには経営資源が不足 | +++ | +++ | +++ |
| | 6. コスト増になる | +++ | + | +++ |
| | 7. 自社には関係がない | | | |
| | 8. 本業がおろそかになる | +++ | | + |
| | 9. その他 | +++ | | +++ |
| | 0. よくわからない | -- | +++ | |
| 問4.カーボンニュートラルについて取り組んでいる施策 | | 仕入価格 が上昇 | 資金繰り が苦しい | 人手 が不足 |
| 被説明変数 | 1. こまめな電源オフなど電気使用量の削減 | | | -- |
| | 2. カーボンニュートラルにつながる商品の開発 | | | |
| | 3. ごみの削減やリサイクルの推進 | +++ | | |
| | 4. 電気自動車等、ガソリン車以外の導入 | +++ | --- | +++ |
| | 5. 太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入 | +++ | -- | +++ |
| | 6. 環境負荷の少ない原材料等の利用 | +++ | | + |
| | 7. 温室効果ガスに関する行動目標の設定 | | - | |
| | 8. 脱炭素に関する研究や勉強会の実施 | +++ | | + |
| | 9. その他 | ++ | | + |
| | 0. 取り組んでいない | --- | ++ | |
| 問5.SDGsについての外部機関からのサポートの期待 | | 仕入価格 が上昇 | 資金繰り が苦しい | 人手 が不足 |
| 被説明変数 | 1. 経営者向け研修 | + | | |
| | 2. 従業員向け研修 | | | + |
| | 3. 自社取組みの認知度向上 | ++ | | ++ |
| | 4. 省エネ対応 | +++ | - | |
| | 5. 各種認証制度取得 | +++ | -- | |
| | 6. 働き方改革などの人事制度改定 | +++ | | +++ |
| | 7. 多様な人材の雇用 | ++ | -- | +++ |
| | 8. 資金調達 | +++ | +++ | +++ |
| | 9. その他 | +++ | | + |
| | 0. 利用したい支援はない | --- | -- | --- |

(備考) 1. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
 2. "++++"は1%水準、"+++"は5%水準、"++"は10%水準でそれぞれ正で有意、
 "----"は1%水準、"---"は5%水準、"--"は10%水準でそれぞれ負で有意

造 埼玉県、従業員14人)」、「光熱費の向上を受け、省エネ意識が高まっており、意図せずSDGsの取組みに向かっている。(鋼材卸 岐阜県、従業員29人)」、「人手不足は深刻であり、SDGsの1つである多様な人材の雇用をしていきたい意向がある。(木材小売 鳥取県、従業員3人)」という声があがる一方で、資金繰りの厳しい企業においては、「資金繰り多忙につき、SDGsに対する取組みは後手になっている。廃棄物についてはロスが多く、特に遅れている。(プラスチック金型製造 神奈川県、従業員39人)」といった声が聞かれた。

問3では、仕入価格が「上昇」、資金繰りが「苦しい」、人手が「不足」と答えた企業群のいずれも、「5. 自社が取組むには経営資源が不足」「6. コスト増になる」「8. 本業がおろそかになる」といった後ろ向きな回答がプラスとなっており、喫緊の経営課題に直面している企業では、SDGsに対して否定的な印象を持つ傾向にあることがうかがえる。なお、仕入価格「上昇」、人手「不足」と答えた企業においては「2. 新規顧客が獲得できる」や「4. 従業員の士気向上、採用容易化につながる」など、前向きな印象を持つ回答もプラスとなっている。一方で、資金繰りが「苦しい」と答えた企業においては「0. よくわからない」との回答がプラスとなった。

問4では、仕入価格が「上昇」、人手が「不足」と答えた企業では「4. 電気自動車等、ガソリン車以外の導入」や「5. 太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入」といった回答がプラスとなっている。コメントでは、「電気料金引上げに伴い、SDGsの取組みの一環として、電力費負担の抑制のために自家消費型太陽光パネルを設置した。(日用品、雑貨品小売 山形県、従業員37人)」、「重油価格上昇が負担。今後、補助金などを活用し、省エネとなる設備を更新する予定。(宿泊業 岩手県、従業員21人)」という声が聞かれた。一方、資金繰りが「苦しい」と答えた企業では、「0. 取り組んでいない」がプラスとなった。

問5では、仕入価格が「上昇」、人手が「不足」と答えた企業では「3. 自社取組みの認知度向上」や「6. 働き方改革などの人事制度改革」、「7. 多様な人材の雇用」、「8. 資金調達」といった回答がプラスとなった。コメントでは、「SDGsに賛同しており、主に雇用において女性や外国人採用を積極的に行っている。働きやすい職場づくりを徹底しており、フレックスタイム制や福利厚生などの充実で定着率も高い。(輸入自動車販売 滋賀県、従業員28人)」、「SDGsについては、環境負荷の少ない原材料や再生可能な資源活用等を行うことで、顧客へのアピールができるため、これからも積極的に取り組む姿勢。(総合工事業 滋賀県、従業員88人)」、「いち早くSDGsの宣言を行っており、SDGs 私募債を利用するなど取組みに積極的。企業存続に必要な取組みと考えている。(総合建設業 岡山県、従業員58人)」など、潜在的に支援を必要とする可能性のある企業があった。一方で、資金繰りが「厳しい」と答えた企業では、「8. 資金調達」以外の回答はプラスとはならなかった。

おわりに

本稿では、中小企業におけるSDGsの認知状況や意識、取組状況等について概観したうえで、SDGsの認知度や取組状況と業況との関連性についてまとめるとともに、仕入、資金繰り、人手の状況がどのようにSDGsへの取組みを促進、もしくは阻害するかについて考察した。

結果、SDGsやカーボンニュートラルに積極的に取り組んでいる企業においては業況が良い傾向にあること、また、仕入価格の上昇や人手の不足がSDGsへの取組みを促進する可能性がある一方で、資金繰りの悪化はSDGsへの取組みを阻害する可能性があると指摘した。

地球環境の悪化が続くなか、SDGsへの取組みは国家レベルで求められている。中小企業といえども、その流れに背を向けることは今後ますますできなくなっていくであろう。信用金庫においても、中小企業に対して画一的にSDGsを促すのではなく、個々の中小企業の実情に応じてSDGsへの取組みを支援していくことが求められよう。

今回のSDGsに関する調査が、中小企業によるSDGsへの取組みを促すきっかけとなれば幸いである。

〈参考文献〉

- ・ 信金中央金庫「全国中小企業景気動向調査」
- ・ 山口亮奈（2022）『中小企業におけるSDGsの取組状況と業況との関連性—全国中小企業景気動向調査の結果から』
<https://www.scbri.jp/PDFnews&topics/20221019.pdf>



信用金庫の新しいビジネスモデル策定①

－ 経営戦略プランニング研修 (2022年度) の概要 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

とね かずゆき
刀禰 和之

(キーワード) ウィズコロナ、新しいビジネスモデル、持続可能な収益構造、
全員営業体制の確立

(視 点)

2022年度に入り信用金庫の間でウィズコロナ時代を見据えた新しいビジネスモデル(経営戦略)の策定機運が高まっている。信用金庫の抱える経営諸課題を確認すると、短期的にはゼロゼロ融資の返済などに伴う収益減少への備えが急務とされる。また人口高齢化・減少に起因する急速な内外環境の変化に適応したビジネスモデルへの転換が求められている。こうしたなか信用金庫は、これまで推し進めてきたビジネスモデルを軌道修正し、持続可能な収益構造に再構築していくことが不可欠と言えよう。

本稿は、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が2022年8月から12月まで開催した信用金庫役職員向け「経営戦略プランニング研修(2022年度)」の概要を紹介するとともに、当研修のディスカッションなどで得た様々な知見や、新しいビジネスモデル策定時の検討ポイントなどを取り上げるものである。

(要 旨)

- 当研究所は2022年8月から集合研修方式で「経営戦略プランニング研修(2022年度)」を開催しており、12月までに合計11回75金庫が受講している。
- 2023年度にもゼロゼロ融資の本格返済が始まると予想されることから、多くの信用金庫が貸出金の残高確保と利回りの維持に(再)注力する考えである。
- 自金庫に最適な本業支援体制を構築すると同時に、付加価値サービスの提供に見合った手数料の徴求に動く信用金庫がみられる。
- 物件費のもう一段の削減に関連して、必要な規模感の本部組織と適正な人員配置がなされた営業店網とのバランスに注目が集まる。
- 職員数の減少が続くなか、組織を維持し更に生産性を高めるためには、全員営業体制の確立が必要である。その一環として、職員エンゲージメントの向上や経営理念の再周知が進んでいる。

はじめに

信金中央金庫 地域・中小企業研究所は、他業態を含む金融機関の動向や信用金庫の先進事例などをレポート化して信用金庫業界内外に情報発信している。これに加え、形式知化（レポート化）の難しいノウハウなどを信用金庫に直接伝えることを目的に「経営戦略プランニング研修」を2017年度より開始した。新型コロナの感染拡大を受け、2020年度および2021年度の開催は見送ったものの、感染状況が落ち着いたことなどから2022年度より再開する運びとなった。

当研修で期待される効果は、当研究所が蓄積してきた業界動向や取組事例の提供のみならず、他受講金庫の役職員による生の声・コメントも自らのビジネスモデルを検討、策定する際の参考情報にできることである。特徴を挙げると、第一に当研究所職員および研修受講者間のディスカッションを重視する点がある。忌憚のないディスカッションで得た知見を参考に、次年度の事業計画や中期経営計画策定時に活用いただく狙いがある。また、コロナ禍で主流となったオンライン研修では難しい、対面ならではのコミュニケーション活発化や暗黙知（レポート化の難しいノウハウなど）の共有を目指すため、少人数開催および対面型の集合研修方式に拘っている。

本稿では、当研修の概要を紹介するとともに、これまでの研修受講金庫から表出された主な論点について概観する。

1. 「経営戦略プランニング研修（2022年度）」の概要

(1) 研修概要・カリキュラム

「経営戦略プランニング研修（2022年度）」は、信用金庫役職員を対象とする研修の一つである。信用金庫がウィズコロナ時代を見据えたビジネスモデルを策定する際のポイントとなる諸課題について、講師（当研究所職員）による講義および問題提起をした後、研修受講者間でディスカッションを行い、各信用金庫の有する知見の共有を図るスタイルである。

当研修の概要は図表1のとおりである。研修の期間は水曜日から金曜日までの3日間で、信金中央金庫 本店（東京都中央区八重洲）での開催となる。受講金庫が自由闊達なディスカッションを行う場を提供するため、オンラインによるライブ（同時）配信やオンデマンド（後日）配信を行っておらず、少人数かつ対面型の集合研修としている（図表2、3）。2022年度については、新型コロナ感染対策の観点から、1回あたりの受講期間を3日間、受講金庫数を4金庫（上限6金庫）に抑えてスタートした。ただし受講金庫数の上限やカリキュラムの一部は社会情勢

の変化などを勘案し、その後柔軟に再設定している^(注1)。

図表1 当研修の概要

| | |
|---------|----------------------------|
| 研 修 名 | 経営戦略プランニング研修 (2022年度) |
| 研 修 方 式 | 少人数・対面型の集合研修方式 |
| 開 催 時 期 | 2022年8月～12月 |
| 開 催 回 数 | 合計11回 |
| 研 修 期 間 | 1回あたり3日間 |
| 研 修 会 場 | 信金中央金庫 本店会議室など |
| 受 講 対 象 | 信用金庫の企画部門などの役職員 |
| 募 集 人 数 | 1回4人 (上限6人) で募集 ※第7回以降は再設定 |

(備考) 図表1および4から6まで信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 ディスカッションの様子 (第1回)



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表3 ディスカッションの様子 (第3回)



なお、3日間の研修カリキュラムは図表4のとおりである。信用金庫がビジネスモデルの策定を検討するうえでの主な検討課題をピックアップし、優先度合の高いテーマに絞ったカリキュラムとしている。具体的には、①業界動向・ビジネスモデル(中期経営計画を含む)、②収益獲得策・評価体系、③店舗・営業体制、④経営合理化(本部と営業店の機能および適正配置を含む)、⑤人材育成(人事制度改革を含む)となる。

(注)1. 新型コロナに対する社会情勢の変化などを勘案し、第7回以降は1回あたり受講人数の上限を引き上げると同時に、近隣展示会などの視察をカリキュラム内に盛り込んだ。

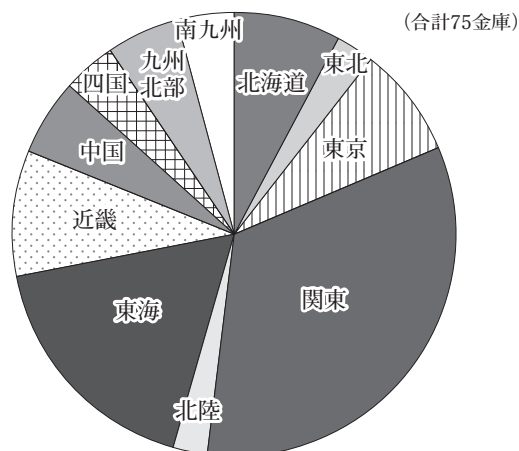
図表4 研修カリキュラム（例）

| 日程 | 開始 | 終了 | 時間 | テーマ等 |
|-----|--------|--------|------|---------------|
| 1日目 | 13時 | — | — | ・集合、開講挨拶 |
| | 13時 | 15時 | 120分 | ・自己紹介、事前課題の共有 |
| | 15時 | 17時 | 120分 | ・業界動向・ビジネスモデル |
| 2日目 | 09時 | 11時30分 | 150分 | ・収益獲得策・評価体系 |
| | 12時30分 | 15時 | 150分 | ・店舗・営業体制 |
| | 15時 | 17時 | 120分 | ・外部展示会の視察 |
| 3日目 | 09時 | 11時30分 | 150分 | ・経営合理化 |
| | 12時30分 | 15時 | 150分 | ・人材育成 |
| | 15時 | 16時 | 60分 | ・意見交換等 |
| | 16時 | — | — | ・閉講挨拶、解散 |

(2) 受講状況

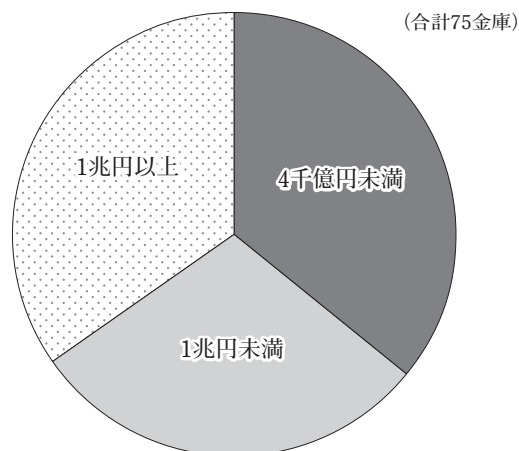
当研修の受講金庫数は、2022年8月の第1回から12月の第11回までで合計75金庫に達する^(注2)。受講金庫の特徴をみていくと、地区別では関東地区が25金庫、東海地区が13金庫、近畿地区は7金庫などとなった（図表5）。

図表5 受講金庫（地区別）



（備考）延べ金庫数

図表6 受講金庫（預金規模別）



次に預金規模別で受講金庫を分類すると、「4,000億円未満」が27金庫、「4,000億円以上1兆円未満」が22金庫、「1兆円以上」は26金庫であった（図表6）。預金規模1,000億円未満や3兆円以上の信用金庫の受講もあり、所在する地区や預金規模に関係なくビジネスモデル策定の参考としたい信用金庫からの応募がみられる。

（注）2. 複数回に職員を派遣した信用金庫がある。

そのほかの傾向を挙げると、研修受講者の所属部門別では企画部門が8割弱を占め、役職別では次長・副部長クラスが35金庫、課長・係長クラスが16金庫、理事以上（執行役員を含む）は18金庫などとなった。

2. 新しい信用金庫のビジネスモデル策定の必要性

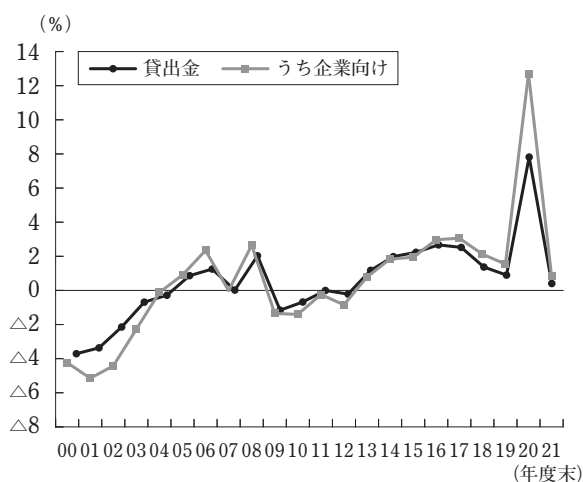
2022年度に入り信用金庫の間でウィズコロナ時代を見据えた新しいビジネスモデルの策定機運が高まっている。多くの信用金庫がこれまで推し進めてきたビジネスモデルの再策定を迫られる理由は多岐に亘るが、本稿では信用金庫の共通課題である、①貸出金利息の減少と、②職員数の減少の2つに焦点をあてたい。

(1) 貸出金利息の減少

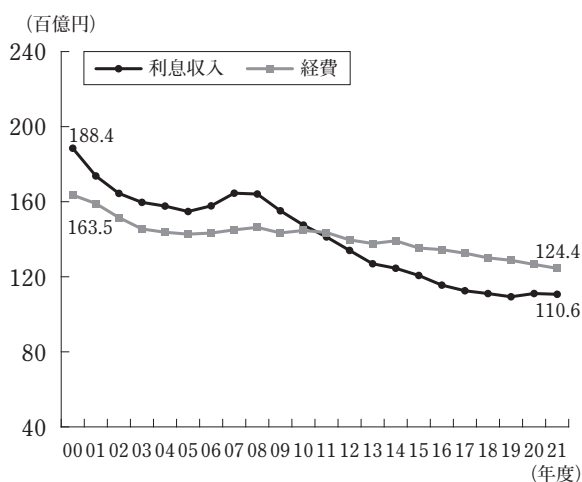
信用金庫の貸出金残高の推移をみると、2020年度を通じてゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）が大きく伸びたことから、企業向け貸出は2020年度末に前期比12.6%増を示した（図表7）。つれて2020年度の貸出金利息も2007年度以来となる前期比プラスとなったが、その後の残高伸び悩みもあり2021年度は再び減少に転じている（図表8）。信用金庫が貸出金利息で経費を賄えない状況も11年連続となる。

2022年9月末の貸出金残高は前期を上回ったものの、2023年度以降、ゼロゼロ融資の本格返済が予想される。それに加えて、金利競争が激化すると懸念も強まっており、貸出金利息のもう一段の減少が心配されている。

図表7 貸出金残高の前期比増減率



図表8 貸出金利息と経費の推移



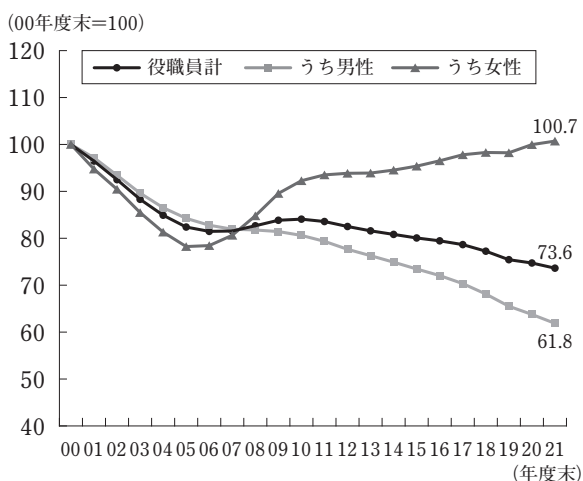
（備考）図表7から10まで「全国信用金庫概況・統計」各年版をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 職員数の減少

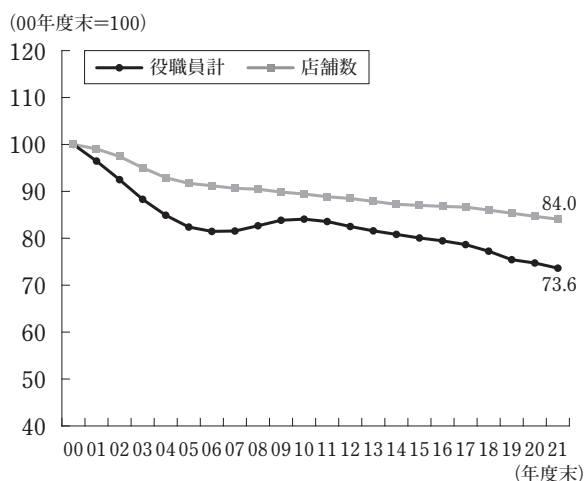
2021年度末の信用金庫の常勤役職員数は、2000年度末から26.4%減少した(図表9)。なかでも男性職員の減少が続き、2000年度末比で4割減に達する。多くの信用金庫が男性職員数の不足を訴えており、なかには組織体制の維持が困難になりつつあるとの声も出てきた。今後についてもマクロ的には若年人口の減少があり、加えて金融機関に対する就職人気の低下、雇用の流動化(中途退職の増加)などから常勤役職員数の減少は続くと予想される。

参考までに信用金庫の常勤役職員数と店舗数の推移を比較すると、店舗数の減少幅より常勤役職員数の減少ピッチの方が大きく、結果として1店舗あたり人員の少人数化が進んでいると想像される(図表10)。

図表9 常勤役職員数の推移(指数)



図表10 常勤役職員と店舗数の推移(指数)



3. 研修ディスカッション時の主な論点など

信用金庫は短期的にはゼロゼロ融資の返済などに伴う収益減少への備えが急務とされる。また足元で進む職員数の減少に対応しつつ組織体制を強化・拡充することも求められており、持続可能なビジネスモデル構築に向けた難しい舵取りを迫られている。

こうした状況下、研修受講金庫とのディスカッションで得た、新しいビジネスモデルに係る論点を整理すると、①安定的な貸出金利息の確保、②本業支援体制の拡充と手数料の徴求、③生産性向上による物件費の削減、④全員営業体制の確立などに高い関心が寄せられた。

(1) 安定的な貸出金利息の確保

収益計画を立てるうえで、安定的なストック収益である貸出金利息の確保は必須である。こうした状況下、2023年度以降に懸念される貸出金利息の減少幅を抑えるため、コロナ禍で自粛

ムードのあった融資セールス体制を立て直す動きが活発である。事業性融資の強化に加え、個人ローンについても注力方針が掲げられている。

受講金庫のなかには、店舗網の薄かった地域への新規出店や経営資源の大胆な再配置などに踏み込むところもあった。また、個人顧客を囲い込むため、職域セールスに再注力する信用金庫もみられる。その一方で不動産業向け貸出については、信用金庫によって取組みスタンスに強弱が広がっている。

(2) 本業支援体制の拡充と手数料の徴求

地域密着経営の信用金庫には、本業支援を通じた地元中小企業の経営改善や業容拡大、更には地域活性化の役割が期待される。そのためにも本業支援体制を拡充し、きめ細かい伴走支援に取り組むことが求められている。一方で、限られた経営資源の有効活用の観点から自金庫が担うべき本業支援の範囲やメニューを再設定する動きが出てきた。得意分野である資金繰りや融資実行に関連した本業支援メニューに特化する信用金庫、支援策の内製化・外部委託を明確に切り分ける信用金庫、本業支援メニューを一覧化した冊子を作製する信用金庫などがみられた。

また、販路拡大支援や補助金の申請支援といった付加価値サービスの提供に見合った対価を求めべく、手数料を徴求する信用金庫が増えている。実際、受講金庫のなかには補助金の申請支援にかかる手数料(成功報酬)の徴求を開始したところもある。

(3) 生産性向上による物件費の削減

一律型のコスト削減は実効性に課題が残るうえ、過度なコスト削減は金庫経営を縮小均衡に陥らせる懸念があろう。また、職員数の減少が深刻な状況下において能動的な人件費の削減は難しい。現実的な選択肢として、物件費のもう一段の絞込みに注目が集まっている。こうしたなか今後は単純な物件費の削減ではなく、生産性向上に資する業務改革などに取り組み、物件費削減と収益拡大の両立が求められている。

なかでも多くの受講金庫が掲げる来年度以降の検討テーマに、経営資源の最適配置となるような本部組織と営業店機能のあり方があった。本部機能を強化しつつも組織改革やBPRなどで本部人員を抑える信用金庫、本部集中や機械化を進めることで1店舗あたり人員を削減する信用金庫がみられる。

(4) 全員営業体制の確立

職員数が減少するなか、特定の役職員がセールスなどをけん引する組織体制ではなく、女性職員やシニア職員を含めた全ての役職員が活躍する全員営業体制を確立し、金庫の総合的な営

業力などを強化することが求められている。合わせてDX活用やBPR推進などを通じた業務効率化、過剰サービスの見直しも進んでいる。

全員営業体制の確立は、職員の間で高まる不公平感の解消などにも寄与しようが、その前提として、役職員の価値観を擦り合わせ、より多くの役職員がモチベーションを高める施策の実施が不可欠とされる。受講金庫のなかには、意識改革やモチベーション向上研修などに積極的なところもあった。近年、職員エンゲージメントの向上や経営理念・経営ビジョンなどの再設定を掲げる信用金庫が増えており、このような問題意識を最優先のテーマとする信用金庫は全国に広がっている。そのほか営業店の業績目標や個人表彰といった評価体系を時代の変化に合わせたものに見直す信用金庫も多い。

おわりに

研修受講者の多くが「ルーチンワークに追われ、自金庫のビジネスモデルやあるべき姿をじっくり考える余裕がない。」「企画部門の陣容に限りがあるため、中期経営計画の策定などについて悩みを共有する職員が少ない。また独りで考えるので、何が正解だか判然としない。」などのコメントを寄せている。

集合研修の良いところに、研修受講者は一定期間、自身の日常業務から切り離される点がある。同様の悩みを抱える他の研修受講者と忌憚のないディスカッションに集中でき、新しい発想の獲得やこれまで気付かなかった自金庫の経営課題などの発見につながることも期待されよう。

本稿は当研修の概要を中心に紹介したが、次稿以降では個別テーマに沿った具体的なディスカッション内容などについて取り上げていきたい。

〈参考資料〉

- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所『全国信用金庫概況・統計』各年度
- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所『金融調査情報』『ニュース&トピックス』等

地域・中小企業関連経済金融日誌(2022年11月)

- 2日 ○ 経済産業省、令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨の影響に関連し、関係事業者団体を通じ、親事業者に対して、経済産業大臣名（他省庁所管業種の団体に対しては、事業所管大臣も連名）で、下請事業者等に対する配慮を求める要請文書を発出
- 4日 ○ 金融庁、「NISA口座の利用状況調査（2022年6月末時点）」を公表
- 15日 ● 日本銀行、金融システムレポート別冊「金融機関におけるモバイルアプリの提供状況と管理体制について—アンケート調査結果から—」を公表 資料1
- 25日 ○ 経済産業省および公正取引委員会、関係事業者団体に対し、下請取引の適正化について要請
- 28日 ○ 内閣総理大臣、財務大臣兼金融担当大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣および経済産業大臣、各業界団体等に対し、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について要請
- 30日 ● 内閣府、地域経済動向（令和4年11月）を公表 資料2

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

日本銀行、金融システムレポート別冊「金融機関におけるモバイルアプリの提供状況と管理体制について—アンケート調査結果から—」を公表（11月15日）

内容の構成は以下のとおり。

金融システムレポート別冊シリーズについて

本別冊の要旨

1. はじめに
2. 対顧客チャネル別にみた事務量の増減
3. モバイルアプリの提供状況
 - (1) モバイルアプリの提供拡大
 - (2) 提供サービス

BOX インターネットバンキングとモバイルアプリ

4. モバイルアプリの管理体制
 - (1) 開発形態
 - (2) 管理体制
 - (3) 脆弱性・セキュリティ対策
 - (4) バージョンアップ時のユーザーへの対応

5. インシデント発生時の対応

6. おわりに

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsrb221115.htm>/参照)

(資料2)

内閣府、地域経済動向（令和4年11月）を公表（11月30日）

今回調査（2022年11月）では、前回調査（2022年9月）から、景況判断を中国において上方修正、北海道、四国において下方修正した。残る9地域（東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、九州、沖縄）は、横ばいとした。

分野別にみると、前回調査（2022年9月）と比較して、鉱工業生産については、判断を東北、東海、近畿、中国、九州において上方修正、北海道、四国において下方修正した。残る5地域においては横ばいとした。

個人消費については、全12地域において判断を横ばいとした。

雇用情勢については、判断を北海道、南関東、近畿、四国において上方修正し、残る8地域において横ばいとした。

(<https://www5.cao.go.jp/keizai3/chiiki/2022/1130chiiki/menu.html>参照)

地域・中小企業研究所が 「人材紹介事業セミナー」を開催

地域・中小企業研究所は、2022年11月10日(木)、「しんきん実務研修プログラム」(ノウハウ共有コース)の一環として、「人材紹介事業セミナー」をオンラインにて開催しました。

多くの中小企業においては、経営者の高齢化等から後継者や幹部社員といった経営人材の不足感が強まっているとともに、地域の人口減少またはIT化等により事業環境が大きく変貌する中、事業内容の見直しやDX等に対応できる人材のニーズがより高まっている状況にあります。

これらの課題を解決するための選択肢の1つが、外部人材の活用であり、信用金庫にとって、人材紹介事業は、地域金融機関としての強みを活かせる業務のひとつであると言えます。

このような状況を踏まえ、信用金庫の人材紹介事業にかかる取組みを支援することを目的に本セミナーを開催しました。

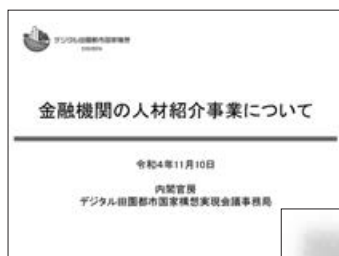
当日は、まず、信金中央金庫 地域創生推進部付 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 出向 参事官補佐 植田 卓也 氏より、「金融機関の人材紹介事業について」をテーマに、人材紹介事業に取り組む意義や現状等について説明いただきました。

続いて、東濃信用金庫とうしん地域活力研究所 常勤理事 所長 竹下 浩司 氏、調査役 井戸章仁 氏を講師に迎え、「東濃信用金庫における伴走型人材支援の取組み」をテーマに、人材紹介業務に関する同金庫の体制や支援メニュー、取組事例、今後の方向性と課題等についてご講演いただきました。

本セミナーは、全国から60金庫、112人の信用金庫役職員が参加しました。質疑応答のセッションでは、事前に寄せられた質問や当日チャットにより受け付けた質問に対し、講師から懇切丁寧にご回答いただき、盛況のまま終了しました。

また、セミナー終了後に実施したアンケートでは、ほぼすべての回答者から「とても参考になった」、「参考になった」との回答を頂戴しました。

引き続き、当研究所では、ノウハウ共有コースのWebセミナーを順次開催していく予定です。



セミナー資料

(左から)植田参事官補佐、竹下理事、井戸調査役

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(11月)

1. レポート等の発行

| 発行日 | レポート分類 | 通巻 | タイトル | 執筆者 |
|----------|------------|---------|--|--------------|
| 22.11.2 | 産業企業情報 | 2022-15 | 中小企業の実情と新たな取組みー全国中小企業景気動向調査(2022年7-9月期)コメントよりー | 品田雄志 |
| 22.11.4 | ニュース&トピックス | 2022-90 | 株式会社リンクアンドモチベーションのワークスタイル改革 | 刀禰和之 |
| 22.11.4 | 内外金利・為替見通し | 2022-8 | 政府は経済対策で物価高に対応し、日銀は景気優先で大規模緩和策を継続へ | 峯岸直輝 鹿庭雄介 |
| 22.11.8 | ニュース&トピックス | 2022-91 | 期待が高まるソーシャルボンドの普及に向けて | 藁品和寿 |
| 22.11.15 | ニュース&トピックス | 2022-92 | 注目を浴び始めた「生物多様性」 | 藁品和寿 |
| 22.11.17 | 経済見通し | 2022-3 | 実質成長率は22年度1.7%、23年度1.3%と予測ー世界経済の減速が下押し要因となるが、個人消費を支えに景気は回復基調を維持ー | 角田 匠 |
| 22.11.21 | 産業企業情報 | 2022-16 | サステナブルファイナンスの潮流①ーESG投資を巡る国内の動向ー | 藁品和寿 |
| 22.11.28 | ニュース&トピックス | 2022-93 | 人材マッチングによる中小企業の活性化に向けて① | 藁品和寿 |

2. 講座・講演・放送等の実施

| 実施日 | 種類 | タイトル | 講座・講演会・番組名称 | 主催 | 講師等 |
|----------|----|---------------------------|---------------------|----------------------|------|
| 22.11.8 | 講演 | 信用金庫の不動産活用の現状・動向 | 信用金庫による不動産の有効活用について | 中国地区信用金庫協会 | 刀禰和之 |
| 22.11.9 | 講演 | 内外経済・金融市場の現状と今後の見通し | 資産運用担当者勉強会 | 長野県信用金庫協会 | 角田 匠 |
| 22.11.9 | 講演 | 業界動向・ビジネスモデル等 | 第7回経営戦略プランニング研修 | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 | 刀禰和之 |
| 22.11.11 | 講演 | 金融市場・経済指標の見方 | 金融市場研修 | 瀧野川信用金庫 | 鹿庭雄介 |
| 22.11.16 | 講演 | 業界動向・ビジネスモデル等 | 第8回経営戦略プランニング研修 | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 | 刀禰和之 |
| 22.11.24 | 講演 | 内外経済の現状と2023年の展望 | 有価証券運用担当者勉強会 | 埼玉県信用金庫協会 | 角田 匠 |
| 22.11.28 | 講演 | ウィズ/アフターコロナを見据えた信用金庫経営の変化 | 常勤監事勉強会 | 四国地区信用金庫協会 | 刀禰和之 |
| 22.11.29 | 講座 | 地域金融機関の課題、地域密着金融の取組み | 静岡大学寄附講座 | 静岡大学、 静岡県信用金庫協会 | 鉢嶺 実 |
| 22.11.30 | 講演 | 業界動向・ビジネスモデル等 | 第9回経営戦略プランニング研修 | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 | 刀禰和之 |

3. 原稿掲載

| 発行日 | タイトル | 掲載紙 | 発行 | 執筆者 |
|---------|---------------------|----------------|---------|------|
| 22.11.8 | コロナ禍の7~9月期もプラス成長を維持 | J-MONEY Online | (株)エディト | 角田 匠 |

2022年信金中金月報(第21巻) 総索引

巻頭言

1月号(通巻591号)

- 自己の認識と顧客の評価 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 永田邦和

2月号(通巻592号)

- 卒業論文のテーマから見る若者の関心事 県立広島大学 経営情報学部教授 村上恵子

3月号(通巻593号)

- 持続可能な社会の実現に向けた金融経済教育の推進 信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 大野英明

4月号(通巻594号)

- 『絶望死のアメリカ：資本主義がめざすべきもの』 関西大学 総合情報学部教授 地主敏樹

5月号(通巻595号)

- 事業承継と地域金融機関の役割 愛知大学 経済学部教授 打田委千弘

6月号(通巻596号)

- コロナ禍を受けた中小企業の事業再生 信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 大野英明

7月号(通巻597号)

- 社会の利益と個人の利益 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 永田邦和

8月号(通巻598号)

- 個人型確定拠出年金の運用商品メニューを見る 県立広島大学 地域創生学部教授 村上恵子

9月号(通巻599号)

- 信用金庫のガバナンスの特性を活かした地域活性化への取り組み 信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 大野英明

10月号(通巻600号)

- 物価高騰：インフレーションの局面転換？ 関西大学 総合情報学部教授 地主敏樹

11月号(通巻601号)

- 女性活躍と地域経済 愛知大学 経済学部教授 打田委千弘

12月号(通巻602号)

- 地域金融機関の創業支援と地域経済 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 永田邦和

特別寄稿論文

1月号(通巻591号)

- 市街地信用組合制度(信用金庫制度の前身)の確立に貢献した4人の英傑 成城大学名誉教授 村本 孜

7月号(通巻597号)

- 信用金庫の顧客支援力の計測 ―付度のない評価指標 i Bank index の想起―
(株)データ・ルーペ 代表取締役 吉原清嗣

調査

1月号 (通巻591号)

- 国内観光業はコロナ禍の苦境から抜け出せるか
— 渡航制限下でも国内観光支出は9割回復可能。訪日外国人の支出は円安でかさ上げも — 鹿庭雄介
- やさしく読み解くSDGs (2) — 自社戦略への組み込みと対外発信のヒント — 平岡芳博
- 大和証券グループのSDGsへの取り組み 刀禰和之
- 信用金庫の個人ローン残高の動向 刀禰和之

2月号 (通巻592号)

- 第186回全国中小企業景気動向調査 10~12月期業況は厳しい水準ながら改善進む
— 2021年10~12月期実績・2022年1~3月期見通し —
【特別調査 — 2022年(令和4年)の経営見通し】 地域・中小企業研究所
- 環境激変に挑む中小企業の「危機対応」③ (商業編) 新谷春香
— “不変の原理”を拠り所とする卸売業・小売業の長寿企業の危機対応事例 — 鉢嶺 実

3月号 (通巻593号)

- 日本経済の中期展望 — 21~25年度の年平均成長率は名目2.0%、実質1.8%と予測 — 奥津智彦
- 日本の所得・消費・資産と格差・貧困の状況
— 所得・消費低迷の背景にある日本の経済・社会構造の大幅な変化を考察 — 峯岸直輝
- やさしく読み解くSDGs (3) — ESG投資の潮流と今後の課題 — 平岡芳博
- 全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 — 仕入の困難と人手不足が深刻化 — 品田雄志

4月号 (通巻594号)

- 中小企業における新型コロナウイルス感染拡大の影響と「ポストコロナ」に向けた課題の整理 品田雄志
- 地域金融機関による補助金申請支援の取組事例
— 外部専門家活用によるノウハウ蓄積から有料化へ — 井上有弘
- 地域金融機関による不動産の有効活用 — 発注者支援の手法も活用した川崎信用金庫の事例 — 井上有弘
- 三島信用金庫の共同店舗化への取り組み 刀禰和之
- 信用金庫のベテラン層向けリカレント教育について — 株式会社ライフシフトの取組み — 刀禰和之

5月号 (通巻595号)

- 灰色のサイ — 不動産バブルの持続的拡大と中国債務の現在 — 平岡芳博
- 第187回全国中小企業景気動向調査 1~3月期業況は4四半期ぶりに悪化
— 2022年1~3月期実績・2022年4~6月期見通し —
【特別調査 — 原材料・仕入価格の上昇による中小企業への影響について】 地域・中小企業研究所
- 環境激変に挑む中小企業の「危機対応」④ (飲食・宿泊業編) 清水啓輔
— 新型コロナウイルス感染拡大に直面する飲食・宿泊業の長寿企業の危機対応事例 — 鉢嶺 実

6月号 (通巻596号)

- コロナ禍における地域経済の動向
— 地域の社会・産業構造に焦点を当ててコロナ禍の経済動向を考察 — 峯岸直輝

| | |
|---|--------------|
| ■ コロナ禍で進む消費のデジタル化 — 拡大余地が大きいシニア世帯のネットショッピング — | 鹿庭雄介 |
| ■ 全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 — 仕入困難が深刻化 — | 品田雄志 |
| 7月号 (通巻597号) | |
| ■ 環境激変に挑む中小企業の「危機対応」(総括編) — 事業存続の危機を乗り越えてきた長寿企業の「レジリエンス(復元力)」 — | 鉢嶺 実 |
| ■ 「従業員エンゲージメント」の改善策について | 刀禰和之 |
| ■ 「越境学習プログラム」への取組みについて | 刀禰和之 |
| 8月号 (通巻598号) | |
| ■ ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて① — 「脱炭素」の潮流 — | 藁品和寿 |
| ■ 第188回全国中小企業景気動向調査 4～6月期業況は2四半期ぶりの改善 — 2022年4～6月期実績・2022年7～9月期見通し — 【特別調査 — 混迷する経済社会情勢と中小企業経営】 | 地域・中小企業研究所 |
| ■ 脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは(問題提起編) — 付加価値額の確保・増大へ向けて中小企業はいかに「価値創造」へ取り組むべきなのか — | 鉢嶺 実 |
| ■ 脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは①(製造業編) — 技術力やブランド力による「価値創造」が収益力向上へのキーワード — | 中地紗生 鉢嶺 実 |
| 9月号 (通巻599号) | |
| ■ 改めて考える「女性活躍の推進」とは何か — 過去・現在から未来へ — | 平岡芳博 |
| ■ ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて② — 信用金庫として知っておきたい「脱炭素」のキーワード — | 藁品和寿 |
| ■ 生の声から読み解く中小企業の実態 — 全国中小企業景気動向調査(2022年4～6月期)より — | 品田雄志 |
| ■ 地域銀行の食品ロス削減支援への取組みについて | 刀禰和之 |
| ■ 健康管理アプリ導入による健康経営の推進強化策について | 刀禰和之 |
| 10月号 (通巻600号) | |
| ■ 米利上げによる米国経済への影響 — インフレ高止まりが招く悪影響の連鎖に要注意 — | 鹿庭雄介 |
| ■ 信用金庫の視点でひも解く2022年版中小企業白書・小規模企業白書 — 新たな時代へ向けた自己変革力・新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携 — | 鉢嶺 実 |
| ■ ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて③ — 「地域脱炭素」の推進に向けた信用金庫への期待 — | 藁品和寿 |
| ■ 人口減少・少子高齢化時代の取引先支援策について | 刀禰和之 |
| ■ DX人材育成への取組みについて | 刀禰和之 |
| 11月号 (通巻601号) | |
| ■ 中小企業の財務指標からみた経営状況 — 物価高・元利返済・人手不足などの中小企業の経営環境を取り巻く影響を考察 — | 峯岸直輝 |
| ■ ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて④ — 企業における「脱炭素経営」の促進に向けて — | 藁品和寿 |

- 第189回全国中小企業景気動向調査 7～9月期業況は2四半期続けての改善
 –2022年7～9月期実績・2022年10～12月期見通し–
 【特別調査 – 中小企業におけるSDGs (持続可能な開発目標) の取組状況について】 地域・中小企業研究所

- 脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは② (建設業編) 大洞匡平
 –適正な請負価格・工期を「価値創造」の突破口として好循環の経営サイクルへ– 鉢嶺 実

12月号 (通巻602号)

- ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて⑤ 藁品和寿
 –「地域脱炭素」に向けた地球温暖化対策の推進–
- 中小企業の実情と新たな取組み –全国中小企業景気動向調査(2022年7–9月期)より– 品田雄志
- インターネット専業銀行等の状況について 新井 裕

査読付論文

2月号 (通巻592号)

- 自治体による中小企業支援政策の効果の可視化 松平好人
 –「市場志向」および「情報的資源」概念に基づくフレームワークの構築と検証–
 琉球大学 国際地域創造学部 准教授

12月号 (通巻602号)

- 経営的人的資本が中小企業の業績に与える影響の検証 北野友士
 –創業希望者・経営者教育の受講経験と金融リテラシーを中心として–
 大阪公立大学 経営学研究科・商学部 准教授
 四天王寺大学 経営学部 准教授 山崎 泉

信金中金だより

1月号 (通巻591号)

- 地域・中小企業研究所が「地方創生セミナー」を開催

2月号 (通巻592号)

- 日本中小企業学会第41回全国大会 国際交流セッション講演抄録 文能照之
 近畿大学 経営学部教授
 近畿大学経営イノベーション研究所長
 (日本中小企業学会常任理事)

7月号 (通巻597号)

- 地域・中小企業研究所が「事業再生・事業承継支援セミナー」を開催

11月号 (通巻601号)

- 地域・中小企業研究所が「補助金申請支援セミナー」を開催
- 「地域再生エネルギー導入促進のための地域中核人材育成研修プログラム」の募集 (事前説明会のご案内)

12月号 (通巻602号)

- 当研究所の研究員が「優秀フォーキャスター」に選出
- 地域・中小企業研究所が「経営戦略プランニング研修」を開催

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。

| | | | | | |
|-------|--------------|-------|---------------------|-------|--------|
| [0] | ゼロまたは単位未満の計数 | [-] | 該当計数なし | [△] | 減少または負 |
| […] | 不詳または算出不能 | [*] | 1,000%以上の増加率 | [p] | 速報数字 |
| [r] | 訂正数字 | [b] | b印までの数字と次期以降の数字は不連続 | | |
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ (<https://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

| 年月末 | 店 舗 数 | | | | 会 員 数 | 常勤役員 | 常 勤 役 員 数 | | | 合 計 |
|---------|----------------|-------|-----|-------|-----------|-------|-----------|--------|---------|---------|
| | 本 店 (信用金庫数) | 支 店 | 出張所 | 合 計 | | | 職 員 | | | |
| | | | | | | | 男 子 | 女 子 | 計 | |
| 2018. 3 | 261 | 6,832 | 254 | 7,347 | 9,242,088 | 2,173 | 66,199 | 40,103 | 106,302 | 108,475 |
| 19. 3 | 259 | 6,800 | 235 | 7,294 | 9,197,080 | 2,130 | 64,108 | 40,303 | 104,411 | 106,541 |
| 20. 3 | 255 | 6,754 | 228 | 7,237 | 9,137,735 | 2,110 | 61,654 | 40,278 | 101,932 | 104,042 |
| 21. 3 | 254 | 6,702 | 225 | 7,181 | 9,094,466 | 2,069 | 60,012 | 40,990 | 101,002 | 103,071 |
| 6 | 254 | 6,697 | 225 | 7,176 | 9,060,454 | 2,045 | 61,565 | 43,684 | 105,249 | 107,294 |
| 9 | 254 | 6,685 | 223 | 7,162 | 9,034,716 | 2,045 | 60,739 | 43,020 | 103,759 | 105,804 |
| 21. 10 | 254 | 6,681 | 223 | 7,158 | 9,029,740 | 2,042 | 60,549 | 42,906 | 103,455 | 105,497 |
| 11 | 254 | 6,668 | 222 | 7,144 | 9,026,018 | 2,042 | 60,401 | 42,808 | 103,209 | 105,251 |
| 12 | 254 | 6,667 | 217 | 7,138 | 9,024,066 | 2,041 | 60,066 | 42,517 | 102,583 | 104,624 |
| 22. 1 | 254 | 6,667 | 215 | 7,136 | 9,021,040 | 2,040 | 59,787 | 42,294 | 102,081 | 104,121 |
| 2 | 254 | 6,663 | 214 | 7,131 | 9,017,695 | 2,038 | 59,544 | 42,136 | 101,680 | 103,718 |
| 3 | 254 | 6,660 | 215 | 7,129 | 8,996,514 | 2,030 | 58,226 | 41,296 | 99,522 | 101,552 |
| 4 | 254 | 6,659 | 215 | 7,128 | 8,997,040 | 2,027 | 60,275 | 43,925 | 104,200 | 106,227 |
| 5 | 254 | 6,659 | 215 | 7,128 | 8,996,834 | 2,027 | 60,112 | 43,841 | 103,953 | 105,980 |
| 6 | 254 | 6,659 | 214 | 7,127 | 8,958,298 | 2,019 | 59,608 | 43,570 | 103,178 | 105,197 |
| 7 | 254 | 6,658 | 215 | 7,127 | 8,940,528 | 2,021 | 59,347 | 43,329 | 102,676 | 104,697 |
| 8 | 254 | 6,657 | 214 | 7,125 | 8,932,942 | 2,022 | 59,139 | 43,093 | 102,232 | 104,254 |
| 9 | 254 | 6,655 | 208 | 7,117 | 8,927,984 | 2,016 | 58,718 | 42,750 | 101,468 | 103,484 |
| 10 | 254 | 6,655 | 207 | 7,116 | 8,922,587 | 2,013 | 58,567 | 42,606 | 101,173 | 103,186 |

信用金庫の合併等

| 年 月 日 | 異 動 | | 金 庫 名 | 新金庫名 | 金庫数 | 異動の種類 |
|------------|------|------|-------|--------|-----|-------|
| 2014年2月24日 | 十三 | 撰津水都 | | 北おおさか | 267 | 合併 |
| 2016年1月12日 | 大垣 | 西濃 | | 大垣西濃 | 266 | 合併 |
| 2016年2月15日 | 福井 | 武生 | | 福井 | 265 | 合併 |
| 2017年1月23日 | 江差 | 函館 | | 道南うみ街 | 264 | 合併 |
| 2018年1月1日 | 札幌 | 小樽 | 北海 | 北海道 | 262 | 合併 |
| 2018年1月22日 | 宮崎 | 都城 | | 宮崎都城 | 261 | 合併 |
| 2019年1月21日 | 浜松 | 磐田 | | 浜松磐田 | 260 | 合併 |
| 2019年2月25日 | 桑名 | 三重 | | 桑名三重 | 259 | 合併 |
| 2019年6月24日 | 掛川 | 島田 | | 島田掛川 | 258 | 合併 |
| 2019年7月16日 | 静岡 | 焼津 | | しずおか焼津 | 257 | 合併 |
| 2020年1月20日 | 宮崎都城 | 南郷 | | 宮崎第一 | 256 | 合併 |
| 2020年2月10日 | 備前 | 日生 | | 備前日生 | 255 | 合併 |
| 2020年9月7日 | 北陸 | 鶴来 | | はくさん | 254 | 合併 |

1. (2) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

預金種別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 実質預金 | | 譲渡性預金 | |
|---------|--------------|-----|--------------|------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-----|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 1,409,771 | 2.2 | 571,193 | 6.2 | 834,737 | △ 0.3 | 3,840 | 18.0 | 1,407,904 | 2.1 | 1,007 | 37.9 |
| 19. 3 | 1,434,771 | 1.7 | 604,369 | 5.8 | 826,510 | △ 0.9 | 3,891 | 1.3 | 1,433,038 | 1.7 | 901 | △ 10.5 |
| 20. 3 | 1,452,678 | 1.2 | 637,646 | 5.5 | 810,932 | △ 1.8 | 4,099 | 5.3 | 1,451,554 | 1.2 | 747 | △ 17.0 |
| 21. 3 | 1,555,959 | 7.1 | 755,482 | 18.4 | 798,412 | △ 1.5 | 2,064 | △ 49.6 | 1,555,158 | 7.1 | 2,058 | 175.3 |
| 6 | 1,597,593 | 4.9 | 791,797 | 11.8 | 804,285 | △ 0.7 | 1,509 | △ 58.9 | 1,596,966 | 4.9 | 2,861 | 187.8 |
| 9 | 1,597,902 | 2.6 | 792,943 | 7.3 | 803,645 | △ 1.2 | 1,313 | △ 65.5 | 1,597,081 | 2.6 | 2,850 | 289.0 |
| 21.10 | 1,604,483 | 2.6 | 801,344 | 7.2 | 801,947 | △ 1.2 | 1,190 | △ 67.6 | 1,603,524 | 2.6 | 2,640 | 177.0 |
| 11 | 1,602,516 | 2.4 | 800,680 | 6.7 | 800,658 | △ 1.2 | 1,177 | △ 67.9 | 1,601,849 | 2.4 | 2,718 | 165.2 |
| 12 | 1,610,111 | 1.9 | 810,372 | 5.9 | 798,579 | △ 1.5 | 1,159 | △ 68.0 | 1,609,384 | 1.9 | 2,905 | 223.6 |
| 22. 1 | 1,603,150 | 1.9 | 803,244 | 5.8 | 798,755 | △ 1.4 | 1,150 | △ 67.0 | 1,602,535 | 1.9 | 2,682 | 210.9 |
| 2 | 1,608,711 | 1.8 | 811,868 | 5.4 | 795,702 | △ 1.4 | 1,140 | △ 56.5 | 1,608,021 | 1.8 | 2,603 | 48.6 |
| 3 | 1,588,700 | 2.1 | 796,811 | 5.4 | 790,813 | △ 0.9 | 1,075 | △ 47.9 | 1,587,787 | 2.0 | 2,500 | 21.5 |
| 4 | 1,618,559 | 1.7 | 826,267 | 4.6 | 791,286 | △ 1.0 | 1,006 | △ 48.1 | 1,617,491 | 1.6 | 2,763 | 17.5 |
| 5 | 1,613,925 | 1.6 | 819,458 | 4.3 | 793,523 | △ 0.9 | 943 | △ 49.5 | 1,613,298 | 1.6 | 2,901 | 18.8 |
| 6 | 1,624,783 | 1.7 | 826,940 | 4.4 | 796,971 | △ 0.9 | 872 | △ 42.2 | 1,624,156 | 1.7 | 3,032 | 5.9 |
| 7 | 1,621,721 | 1.7 | 823,168 | 4.6 | 797,656 | △ 1.0 | 896 | △ 34.6 | 1,620,791 | 1.7 | 3,081 | 5.6 |
| 8 | 1,624,404 | 1.4 | 826,753 | 4.2 | 796,855 | △ 1.2 | 795 | △ 41.5 | 1,623,796 | 1.4 | 2,849 | △ 4.6 |
| 9 | 1,621,384 | 1.4 | 826,083 | 4.1 | 794,500 | △ 1.1 | 800 | △ 39.0 | 1,620,502 | 1.4 | 2,722 | △ 4.4 |
| 10 | 1,625,780 | 1.3 | 833,116 | 3.9 | 791,821 | △ 1.2 | 842 | △ 29.2 | 1,625,143 | 1.3 | 1,700 | △ 35.5 |

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 72,339 | 1.6 | 53,875 | 1.5 | 248,608 | 2.1 | 260,388 | 1.8 | 37,599 | 0.7 | 300,562 | 2.3 |
| 19. 3 | 73,306 | 1.3 | 54,718 | 1.5 | 252,033 | 1.3 | 264,586 | 1.6 | 37,553 | △ 0.1 | 306,224 | 1.8 |
| 20. 3 | 74,367 | 1.4 | 55,097 | 0.6 | 255,090 | 1.2 | 268,942 | 1.6 | 37,485 | △ 0.1 | 310,542 | 1.4 |
| 21. 3 | 80,842 | 8.7 | 58,384 | 5.9 | 279,418 | 9.5 | 287,645 | 6.9 | 39,277 | 4.7 | 329,627 | 6.1 |
| 6 | 85,271 | 7.0 | 59,667 | 3.6 | 283,782 | 6.1 | 295,737 | 4.3 | 40,286 | 3.3 | 334,992 | 3.8 |
| 9 | 84,437 | 5.3 | 60,013 | 2.1 | 284,377 | 2.7 | 295,149 | 2.2 | 40,086 | 1.5 | 334,630 | 2.4 |
| 21.10 | 84,533 | 5.4 | 60,001 | 2.0 | 285,840 | 2.5 | 296,497 | 2.3 | 40,208 | 1.6 | 335,874 | 2.6 |
| 11 | 85,108 | 5.3 | 59,834 | 2.0 | 285,177 | 2.2 | 296,031 | 2.1 | 40,090 | 1.5 | 335,773 | 2.7 |
| 12 | 85,987 | 2.8 | 60,209 | 1.3 | 285,879 | 1.7 | 297,504 | 1.9 | 40,261 | 1.2 | 337,880 | 2.5 |
| 22. 1 | 84,799 | 2.5 | 59,775 | 1.2 | 284,561 | 1.6 | 296,178 | 1.8 | 40,047 | 1.0 | 336,839 | 2.5 |
| 2 | 84,919 | 2.7 | 59,851 | 0.7 | 285,564 | 1.5 | 297,387 | 1.7 | 40,274 | 0.9 | 337,764 | 2.2 |
| 3 | 82,563 | 2.1 | 59,475 | 1.8 | 285,918 | 2.3 | 293,211 | 1.9 | 39,746 | 1.1 | 338,518 | 2.6 |
| 4 | 86,423 | 2.8 | 60,423 | 1.6 | 289,515 | 2.1 | 299,618 | 1.6 | 40,511 | 1.3 | 340,426 | 2.2 |
| 5 | 86,314 | 2.8 | 60,205 | 1.6 | 288,463 | 2.0 | 298,133 | 1.4 | 40,564 | 1.4 | 341,367 | 2.4 |
| 6 | 87,354 | 2.4 | 60,744 | 1.8 | 290,203 | 2.2 | 300,316 | 1.5 | 40,883 | 1.4 | 343,791 | 2.6 |
| 7 | 86,763 | 2.6 | 60,471 | 1.4 | 289,412 | 2.0 | 299,713 | 1.8 | 40,760 | 1.7 | 343,547 | 2.7 |
| 8 | 86,454 | 2.2 | 60,686 | 1.2 | 289,600 | 1.8 | 300,761 | 1.6 | 40,924 | 1.7 | 344,345 | 2.4 |
| 9 | 86,135 | 2.0 | 60,732 | 1.1 | 289,192 | 1.6 | 299,911 | 1.6 | 40,607 | 1.2 | 343,805 | 2.7 |
| 10 | 86,379 | 2.1 | 60,754 | 1.2 | 289,783 | 1.3 | 300,979 | 1.5 | 40,722 | 1.2 | 344,186 | 2.4 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 295,280 | 3.1 | 60,096 | 1.5 | 27,801 | 1.9 | 22,910 | 2.4 | 28,505 | 1.5 | 1,409,771 | 2.2 |
| 19. 3 | 302,875 | 2.5 | 60,941 | 1.4 | 28,317 | 1.8 | 23,276 | 1.5 | 28,938 | 1.5 | 1,434,771 | 1.7 |
| 20. 3 | 305,232 | 0.7 | 61,955 | 1.6 | 28,788 | 1.6 | 23,804 | 2.2 | 29,159 | 0.7 | 1,452,678 | 1.2 |
| 21. 3 | 324,479 | 6.3 | 66,315 | 7.0 | 30,428 | 5.6 | 26,012 | 9.2 | 31,203 | 7.0 | 1,555,959 | 7.1 |
| 6 | 337,285 | 5.6 | 67,817 | 4.7 | 31,012 | 4.3 | 27,600 | 6.0 | 31,790 | 3.1 | 1,597,593 | 4.9 |
| 9 | 338,952 | 2.6 | 67,580 | 2.9 | 31,068 | 2.9 | 27,581 | 3.5 | 31,636 | 1.9 | 1,597,902 | 2.6 |
| 21.10 | 340,409 | 2.5 | 68,034 | 2.6 | 31,208 | 2.8 | 27,766 | 3.4 | 31,765 | 1.5 | 1,604,483 | 2.6 |
| 11 | 339,947 | 2.0 | 67,798 | 2.2 | 31,040 | 2.6 | 27,666 | 3.1 | 31,651 | 1.1 | 1,602,516 | 2.4 |
| 12 | 340,898 | 1.3 | 68,120 | 1.9 | 31,265 | 2.5 | 27,878 | 3.0 | 31,848 | 0.7 | 1,610,111 | 1.9 |
| 22. 1 | 340,269 | 1.5 | 67,844 | 2.0 | 31,140 | 2.3 | 27,635 | 2.6 | 31,721 | 1.0 | 1,603,150 | 1.9 |
| 2 | 341,594 | 1.7 | 68,229 | 1.9 | 31,191 | 2.0 | 27,779 | 2.1 | 31,817 | 0.6 | 1,608,711 | 1.8 |
| 3 | 330,406 | 1.8 | 67,400 | 1.6 | 30,946 | 1.7 | 26,547 | 2.0 | 31,522 | 1.0 | 1,588,700 | 2.1 |
| 4 | 339,163 | 0.6 | 68,566 | 1.5 | 31,444 | 1.9 | 27,954 | 1.2 | 32,098 | 1.0 | 1,618,559 | 1.7 |
| 5 | 337,366 | 0.3 | 67,991 | 1.1 | 31,286 | 1.7 | 27,787 | 1.3 | 32,040 | 1.3 | 1,613,925 | 1.6 |
| 6 | 338,808 | 0.4 | 68,464 | 0.9 | 31,577 | 1.8 | 28,005 | 1.4 | 32,215 | 1.3 | 1,624,783 | 1.7 |
| 7 | 338,799 | 0.2 | 68,286 | 1.1 | 31,560 | 1.7 | 27,931 | 1.3 | 32,044 | 0.9 | 1,621,721 | 1.7 |
| 8 | 339,104 | △ 0.1 | 68,463 | 1.0 | 31,601 | 1.4 | 27,955 | 1.1 | 32,110 | 0.7 | 1,624,404 | 1.4 |
| 9 | 338,927 | △ 0.0 | 68,309 | 1.0 | 31,522 | 1.4 | 27,814 | 0.8 | 32,033 | 1.2 | 1,621,384 | 1.4 |
| 10 | 340,161 | △ 0.0 | 68,619 | 0.8 | 31,624 | 1.3 | 28,023 | 0.9 | 32,135 | 1.1 | 1,625,780 | 1.3 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 個人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | |
|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| 2018. 3 | 1,409,770 | 2.2 | 1,101,996 | 1.5 | 409,436 | 6.1 | 691,794 | △ 0.9 | 756 | 38.8 |
| 19. 3 | 1,434,770 | 1.7 | 1,115,489 | 1.2 | 435,107 | 6.2 | 679,608 | △ 1.7 | 765 | 1.1 |
| 20. 3 | 1,452,677 | 1.2 | 1,126,939 | 1.0 | 461,939 | 6.1 | 664,146 | △ 2.2 | 845 | 10.4 |
| 21. 3 | 1,555,958 | 7.1 | 1,173,057 | 4.0 | 521,921 | 12.9 | 650,221 | △ 2.0 | 905 | 7.1 |
| 6 | 1,597,592 | 4.9 | 1,184,693 | 2.7 | 537,950 | 9.1 | 645,953 | △ 2.0 | 779 | △ 8.4 |
| 9 | 1,597,901 | 2.6 | 1,184,270 | 2.2 | 541,032 | 8.4 | 642,499 | △ 2.3 | 730 | △ 21.8 |
| 21.10 | 1,604,481 | 2.6 | 1,192,480 | 2.3 | 551,565 | 8.4 | 640,277 | △ 2.3 | 629 | △ 33.4 |
| 11 | 1,602,515 | 2.4 | 1,186,714 | 2.2 | 547,420 | 8.4 | 638,685 | △ 2.4 | 599 | △ 37.2 |
| 12 | 1,610,109 | 1.9 | 1,197,826 | 2.1 | 558,849 | 8.1 | 638,383 | △ 2.5 | 585 | △ 39.8 |
| 22. 1 | 1,603,148 | 1.9 | 1,192,645 | 2.0 | 554,748 | 7.9 | 637,314 | △ 2.5 | 573 | △ 41.3 |
| 2 | 1,608,710 | 1.8 | 1,200,940 | 1.8 | 564,711 | 7.3 | 635,658 | △ 2.5 | 561 | △ 42.2 |
| 3 | 1,588,699 | 2.1 | 1,195,693 | 1.9 | 562,085 | 7.6 | 633,098 | △ 2.6 | 501 | △ 44.6 |
| 4 | 1,618,558 | 1.7 | 1,203,315 | 1.8 | 571,777 | 7.3 | 631,091 | △ 2.6 | 437 | △ 48.8 |
| 5 | 1,613,923 | 1.6 | 1,195,099 | 1.7 | 565,316 | 7.3 | 629,347 | △ 2.7 | 426 | △ 48.3 |
| 6 | 1,624,782 | 1.7 | 1,204,493 | 1.6 | 575,730 | 7.0 | 628,384 | △ 2.7 | 369 | △ 52.6 |
| 7 | 1,621,720 | 1.7 | 1,202,618 | 1.6 | 574,583 | 7.0 | 627,648 | △ 2.7 | 377 | △ 50.6 |
| 8 | 1,624,402 | 1.4 | 1,206,503 | 1.4 | 579,978 | 6.6 | 626,163 | △ 2.8 | 351 | △ 53.0 |
| 9 | 1,621,383 | 1.4 | 1,200,101 | 1.3 | 575,568 | 6.3 | 624,179 | △ 2.8 | 344 | △ 52.8 |
| 10 | 1,625,779 | 1.3 | 1,206,156 | 1.1 | 584,100 | 5.8 | 621,699 | △ 2.9 | 348 | △ 44.6 |

| 年月末 | 一般法人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 公金預金 | |
|---------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| 2018. 3 | 253,876 | 5.6 | 147,026 | 8.7 | 106,424 | 1.6 | 418 | 23.6 | 43,190 | △ 1.1 |
| 19. 3 | 261,951 | 3.1 | 154,268 | 4.9 | 107,284 | 0.8 | 391 | △ 6.5 | 47,217 | 9.3 |
| 20. 3 | 266,974 | 1.9 | 159,010 | 3.0 | 107,600 | 0.2 | 357 | △ 8.7 | 48,787 | 3.3 |
| 21. 3 | 324,746 | 21.6 | 214,315 | 34.7 | 110,043 | 2.2 | 380 | 6.5 | 48,861 | 0.1 |
| 6 | 333,018 | 11.1 | 221,371 | 14.9 | 111,292 | 4.4 | 348 | △ 1.2 | 70,373 | 18.9 |
| 9 | 333,313 | 3.9 | 219,772 | 3.8 | 113,195 | 4.1 | 338 | △ 9.6 | 70,759 | 8.3 |
| 21.10 | 336,421 | 3.6 | 222,318 | 3.3 | 113,774 | 4.2 | 321 | △ 16.6 | 66,993 | 8.9 |
| 11 | 333,422 | 2.8 | 219,144 | 2.0 | 113,941 | 4.5 | 330 | △ 15.8 | 72,686 | 8.9 |
| 12 | 335,910 | 2.0 | 222,940 | 1.4 | 112,631 | 3.4 | 330 | △ 18.2 | 67,723 | 3.1 |
| 22. 1 | 328,998 | 0.8 | 214,376 | △ 0.8 | 114,283 | 4.2 | 331 | △ 17.5 | 72,011 | 9.3 |
| 2 | 326,952 | 0.7 | 212,035 | △ 1.0 | 114,573 | 4.3 | 337 | △ 13.8 | 70,400 | 9.7 |
| 3 | 329,622 | 1.5 | 213,875 | △ 0.2 | 115,423 | 4.8 | 316 | △ 16.7 | 54,752 | 12.0 |
| 4 | 341,867 | 1.3 | 226,165 | 0.0 | 115,371 | 3.8 | 322 | △ 15.1 | 64,245 | 4.0 |
| 5 | 334,646 | 0.0 | 218,645 | △ 1.9 | 115,659 | 3.9 | 334 | △ 4.5 | 74,527 | 8.3 |
| 6 | 333,071 | 0.0 | 217,574 | △ 1.7 | 115,166 | 3.4 | 324 | △ 6.9 | 77,957 | 10.7 |
| 7 | 334,918 | 0.2 | 219,470 | △ 1.1 | 115,107 | 3.1 | 332 | △ 2.5 | 75,591 | 9.9 |
| 8 | 329,659 | 0.0 | 213,655 | △ 1.1 | 115,688 | 2.4 | 308 | △ 11.6 | 78,776 | 7.3 |
| 9 | 335,241 | 0.5 | 218,769 | △ 0.4 | 116,145 | 2.6 | 319 | △ 5.5 | 76,633 | 8.3 |
| 10 | 333,718 | △ 0.8 | 217,153 | △ 2.3 | 116,203 | 2.1 | 353 | 10.0 | 75,794 | 13.1 |

| 年月末 | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 金融機関預金 | | 政府関係 預り金 | 譲渡性 預金 |
|---------|--------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------------|-----------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | |
| 2018. 3 | 12,590 | △ 15.5 | 30,597 | 6.2 | 0 | ... | 10,703 | 2.9 | 0 | 1,007 |
| 19. 3 | 13,066 | 3.7 | 34,148 | 11.6 | 0 | ... | 10,108 | △ 5.5 | 0 | 901 |
| 20. 3 | 14,420 | 10.3 | 34,364 | 0.6 | 0 | ... | 9,971 | △ 1.3 | 0 | 747 |
| 21. 3 | 17,000 | 17.8 | 31,858 | △ 7.2 | 0 | ... | 9,289 | △ 6.8 | 0 | 2,058 |
| 6 | 30,815 | 48.2 | 39,555 | 3.0 | 0 | ... | 9,502 | △ 7.0 | 0 | 2,861 |
| 9 | 30,323 | 17.2 | 40,432 | 2.4 | 0 | * | 9,554 | △ 24.1 | 0 | 2,849 |
| 21.10 | 26,426 | 17.8 | 40,563 | 3.9 | 0 | * | 8,582 | △ 24.7 | 0 | 2,640 |
| 11 | 31,973 | 13.2 | 40,709 | 5.6 | 0 | 510.0 | 9,688 | △ 26.5 | 0 | 2,718 |
| 12 | 27,518 | 1.1 | 40,201 | 4.5 | 0 | 510.0 | 8,645 | △ 29.4 | 0 | 2,905 |
| 22. 1 | 32,211 | 15.2 | 39,797 | 5.0 | 0 | △ 100.0 | 9,490 | △ 21.5 | 0 | 2,682 |
| 2 | 32,347 | 14.2 | 38,050 | 6.2 | 0 | △ 100.0 | 10,413 | △ 12.4 | 0 | 2,603 |
| 3 | 18,540 | 9.0 | 36,209 | 13.6 | 0 | △ 100.0 | 8,626 | △ 7.1 | 0 | 2,500 |
| 4 | 26,936 | △ 7.8 | 37,306 | 14.6 | 0 | △ 100.0 | 9,126 | △ 10.5 | 0 | 2,763 |
| 5 | 33,245 | △ 0.3 | 41,278 | 16.4 | 0 | △ 100.0 | 9,646 | △ 8.6 | 0 | 2,901 |
| 6 | 31,648 | 2.7 | 46,307 | 17.0 | 0 | △ 100.0 | 9,255 | △ 2.6 | 0 | 3,032 |
| 7 | 27,796 | 3.3 | 47,791 | 14.2 | 0 | △ 100.0 | 8,589 | △ 0.0 | 0 | 3,081 |
| 8 | 30,978 | △ 1.1 | 47,795 | 13.6 | 0 | △ 100.0 | 9,459 | △ 1.5 | 0 | 2,849 |
| 9 | 29,734 | △ 1.9 | 46,896 | 15.9 | 0 | △ 100.0 | 9,402 | △ 1.5 | 0 | 2,722 |
| 10 | 29,762 | 12.6 | 46,028 | 13.4 | 0 | △ 100.0 | 10,106 | 17.7 | 0 | 1,700 |

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 貸出金計 | | 割引手形 | | 貸付金 | | 手形貸付 | | 証書貸付 | | 当座貸越 | |
|---------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 709,634 | 2.5 | 8,066 | 7.1 | 701,568 | 2.5 | 37,423 | 1.6 | 633,324 | 2.4 | 30,819 | 5.1 |
| 19. 3 | 719,837 | 1.4 | 7,747 | △ 3.9 | 712,090 | 1.4 | 37,946 | 1.3 | 641,717 | 1.3 | 32,425 | 5.2 |
| 20. 3 | 726,752 | 0.9 | 6,079 | △ 21.5 | 720,672 | 1.2 | 37,438 | △ 1.3 | 649,560 | 1.2 | 33,673 | 3.8 |
| 21. 3 | 784,373 | 7.9 | 3,859 | △ 36.5 | 780,514 | 8.3 | 30,479 | △ 18.5 | 721,127 | 11.0 | 28,907 | △ 14.1 |
| 6 | 784,506 | 4.4 | 3,714 | △ 23.4 | 780,792 | 4.5 | 28,221 | △ 15.8 | 725,214 | 6.2 | 27,356 | △ 9.3 |
| 9 | 786,442 | 1.6 | 3,860 | 0.2 | 782,582 | 1.7 | 29,651 | △ 7.9 | 723,708 | 2.3 | 29,222 | △ 2.5 |
| 21. 10 | 785,143 | 1.2 | 4,266 | 0.4 | 780,877 | 1.2 | 29,629 | △ 7.1 | 723,441 | 1.7 | 27,806 | △ 3.1 |
| 11 | 783,303 | 1.0 | 3,716 | 0.8 | 779,587 | 1.0 | 29,926 | △ 6.3 | 721,382 | 1.5 | 28,278 | △ 2.2 |
| 12 | 788,777 | 0.8 | 4,569 | 2.1 | 784,208 | 0.8 | 31,075 | △ 3.5 | 723,668 | 1.1 | 29,463 | △ 0.7 |
| 22. 1 | 784,333 | 0.5 | 3,974 | △ 9.3 | 780,358 | 0.6 | 30,774 | △ 2.5 | 720,975 | 0.7 | 28,608 | △ 0.3 |
| 2 | 783,787 | 0.3 | 3,865 | △ 9.2 | 779,921 | 0.4 | 31,042 | △ 0.3 | 720,066 | 0.4 | 28,812 | 1.4 |
| 3 | 788,013 | 0.4 | 4,067 | 5.4 | 783,945 | 0.4 | 31,307 | 2.7 | 722,721 | 0.2 | 29,915 | 3.4 |
| 4 | 786,114 | 0.1 | 4,410 | 21.6 | 781,703 | 0.0 | 30,254 | 4.9 | 723,436 | △ 0.2 | 28,012 | 1.8 |
| 5 | 784,491 | △ 0.0 | 3,798 | 4.5 | 780,693 | △ 0.0 | 29,565 | 5.4 | 723,041 | △ 0.3 | 28,085 | 2.7 |
| 6 | 785,824 | 0.1 | 3,829 | 3.1 | 781,994 | 0.1 | 29,907 | 5.9 | 723,978 | △ 0.1 | 28,108 | 2.7 |
| 7 | 787,863 | 0.3 | 4,326 | 2.9 | 783,536 | 0.3 | 30,367 | 6.4 | 725,075 | △ 0.0 | 28,094 | 2.7 |
| 8 | 787,197 | 0.5 | 3,724 | 2.2 | 783,473 | 0.5 | 30,670 | 6.6 | 724,348 | 0.1 | 28,455 | 3.4 |
| 9 | 792,655 | 0.7 | 3,903 | 1.1 | 788,751 | 0.7 | 31,801 | 7.2 | 726,295 | 0.3 | 30,654 | 4.9 |
| 10 | 790,392 | 0.6 | 3,829 | △ 10.2 | 786,563 | 0.7 | 31,876 | 7.5 | 725,420 | 0.2 | 29,267 | 5.2 |

地区別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | 前年同月比 増減率 | 東北 | 前年同月比 増減率 | 東京 | 前年同月比 増減率 | 関東 | 前年同月比 増減率 | 北陸 | 前年同月比 増減率 | 東海 | 前年同月比 増減率 |
|---------|--------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 31,429 | 0.9 | 24,631 | 3.3 | 137,489 | 4.1 | 128,602 | 2.4 | 17,227 | 0.9 | 146,120 | 1.8 |
| 19. 3 | 31,645 | 0.6 | 24,973 | 1.3 | 140,009 | 1.8 | 131,462 | 2.2 | 17,153 | △ 0.4 | 147,070 | 0.6 |
| 20. 3 | 32,110 | 1.4 | 24,724 | △ 0.9 | 140,481 | 0.3 | 133,416 | 1.4 | 17,165 | 0.0 | 147,686 | 0.4 |
| 21. 3 | 34,901 | 8.6 | 26,410 | 6.8 | 155,471 | 10.6 | 142,466 | 6.7 | 17,616 | 2.6 | 157,693 | 6.7 |
| 6 | 34,224 | 4.0 | 26,117 | 3.7 | 155,820 | 6.7 | 142,237 | 3.1 | 17,448 | 1.1 | 157,808 | 3.5 |
| 9 | 34,355 | 1.4 | 26,289 | 1.4 | 155,637 | 2.2 | 142,737 | 0.8 | 17,489 | △ 0.6 | 158,665 | 1.7 |
| 21. 10 | 34,282 | 0.9 | 26,217 | 1.5 | 155,516 | 1.4 | 142,485 | 0.5 | 17,462 | △ 0.7 | 158,089 | 1.4 |
| 11 | 34,276 | 0.8 | 26,170 | 1.3 | 155,070 | 1.1 | 142,263 | 0.5 | 17,398 | △ 0.9 | 157,802 | 1.3 |
| 12 | 34,764 | 0.7 | 26,303 | 0.9 | 155,770 | 0.5 | 143,176 | 0.5 | 17,421 | △ 1.4 | 159,452 | 1.4 |
| 22. 1 | 34,249 | 0.1 | 26,178 | 1.0 | 154,872 | 0.0 | 142,565 | 0.3 | 17,342 | △ 1.5 | 158,417 | 1.1 |
| 2 | 34,314 | 0.2 | 26,263 | 1.0 | 154,610 | △ 0.1 | 142,415 | 0.2 | 17,324 | △ 1.5 | 158,308 | 1.0 |
| 3 | 34,654 | △ 0.7 | 26,557 | 0.5 | 155,056 | △ 0.2 | 143,090 | 0.4 | 17,401 | △ 1.2 | 159,940 | 1.4 |
| 4 | 34,125 | △ 0.4 | 26,244 | 0.5 | 155,168 | △ 0.5 | 142,776 | 0.2 | 17,273 | △ 1.2 | 159,075 | 0.8 |
| 5 | 33,977 | △ 0.4 | 26,217 | 0.2 | 154,551 | △ 0.9 | 142,665 | 0.2 | 17,258 | △ 1.2 | 158,847 | 0.8 |
| 6 | 34,136 | △ 0.2 | 26,260 | 0.5 | 154,630 | △ 0.7 | 142,930 | 0.4 | 17,261 | △ 1.0 | 159,439 | 1.0 |
| 7 | 34,336 | △ 0.0 | 26,310 | 0.6 | 154,950 | △ 0.6 | 143,310 | 0.5 | 17,317 | △ 1.0 | 159,625 | 1.1 |
| 8 | 34,335 | 0.0 | 26,321 | 0.9 | 154,658 | △ 0.3 | 143,196 | 0.7 | 17,340 | △ 0.6 | 159,571 | 1.3 |
| 9 | 34,484 | 0.3 | 26,661 | 1.4 | 155,501 | △ 0.0 | 144,337 | 1.1 | 17,375 | △ 0.6 | 161,421 | 1.7 |
| 10 | 34,451 | 0.4 | 26,553 | 1.2 | 155,160 | △ 0.2 | 143,993 | 1.0 | 17,315 | △ 0.8 | 160,333 | 1.4 |

| 年月末 | 近畿 | 前年同月比 増減率 | 中国 | 前年同月比 増減率 | 四国 | 前年同月比 増減率 | 九州北部 | 前年同月比 増減率 | 南九州 | 前年同月比 増減率 | 全国計 | 前年同月比 増減率 |
|---------|---------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 151,780 | 2.8 | 32,010 | 2.0 | 10,540 | 3.2 | 12,586 | 1.5 | 15,974 | 0.6 | 709,634 | 2.5 |
| 19. 3 | 154,242 | 1.6 | 32,335 | 1.0 | 10,832 | 2.7 | 12,716 | 1.0 | 16,033 | 0.3 | 719,837 | 1.4 |
| 20. 3 | 156,792 | 1.6 | 32,630 | 0.9 | 11,133 | 2.7 | 12,939 | 1.7 | 16,171 | 0.8 | 726,752 | 0.9 |
| 21. 3 | 170,806 | 8.9 | 34,603 | 6.0 | 11,771 | 5.7 | 14,058 | 8.6 | 16,961 | 4.8 | 784,373 | 7.9 |
| 6 | 171,718 | 5.2 | 34,699 | 3.7 | 11,817 | 3.5 | 14,129 | 3.9 | 16,851 | 1.7 | 784,506 | 4.4 |
| 9 | 172,075 | 2.3 | 34,698 | 1.5 | 11,854 | 1.6 | 14,197 | 2.0 | 16,804 | 0.0 | 786,442 | 1.6 |
| 21. 10 | 171,987 | 1.8 | 34,662 | 0.6 | 11,823 | 1.3 | 14,200 | 1.8 | 16,774 | △ 0.4 | 785,143 | 1.2 |
| 11 | 171,352 | 1.5 | 34,569 | 0.1 | 11,818 | 1.3 | 14,185 | 1.7 | 16,751 | △ 0.5 | 783,303 | 1.0 |
| 12 | 172,464 | 1.3 | 34,727 | 0.0 | 11,861 | 1.0 | 14,331 | 1.7 | 16,854 | △ 0.9 | 788,777 | 0.8 |
| 22. 1 | 171,662 | 0.9 | 34,585 | △ 0.1 | 11,804 | 0.7 | 14,201 | 1.1 | 16,794 | △ 0.9 | 784,333 | 0.5 |
| 2 | 171,459 | 0.6 | 34,622 | △ 0.0 | 11,799 | 0.8 | 14,216 | 1.1 | 16,788 | △ 0.9 | 783,787 | 0.3 |
| 3 | 172,024 | 0.7 | 34,683 | 0.2 | 11,832 | 0.5 | 14,273 | 1.5 | 16,795 | △ 0.9 | 788,013 | 0.4 |
| 4 | 172,269 | 0.3 | 34,711 | 0.1 | 11,846 | 0.6 | 14,253 | 1.1 | 16,696 | △ 1.2 | 786,114 | 0.1 |
| 5 | 171,805 | 0.0 | 34,660 | △ 0.2 | 11,881 | 0.4 | 14,200 | 0.6 | 16,739 | △ 0.6 | 784,491 | △ 0.0 |
| 6 | 172,053 | 0.1 | 34,478 | △ 0.6 | 11,946 | 1.0 | 14,246 | 0.8 | 16,758 | △ 0.5 | 785,824 | 0.1 |
| 7 | 172,679 | 0.4 | 34,559 | △ 0.4 | 11,985 | 1.4 | 14,307 | 0.9 | 16,799 | △ 0.3 | 787,863 | 0.3 |
| 8 | 172,446 | 0.6 | 34,537 | △ 0.1 | 11,996 | 1.8 | 14,296 | 1.0 | 16,814 | 0.0 | 787,197 | 0.5 |
| 9 | 173,158 | 0.6 | 34,651 | △ 0.1 | 12,040 | 1.5 | 14,382 | 1.3 | 16,962 | 0.9 | 792,655 | 0.7 |
| 10 | 173,003 | 0.5 | 34,589 | △ 0.2 | 12,029 | 1.7 | 14,358 | 1.1 | 16,929 | 0.9 | 790,392 | 0.6 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 貸出金計 | | | | 企業向け計 | | | | | | | |
|---------|----------------|-----|----------------|---------|----------------|------|----------------|-------|----------------|--------|----------------|-----|
| | | | | | | | 製造業 | | | | 建設業 | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2018. 3 | 709,633 | 2.5 | 100.0 | 452,529 | 2.9 | 63.7 | 61,464 | 0.0 | 8.6 | 50,752 | 3.2 | 7.1 |
| 19. 3 | 719,836 | 1.4 | 100.0 | 461,756 | 2.0 | 64.1 | 61,478 | 0.0 | 8.5 | 52,091 | 2.6 | 7.2 |
| 20. 3 | 726,750 | 0.9 | 100.0 | 468,462 | 1.4 | 64.4 | 60,907 | △ 0.9 | 8.3 | 53,114 | 1.9 | 7.3 |
| 20.12 | 782,030 | 7.9 | 100.0 | 525,702 | 12.3 | 67.2 | 69,391 | 12.4 | 8.8 | 67,342 | 27.4 | 8.6 |
| 21. 3 | 784,372 | 7.9 | 100.0 | 527,898 | 12.6 | 67.3 | 69,007 | 13.2 | 8.7 | 68,902 | 29.7 | 8.7 |
| 6 | 784,505 | 4.4 | 100.0 | 527,995 | 6.9 | 67.3 | 68,675 | 6.0 | 8.7 | 68,204 | 19.6 | 8.6 |
| 9 | 786,441 | 1.6 | 100.0 | 530,957 | 2.6 | 67.5 | 68,718 | 0.7 | 8.7 | 69,339 | 8.0 | 8.8 |
| 12 | 788,776 | 0.8 | 100.0 | 533,096 | 1.4 | 67.5 | 69,129 | △ 0.3 | 8.7 | 70,051 | 4.0 | 8.8 |
| 22. 3 | 788,011 | 0.4 | 100.0 | 531,766 | 0.7 | 67.4 | 68,329 | △ 0.9 | 8.6 | 69,822 | 1.3 | 8.8 |
| 6 | 785,823 | 0.1 | 100.0 | 528,827 | 0.1 | 67.2 | 67,565 | △ 1.6 | 8.5 | 67,709 | △ 0.7 | 8.6 |
| 9 | 792,653 | 0.7 | 100.0 | 536,360 | 1.0 | 67.6 | 68,570 | △ 0.2 | 8.6 | 69,600 | 0.3 | 8.7 |

| 年 月 末 | 卸売業 | | | | 小売業 | | 不動産業 | | | | 個人による貸家業 | |
|---------|----------------|-------|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-----|----------------|--------|----------------|-----|
| | | | | | | | | | | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2018. 3 | 28,118 | 0.8 | 3.9 | 25,877 | 0.1 | 3.6 | 162,146 | 5.3 | 22.8 | 59,089 | 0.9 | 8.3 |
| 19. 3 | 28,432 | 1.1 | 3.9 | 25,717 | △ 0.6 | 3.5 | 168,021 | 3.6 | 23.3 | 58,599 | △ 0.8 | 8.1 |
| 20. 3 | 28,511 | 0.2 | 3.9 | 25,898 | 0.7 | 3.5 | 170,709 | 1.5 | 23.4 | 57,302 | △ 2.2 | 7.8 |
| 20.12 | 33,624 | 16.8 | 4.2 | 31,533 | 21.8 | 4.0 | 172,997 | 1.7 | 22.1 | 56,056 | △ 2.9 | 7.1 |
| 21. 3 | 33,664 | 18.0 | 4.2 | 31,703 | 22.4 | 4.0 | 172,705 | 1.1 | 22.0 | 55,603 | △ 2.9 | 7.0 |
| 6 | 33,651 | 9.5 | 4.2 | 31,859 | 10.6 | 4.0 | 172,878 | 0.1 | 22.0 | 55,368 | △ 2.6 | 7.0 |
| 9 | 33,966 | 3.3 | 4.3 | 31,860 | 3.0 | 4.0 | 173,601 | 0.1 | 22.0 | 55,124 | △ 2.4 | 7.0 |
| 12 | 34,142 | 1.5 | 4.3 | 31,900 | 1.1 | 4.0 | 174,155 | 0.6 | 22.0 | 54,785 | △ 2.2 | 6.9 |
| 22. 3 | 33,681 | 0.0 | 4.2 | 31,637 | △ 0.2 | 4.0 | 175,454 | 1.5 | 22.2 | 55,238 | △ 0.6 | 7.0 |
| 6 | 33,386 | △ 0.7 | 4.2 | 31,412 | △ 1.4 | 3.9 | 176,122 | 1.8 | 22.4 | 54,975 | △ 0.7 | 6.9 |
| 9 | 34,038 | 0.2 | 4.2 | 31,745 | △ 0.3 | 4.0 | 177,882 | 2.4 | 22.4 | 54,697 | △ 0.7 | 6.9 |

| 年 月 末 | 飲食業 | | | | 宿泊業 | | 医療・福祉 | | | | 物品賃貸業 | |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|
| | | | | | | | | | | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2018. 3 | 8,720 | 2.3 | 1.2 | 5,884 | 2.1 | 0.8 | 22,371 | △ 0.1 | 3.1 | 2,905 | 1.3 | 0.4 |
| 19. 3 | 8,784 | 0.7 | 1.2 | 6,012 | 2.1 | 0.8 | 22,139 | △ 1.0 | 3.0 | 2,865 | △ 1.3 | 0.3 |
| 20. 3 | 9,053 | 3.0 | 1.2 | 6,114 | 1.6 | 0.8 | 21,934 | △ 0.9 | 3.0 | 2,899 | 1.1 | 0.3 |
| 20.12 | 13,274 | 48.6 | 1.6 | 6,805 | 11.6 | 0.8 | 24,424 | 8.2 | 3.1 | 3,026 | 5.7 | 0.3 |
| 21. 3 | 13,712 | 51.4 | 1.7 | 6,733 | 10.1 | 0.8 | 24,279 | 10.6 | 3.0 | 3,020 | 4.1 | 0.3 |
| 6 | 13,971 | 19.3 | 1.7 | 6,705 | 2.2 | 0.8 | 24,309 | 6.4 | 3.0 | 2,988 | 1.4 | 0.3 |
| 9 | 13,889 | 7.9 | 1.7 | 6,667 | △ 1.0 | 0.8 | 24,183 | 0.5 | 3.0 | 3,060 | 0.2 | 0.3 |
| 12 | 13,800 | 3.9 | 1.7 | 6,677 | △ 1.8 | 0.8 | 24,258 | △ 0.6 | 3.0 | 3,029 | 0.1 | 0.3 |
| 22. 3 | 13,668 | △ 0.3 | 1.7 | 6,607 | △ 1.8 | 0.8 | 23,686 | △ 2.4 | 3.0 | 3,066 | 1.4 | 0.3 |
| 6 | 13,585 | △ 2.7 | 1.7 | 6,567 | △ 2.0 | 0.8 | 23,608 | △ 2.8 | 3.0 | 3,012 | 0.7 | 0.3 |
| 9 | 13,528 | △ 2.6 | 1.7 | 6,563 | △ 1.5 | 0.8 | 23,708 | △ 1.9 | 2.9 | 3,083 | 0.7 | 0.3 |

| 年 月 末 | 海外円借款、国内店名義現地貸 | | | | 地方公共団体 | | 個人 | | | | 住宅ローン | |
|---------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|---------|----------------|------|
| | | | | | | | | | | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2018. 3 | 50 | △ 8.6 | 0.0 | 55,511 | 3.0 | 7.8 | 201,592 | 1.6 | 28.4 | 168,597 | 1.3 | 23.7 |
| 19. 3 | 49 | △ 2.0 | 0.0 | 55,372 | △ 0.2 | 7.6 | 202,707 | 0.5 | 28.1 | 169,476 | 0.5 | 23.5 |
| 20. 3 | 38 | △ 21.2 | 0.0 | 53,836 | △ 2.7 | 7.4 | 204,451 | 0.8 | 28.1 | 171,328 | 1.0 | 23.5 |
| 20.12 | 32 | △ 23.9 | 0.0 | 52,781 | △ 1.0 | 6.7 | 203,546 | 0.0 | 26.0 | 172,485 | 1.1 | 22.0 |
| 21. 3 | 31 | △ 20.2 | 0.0 | 52,933 | △ 1.6 | 6.7 | 203,540 | △ 0.4 | 25.9 | 172,463 | 0.6 | 21.9 |
| 6 | 29 | △ 22.9 | 0.0 | 53,126 | △ 2.5 | 6.7 | 203,382 | 0.1 | 25.9 | 172,683 | 0.8 | 22.0 |
| 9 | 27 | △ 20.4 | 0.0 | 51,536 | △ 2.7 | 6.5 | 203,947 | 0.4 | 25.9 | 173,232 | 1.0 | 22.0 |
| 12 | 27 | △ 15.6 | 0.0 | 51,127 | △ 3.1 | 6.4 | 204,553 | 0.4 | 25.9 | 174,193 | 0.9 | 22.0 |
| 22. 3 | 26 | △ 13.1 | 0.0 | 51,723 | △ 2.2 | 6.5 | 204,521 | 0.4 | 25.9 | 174,490 | 1.1 | 22.1 |
| 6 | 25 | △ 12.8 | 0.0 | 52,445 | △ 1.2 | 6.6 | 204,550 | 0.5 | 26.0 | 174,895 | 1.2 | 22.2 |
| 9 | 25 | △ 8.0 | 0.0 | 50,927 | △ 1.1 | 6.4 | 205,365 | 0.6 | 25.9 | 175,457 | 1.2 | 22.1 |

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | | 買入手形 | コールローン | 買現先 | 債券貸借取引支払保証金 | 買入金銭債 | 金銭の信託 | 商品有価証券 | |
|---------|--------|-----------|---------|---------|--------|-----|-------------|-------|-------|--------|----|
| | | うち信金中金預け金 | | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 14,999 | 365,177 | (4.2) | 294,345 | (3.5) | 0 | 753 | 0 | 1,794 | 1,561 | 56 |
| 19. 3 | 15,131 | 376,847 | (3.1) | 300,565 | (2.1) | 0 | 483 | 0 | 2,351 | 1,736 | 19 |
| 20. 3 | 15,105 | 379,640 | (0.7) | 305,844 | (1.7) | 0 | 396 | 0 | 3,438 | 1,926 | 18 |
| 21. 3 | 14,868 | 454,070 | (19.6) | 326,208 | (6.6) | 0 | 650 | 0 | 5,040 | 2,234 | 16 |
| 6 | 13,882 | 500,393 | (18.2) | 381,321 | (7.4) | 0 | 912 | 0 | 5,619 | 2,446 | 16 |
| 9 | 14,673 | 499,838 | (9.8) | 333,832 | (△1.4) | 0 | 696 | 0 | 5,813 | 2,525 | 15 |
| 21.10 | 13,577 | 501,966 | (9.4) | 346,127 | (△5.9) | 0 | 735 | 0 | 5,925 | 2,573 | 15 |
| 11 | 14,025 | 500,659 | (7.8) | 347,002 | (△6.7) | 0 | 793 | 0 | 5,939 | 2,681 | 15 |
| 12 | 15,007 | 501,414 | (5.7) | 347,051 | (△8.6) | 0 | 700 | 0 | 6,054 | 2,688 | 15 |
| 22. 1 | 14,370 | 492,498 | (5.2) | 340,408 | (△9.0) | 0 | 722 | 0 | 6,165 | 2,697 | 15 |
| 2 | 13,437 | 494,535 | (4.3) | 341,343 | (△8.8) | 0 | 726 | 0 | 6,199 | 2,735 | 15 |
| 3 | 15,162 | 473,339 | (4.2) | 317,772 | (△2.5) | 0 | 486 | 0 | 6,311 | 2,610 | 13 |
| 4 | 14,440 | 497,457 | (1.4) | 381,151 | (1.1) | 0 | 709 | 0 | 6,389 | 2,673 | 14 |
| 5 | 14,076 | 489,011 | (0.2) | 375,099 | (0.8) | 0 | 751 | 0 | 6,354 | 2,692 | 13 |
| 6 | 13,741 | 488,671 | (△2.3) | 379,383 | (△0.5) | 0 | 801 | 0 | 6,400 | 2,727 | 13 |
| 7 | 13,753 | 473,963 | (△4.1) | 374,828 | (△4.1) | 0 | 736 | 0 | 6,474 | 2,734 | 13 |
| 8 | 13,721 | 468,545 | (△6.9) | 379,459 | (△0.3) | 0 | 1,012 | 0 | 6,453 | 2,719 | 13 |
| 9 | 14,414 | 447,974 | (△10.3) | 341,972 | (2.4) | 0 | 1,017 | 0 | 6,480 | 2,711 | 12 |
| 10 | 13,302 | 457,883 | (△8.7) | 378,375 | (9.3) | 0 | 1,150 | 0 | 6,503 | 2,733 | 12 |

| 年月末 | 有価証券 | 国債 | | | | | 地方債 | | | 短期社債 | | 社債 | | | 株 式 |
|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--|--|-----|
| | | 国債 | 地方債 | 短期社債 | 社債 | 公社 | 公債 | 債 | 金融債 | その他 | | | | | |
| 2018. 3 | 425,704 | (△0.1) | 76,964 | (△10.7) | 92,215 | 29 | 155,710 | (△4.2) | 69,544 | 16,126 | 70,038 | 9,585 | | | |
| 19. 3 | 432,763 | (1.6) | 68,256 | (△11.3) | 93,313 | 19 | 151,570 | (△2.6) | 65,690 | 11,102 | 74,777 | 9,484 | | | |
| 20. 3 | 430,760 | (△0.4) | 64,535 | (△5.4) | 85,744 | 19 | 154,969 | (2.2) | 59,529 | 6,855 | 88,584 | 8,647 | | | |
| 21. 3 | 465,724 | (8.1) | 77,454 | (20.0) | 85,387 | 599 | 159,262 | (2.7) | 57,567 | 3,877 | 97,818 | 9,865 | | | |
| 6 | 459,670 | (4.6) | 73,296 | (9.2) | 84,672 | 1,374 | 158,591 | (1.3) | 55,409 | 3,661 | 99,520 | 7,816 | | | |
| 9 | 466,244 | (4.6) | 74,299 | (7.3) | 85,278 | 764 | 159,331 | (0.9) | 54,508 | 3,598 | 101,224 | 8,328 | | | |
| 21.10 | 473,655 | (5.1) | 77,718 | (11.0) | 85,561 | 1,079 | 160,452 | (1.0) | 54,164 | 3,548 | 102,738 | 8,271 | | | |
| 11 | 475,710 | (5.7) | 77,635 | (11.1) | 85,573 | 1,219 | 160,826 | (1.5) | 53,951 | 3,490 | 103,383 | 8,338 | | | |
| 12 | 474,347 | (5.8) | 75,341 | (9.0) | 85,122 | 1,199 | 161,060 | (1.6) | 53,103 | 3,507 | 104,449 | 8,379 | | | |
| 22. 1 | 483,803 | (6.9) | 81,793 | (12.6) | 85,126 | 1,179 | 161,245 | (1.7) | 53,011 | 3,498 | 104,736 | 8,427 | | | |
| 2 | 488,830 | (6.6) | 85,985 | (11.6) | 85,086 | 1,159 | 161,721 | (2.0) | 52,872 | 3,497 | 105,352 | 8,543 | | | |
| 3 | 486,875 | (4.5) | 84,181 | (8.6) | 83,716 | 589 | 161,228 | (1.2) | 52,365 | 3,508 | 105,355 | 11,343 | | | |
| 4 | 488,163 | (6.3) | 85,294 | (13.5) | 83,362 | 839 | 162,021 | (2.0) | 51,669 | 3,514 | 106,838 | 9,064 | | | |
| 5 | 491,513 | (6.4) | 85,531 | (13.3) | 83,066 | 759 | 162,483 | (2.3) | 51,250 | 3,509 | 107,722 | 8,989 | | | |
| 6 | 492,444 | (7.1) | 86,690 | (18.2) | 82,506 | 619 | 163,427 | (3.0) | 50,420 | 3,494 | 109,512 | 8,873 | | | |
| 7 | 492,264 | (6.7) | 85,717 | (18.4) | 82,355 | 389 | 164,756 | (3.5) | 50,101 | 3,493 | 111,160 | 8,704 | | | |
| 8 | 490,465 | (5.7) | 83,726 | (14.7) | 82,607 | 519 | 164,790 | (3.2) | 49,700 | 3,446 | 111,644 | 8,704 | | | |
| 9 | 491,320 | (5.3) | 85,143 | (14.5) | 82,026 | 269 | 164,387 | (3.1) | 48,868 | 3,401 | 112,118 | 8,800 | | | |
| 10 | 489,273 | (3.2) | 85,186 | (9.6) | 80,931 | 479 | 164,330 | (2.4) | 47,970 | 3,331 | 113,027 | 8,691 | | | |

| 年月末 | 貸付信託 | | | | 余資運用資産計(A) | 信金中金利用額(B) | 預貸率 | (A)/預金 | 預証率 | (B)/預金 | (B)/(A) | |
|---------|------|--------|--------|--------|------------|------------|---------|--------|------|--------|---------|------|
| | 貸付信託 | 投資信託 | 外国証券 | その他の証券 | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 0 | 43,160 | 46,363 | 1,675 | 810,046 | (1.9) | 294,345 | 50.3 | 57.4 | 30.1 | 20.8 | 36.3 |
| 19. 3 | 0 | 47,908 | 60,316 | 1,893 | 829,333 | (2.3) | 300,565 | 50.1 | 57.7 | 30.1 | 20.9 | 36.2 |
| 20. 3 | 0 | 48,945 | 65,567 | 2,329 | 831,286 | (0.2) | 305,844 | 50.0 | 57.1 | 29.6 | 21.0 | 36.7 |
| 21. 3 | 0 | 52,875 | 77,706 | 2,572 | 942,604 | (13.3) | 326,208 | 50.3 | 60.5 | 29.8 | 20.9 | 34.6 |
| 6 | 0 | 52,821 | 78,747 | 2,349 | 982,941 | (11.3) | 381,321 | 49.0 | 61.4 | 28.7 | 23.8 | 38.7 |
| 9 | 0 | 53,695 | 82,093 | 2,451 | 989,808 | (7.2) | 333,832 | 49.1 | 61.8 | 29.1 | 20.8 | 33.7 |
| 21.10 | 0 | 54,160 | 83,916 | 2,494 | 998,450 | (7.2) | 346,127 | 48.8 | 62.1 | 29.4 | 21.5 | 34.6 |
| 11 | 0 | 54,621 | 84,956 | 2,538 | 999,825 | (6.8) | 347,002 | 48.7 | 62.2 | 29.6 | 21.6 | 34.7 |
| 12 | 0 | 55,081 | 85,592 | 2,569 | 1,000,229 | (5.8) | 347,051 | 48.9 | 62.0 | 29.4 | 21.5 | 34.6 |
| 22. 1 | 0 | 56,154 | 87,289 | 2,587 | 1,000,273 | (6.1) | 340,408 | 48.8 | 62.2 | 30.1 | 21.1 | 34.0 |
| 2 | 0 | 56,219 | 87,553 | 2,560 | 1,006,480 | (5.5) | 341,343 | 48.6 | 62.4 | 30.3 | 21.1 | 33.9 |
| 3 | 0 | 55,404 | 87,532 | 2,878 | 984,798 | (4.4) | 317,772 | 49.5 | 61.8 | 30.5 | 19.9 | 32.2 |
| 4 | 0 | 55,475 | 89,482 | 2,622 | 1,009,847 | (3.8) | 381,151 | 48.4 | 62.2 | 30.1 | 23.5 | 37.7 |
| 5 | 0 | 56,330 | 91,722 | 2,629 | 1,004,413 | (3.2) | 375,099 | 48.5 | 62.1 | 30.3 | 23.1 | 37.3 |
| 6 | 0 | 56,148 | 91,464 | 2,713 | 1,004,801 | (2.2) | 379,383 | 48.2 | 61.7 | 30.2 | 23.3 | 37.7 |
| 7 | 0 | 55,743 | 91,798 | 2,798 | 989,939 | (1.1) | 374,828 | 48.4 | 60.9 | 30.2 | 23.0 | 37.8 |
| 8 | 0 | 55,226 | 92,163 | 2,727 | 982,932 | (△0.7) | 379,459 | 48.3 | 60.4 | 30.1 | 23.3 | 38.6 |
| 9 | 0 | 54,996 | 92,939 | 2,757 | 963,932 | (△2.6) | 341,972 | 48.8 | 59.3 | 30.2 | 21.0 | 35.4 |
| 10 | 0 | 54,128 | 92,711 | 2,814 | 970,860 | (△2.7) | 378,375 | 48.5 | 59.6 | 30.0 | 23.2 | 38.9 |

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 国内銀行 (債券、信託を含む) | | 大手銀行 (債券、信託を含む) | | うち預金 | | | | 地方銀行 | |
|---------|--------------|-----|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------|------|--------------|------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | 増減率 | 前年同月比 増減率 | 増減率 | 前年同月比 増減率 | 増減率 | うち都市銀行 | | 前年同月比 増減率 | 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| | | | | | | | 前年同月比 増減率 | 増減率 | | | | |
| 2018. 3 | 1,409,771 | 2.2 | 9,777,912 | 3.0 | 6,489,503 | 3.2 | 4,502,834 | 4.8 | 3,593,112 | 4.6 | 2,620,107 | 3.0 |
| 19. 3 | 1,434,771 | 1.7 | 9,918,647 | 1.4 | 6,581,688 | 1.4 | 4,592,791 | 1.9 | 3,755,950 | 4.5 | 2,681,866 | 2.3 |
| 20. 3 | 1,452,678 | 1.2 | 10,070,585 | 1.5 | 6,668,723 | 1.3 | 4,760,561 | 3.6 | 3,929,329 | 4.6 | 2,777,707 | 3.5 |
| 21. 3 | 1,555,959 | 7.1 | 10,977,055 | 9.0 | 7,247,489 | 8.6 | 5,265,107 | 10.5 | 4,332,234 | 10.2 | 3,054,406 | 9.9 |
| 6 | 1,597,593 | 4.9 | 11,018,502 | 5.4 | 7,232,291 | 5.4 | 5,247,183 | 4.3 | 4,303,082 | 3.6 | 3,116,520 | 6.2 |
| 9 | 1,597,902 | 2.6 | 11,008,363 | 4.7 | 7,253,964 | 4.9 | 5,250,513 | 3.5 | 4,313,300 | 3.5 | 3,089,859 | 5.2 |
| 21.10 | 1,604,483 | 2.6 | 11,037,750 | 4.9 | 7,266,222 | 5.4 | 5,264,248 | 4.1 | 4,321,683 | 4.3 | 3,103,499 | 5.0 |
| 11 | 1,602,516 | 2.4 | 11,083,399 | 4.2 | 7,300,945 | 4.3 | 5,308,092 | 3.1 | 4,351,444 | 3.2 | 3,115,247 | 5.0 |
| 12 | 1,610,111 | 1.9 | 11,055,350 | 4.0 | 7,237,147 | 4.1 | 5,262,391 | 3.4 | 4,300,795 | 3.5 | 3,145,404 | 4.7 |
| 22. 1 | 1,603,150 | 1.9 | 10,949,916 | 2.6 | 7,160,820 | 2.3 | 5,315,987 | 3.9 | 4,359,858 | 4.1 | 3,123,134 | 4.1 |
| 2 | 1,608,711 | 1.8 | 10,928,934 | 1.9 | 7,126,577 | 1.4 | 5,326,102 | 3.9 | 4,367,547 | 4.1 | 3,134,851 | 3.7 |
| 3 | 1,588,700 | 2.1 | 10,940,229 | △ 0.3 | 7,088,030 | △ 2.2 | 5,427,936 | 3.0 | 4,474,944 | 3.2 | 3,181,644 | 4.1 |
| 4 | 1,618,559 | 1.7 | 10,980,760 | △ 0.4 | 7,099,135 | △ 2.3 | 5,441,500 | 2.9 | 4,475,186 | 2.7 | 3,201,936 | 4.3 |
| 5 | 1,613,925 | 1.6 | 11,011,435 | △ 0.5 | 7,137,731 | △ 2.2 | 5,481,704 | 3.0 | 4,510,431 | 3.0 | 3,198,039 | 3.0 |
| 6 | 1,624,783 | 1.7 | 10,965,755 | △ 0.4 | 7,061,588 | △ 2.3 | 5,408,023 | 3.0 | 4,436,312 | 3.0 | 3,221,788 | 3.3 |
| 7 | 1,621,721 | 1.7 | 10,980,836 | △ 0.1 | 7,085,503 | △ 1.9 | 5,427,229 | 3.7 | 4,444,683 | 3.7 | 3,213,705 | 3.4 |
| 8 | 1,624,404 | 1.4 | 10,977,178 | △ 0.3 | 7,093,277 | △ 1.9 | 5,440,705 | 3.6 | 4,455,048 | 3.5 | 3,203,784 | 3.1 |
| 9 | 1,621,384 | 1.4 | 10,930,192 | △ 0.7 | 7,069,230 | △ 2.5 | 5,422,962 | 3.2 | 4,433,173 | 2.7 | 3,182,461 | 2.9 |
| 10 | 1,625,780 | 1.3 | 11,000,284 | △ 0.3 | 7,128,355 | △ 1.8 | 5,481,851 | 4.1 | 4,475,790 | 3.5 | 3,191,029 | 2.8 |

| 年 月 末 | 第二地銀 | | 郵便貯金 | | 預貯金等合計 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | 増減率 | 前年同月比 増減率 | 増減率 | 前年同月比 増減率 | 増減率 |
| | | | | | | |
| 2018. 3 | 668,302 | 1.5 | 1,798,827 | 0.2 | 12,986,510 | 2.5 |
| 19. 3 | 655,093 | △ 1.9 | 1,809,991 | 0.6 | 13,163,409 | 1.3 |
| 20. 3 | 624,155 | △ 4.7 | 1,830,047 | 1.1 | 13,353,310 | 1.4 |
| 21. 3 | 675,160 | 8.1 | 1,895,934 | 3.6 | 14,428,948 | 8.0 |
| 6 | 669,691 | 2.2 | 1,919,777 | 2.3 | 14,535,872 | 5.0 |
| 9 | 664,540 | △ 0.2 | 1,915,979 | 2.2 | 14,522,244 | 4.1 |
| 21.10 | 668,029 | △ 0.3 | — | — | — | — |
| 11 | 667,207 | △ 0.2 | — | — | — | — |
| 12 | 672,799 | △ 0.6 | 1,939,198 | 2.1 | 14,604,659 | 3.5 |
| 22. 1 | 665,962 | △ 1.2 | — | — | — | — |
| 2 | 667,506 | △ 1.5 | — | — | — | — |
| 3 | 670,555 | △ 0.6 | 1,934,419 | 2.0 | 14,463,348 | 0.2 |
| 4 | 679,689 | △ 0.9 | — | — | — | — |
| 5 | 675,665 | 1.4 | — | — | — | — |
| 6 | 682,379 | 1.8 | 1,949,671 | 1.5 | 14,540,209 | 0.0 |
| 7 | 681,628 | 2.0 | — | — | — | — |
| 8 | 680,117 | 1.9 | — | — | — | — |
| 9 | 678,501 | 2.1 | 1,937,240 | 1.1 | 14,488,816 | △ 0.2 |
| 10 | 680,900 | 1.9 | — | — | — | — |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 大手銀行 | | 都市銀行 | | 地方銀行 | | 第二地銀 | | 合 計 | |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | |
| 2018. 3 | 709,634 | 2.5 | 2,564,273 | 1.3 | 1,878,859 | △ 1.3 | 2,003,487 | 4.0 | 523,825 | 3.1 | 5,801,219 | 2.5 |
| 19. 3 | 719,837 | 1.4 | 2,571,752 | 0.2 | 1,992,328 | 6.0 | 2,091,002 | 4.3 | 521,568 | △ 0.4 | 5,904,159 | 1.7 |
| 20. 3 | 726,752 | 0.9 | 2,612,520 | 1.5 | 2,022,244 | 1.5 | 2,199,857 | 5.2 | 493,282 | △ 5.4 | 6,032,411 | 2.1 |
| 21. 3 | 784,373 | 7.9 | 2,752,564 | 5.3 | 2,130,042 | 5.3 | 2,301,455 | 4.6 | 527,174 | 6.8 | 6,365,566 | 5.5 |
| 6 | 784,506 | 4.4 | 2,718,938 | △ 2.0 | 2,098,381 | △ 3.2 | 2,318,567 | 2.8 | 515,002 | 1.1 | 6,337,013 | 0.7 |
| 9 | 786,442 | 1.6 | 2,715,909 | △ 0.9 | 2,086,451 | △ 2.4 | 2,333,700 | 2.5 | 517,045 | 0.2 | 6,353,096 | 0.7 |
| 21.10 | 785,143 | 1.2 | 2,706,998 | △ 0.7 | 2,077,075 | △ 2.2 | 2,338,741 | 2.4 | 517,244 | △ 0.0 | 6,348,126 | 0.7 |
| 11 | 783,303 | 1.0 | 2,723,889 | △ 0.9 | 2,087,774 | △ 2.5 | 2,342,512 | 2.7 | 517,157 | △ 0.2 | 6,366,861 | 0.6 |
| 12 | 788,777 | 0.8 | 2,732,352 | 0.0 | 2,094,031 | △ 1.3 | 2,357,289 | 2.9 | 521,731 | △ 0.2 | 6,400,149 | 1.1 |
| 22. 1 | 784,333 | 0.5 | 2,723,306 | △ 0.2 | 2,085,247 | △ 1.5 | 2,355,458 | 2.7 | 518,983 | △ 0.7 | 6,382,080 | 0.8 |
| 2 | 783,787 | 0.3 | 2,736,068 | △ 0.1 | 2,097,406 | △ 1.3 | 2,361,030 | 2.6 | 520,045 | △ 0.7 | 6,400,930 | 0.8 |
| 3 | 788,013 | 0.4 | 2,776,115 | 0.8 | 2,130,641 | 0.0 | 2,372,635 | 3.0 | 523,182 | △ 0.7 | 6,459,945 | 1.4 |
| 4 | 786,114 | 0.1 | 2,766,607 | 1.0 | 2,112,595 | △ 0.1 | 2,377,446 | 3.2 | 524,312 | △ 0.7 | 6,454,479 | 1.5 |
| 5 | 784,491 | △ 0.0 | 2,778,099 | 1.8 | 2,119,027 | 0.5 | 2,382,332 | 2.8 | 525,074 | 2.0 | 6,469,996 | 1.9 |
| 6 | 785,824 | 0.1 | 2,803,471 | 3.1 | 2,137,000 | 1.8 | 2,390,962 | 3.1 | 528,020 | 2.5 | 6,508,277 | 2.7 |
| 7 | 787,863 | 0.3 | 2,808,484 | 3.6 | 2,140,060 | 2.4 | 2,405,952 | 3.3 | 531,106 | 2.7 | 6,533,405 | 3.0 |
| 8 | 787,197 | 0.5 | 2,818,815 | 4.0 | 2,145,583 | 3.0 | 2,412,537 | 3.7 | 531,250 | 2.9 | 6,549,799 | 3.4 |
| 9 | 792,655 | 0.7 | 2,845,038 | 4.7 | 2,164,551 | 3.7 | 2,422,696 | 3.8 | 535,051 | 3.4 | 6,595,440 | 3.8 |
| 10 | 790,392 | 0.6 | 2,850,920 | 5.3 | 2,167,408 | 4.3 | 2,432,465 | 4.0 | 536,954 | 3.8 | 6,610,731 | 4.1 |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<https://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2023年1月1日 発行

2023年1月号 第22巻 第1号(通巻603号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫